

No. 4

# 日本学校歯科医会会誌

第23回全国学校歯科医大会

青森市 1959

## 目 次

改訂學習指導要領と歯科衛生教育	山田 茂	…1
<b>参考資料</b>		
小学校學習指導要領の抜萃について		…13
<b>研究</b>		
奈良県におけるう歯半減運動	富森 光弘	…19
埼玉県よい歯のコンクールについて		
富山県う歯半減「よい歯の学校運動」について	高橋暉良・高橋郁雄	…20
静岡市立伝馬小学校における保健教育を主体とした(半減運動)	坪田 忠一	…22
う歯半減運動の一環として実施した避地無医村に対する巡回診療について	中村 幸義	…23
むし歯半減運動の隘路	後藤 宮治	…26
むしば半減運動の1つの隘路	黒沢 勝弥	…28
学校保健計画について	森 茂一郎	…29
就学時健康診断及びその事後措置	岡田藤治郎	…31
横浜市における学校歯科保健推進事業について	河越 逸行	…32
学校における健康診断及び事後措置	林 広一	…33
東京都における要保護、準要保護者の医療費補助	山田 茂	…34
和歌山県における要保護、準要保護児童の取扱い	中本 徹・和田金太郎	…35
愛知県の要保護、準要保護の取扱いについて	川口 吉雄	…37
大阪における医療補助	平岡 昌夫	…39
徳島県下避地学校における歯科診療		
10ヵ年の成績	春瀬 重敏	…40

奥村賞について	43
第1回奥村賞授賞について	43
全日本よい歯の学校表彰	44
<b>調査</b>	
学校歯科実状調査について	45
学校歯科寸言	49
第23回全国学校歯科医大会	53
シンポジウム	54
協議会	56
大会決議	57
懇親会	58
教育視察	59
観光	60
第23回全国学校歯科医大会参加者名簿	62
第23回全国学校歯科医大会收支決算書	64
大会役員名簿	65
第23回全国学校歯科医大会後記	67
第6回総会	70
日本学校歯科医会のうごき	73
学校保健法にもとづく、健康診断のうち、歯の検査 を初診行為とみなすことの不适当についての意見 書	76
第2回奥村賞について	77
全日本よい歯の学校表彰について通牒	77
日本学校歯科医会役員名簿	78
日本学校歯科医会加盟団体名簿	80
日本学校歯科医会会則	81
第24回全国学校歯科医大会9月25日和歌山で	82
文献紹介	12, 48, 69
編集後記	82

# 改訂學習指導要領と歯科衛生教育

日本大学歯学部

山 田 茂

## はじめに

歯の検査とその後の処置はたいせつな学校歯科医の仕事である。しかしながら、ただこれだけに努力を集中することによって、子供達のむし歯を皆無にすることはできない。むし歯半減運動の展開によってかなりの成績をあげているけれども、むし歯は年々増加する事実を見てもそれは明かである。処置に努めると共に子供達、父兄母親達に、更に地域社会に、そこから発展して国民全体への保健教育がまづ必要なのである。そして保健教育はまず子供達の教育のための施設、すなわち学校における教育が中心となって地域社会へ浸透するのが順路である。

学校歯科医は保健指導、健康相談に従事すると共に、現場の教育への協力をすることが必要であると思う。私は健康教育を広義に解し、この中に歯の検査、健康管理、生活指導（保健指導、健康相談を含めて）、健康に関する知的理理解教授などを含むものとして取扱う立場をとっている。そして健康教育の各部門は別個独立にあるのではなく、一連のつながり、具体的には学校の健康教育のカリキュラムの中に織込まれたものでなければならないものと思う。それでなければ教育の効果は期待できない。

このように考えて來ると、学校歯科医が学校と手をたづさせて子供達の歯をむし歯から守るために、学校で行われている歯の健康に関する教育はどのように行われているかをまず知らねばならない。小学校では来年4月から改訂學習指導要領の全面実施に伴い、教科書も皆新らしいものに変わる。これは学校歯科医の立場から保健教育に協力するよい機会である。その協力のために参考になることを述べたいと思う。

## 小学校における保健教育はどのように行われるか

従来、小学校における保健教育は特設時間を設けて行っていたところもあつたけれども、通常理科を中心に社会、国語、その他の教科に散発的に現われる機会をとらえて行われて来た。日本の小、中、高校の教育は経験教育の考え方を多分にとり入れているとはい、型としては教科カリキュラムによつている。したがつて、教科の中に保健に関する事項が現われる時を捕えて保健教育が行われることになる。昭和33年8月に文部省は學習指導要領を改訂し、教育課程を小学校では国語、社会、算数、理科などの8教科と、道徳、特別教育活動、学校行事によつて編成し、中学では国語、社会、数学、理科その他の必修教科と、選択教科としての外国語、農業、工業その他、および道徳、特別教育活動、学校行事によつて編成することに定めた。このうち道徳だけは昭和33年9月1日から、他は36年4月から（中学は37年4月から、高校は38年4月からの予定）、実施することになつたのである。現在はその移行期にあり、大部分改訂學習指導要領によつて教育が行われている。この中にあつて、健康教育は保健教育と呼び名を変え、従来小学校の理科その他の教科に1年から6年まで繰返し現れていた歯科衛生の習慣形成に関する事項は全く姿を消し、道徳の中に若干取上げられ、それまで小学校で保健教育のために特設時間を設け得ることになつたものを全部中止し、それに代えて5年と6年で「体育や保健に関する知識」の教育のために10時間ずつとらねばならないことになつた。しかしながら、保健教育は従来同様各教科、道徳、特別教育活動および学校行事などの教育活動全体を通じて、あらゆる機会をとらえて行うことになつてゐる。（指

導計画作成および指導の一般方針の4)したがつて、保健教育は体育の中で保健に関する知的的理解として教育するもの、理科の教科の中で身体の構造や機能、疾病の原因や予防に関して教育するもの、も一つは道徳の中で生活のあり方、主として健康に関する習慣形成について教育するものの3者が主流をなし、これに特別教育活動の中で児童生徒が自治活動として行う保健活動と学校行事として行われる保健活動が加わる。この他、理科以外の教科、たとえば家庭、社会、国語などに時として現われる保健に関する事項を捕えて行われることになる。

理科に保健関係事項が少なくなり、習慣形成に関する事項が殆んど姿を消したのは、次のことからも推察できる。すなわち、従来学習指導要領理科編に「生命を尊重し、健全で安全な生活を行う」が指導要領ではこれが指導目標から除かれ、道徳の「日常生活の基本的行動様式」に関する指導内容の1に「生命を尊び、健康を増進し、安全の保持に努める」があげられている。しかし、一方には「道徳」に保健関係のことがかなり多く取り上げられているけれども、本質的に保健教育と異なった立場での指導、即ち正邪善惡の判断とか社会の成員として必要な道徳的態度、その他人間尊重、人間完成という立場からの指導でなければならないという主張もある。しかしながら、生命の尊重、健康増進の理念なくして人間尊重はあり得ないのであるから、「道徳」の中に保健教育があつても何等差支ないものと思う。

#### 歯科衛生教育における旧学習指導要領と改訂学習指導要領の違い

旧学習指導要領と改訂学習指導要領とで歯科衛生教育がどのように取上げられて来たか、つまりどんなふうに違ってきたかを振返ってみよう。従来の旧学習指導要領によつた理科その他国語、社会、算数、家庭、音楽などには、かなり多くの機会に歯科衛生に関する事項が現われていた。その内容は教科書の発行所により多少の差異はあるけれども、凡そ次のようなものであつた。(○印は大部分の理科の教科書に現われるもの)

1学年

- ① 朝晩歯をみがく
- ② 毎食後、外出から帰つたときうがいする
- 3. 食べ物はよくかんで食べる
- 4. 歯の検査を受ける
- 5. むし歯になつたら早く治療を受ける

2学年

- ① 朝晩歯をみがく
- ② 正しい歯のみがきかた
- ③ 歯みがき日記をつける
- ④ 毎食後、遊んだあとうがいする
- ⑤ 歯の検査を受ける
- ⑥ むし歯になつたら早く治療をうける
- 7. 自分の口の中をしらべる
- 8. 食物はよくかんで食べる
- 9. むし歯を防ぐにはどうすればよいか

3学年

- ① 朝晩と毎食後歯をみがく
- ② 歯みがきの順序方法
- ③ 食後、外出から帰つた後うがいする
- ④ 食物はよくかんで食べる
- 5. 歯の検査を受ける
- 6. むし歯のすすみ方
- 7. むし歯になつたら早く治療を受ける

4学年

- ① 歯の構造、形、役目
- ② むし歯のできるわけ
- ③ むし歯の予防
- ④ 歯牙交換
- 5. むし歯のすすみ方
- 6. むし歯の早期発見と早期治療
- 7. 正しい歯のみがきかた

5学年

- ① 歯を丈夫にするに役立つ食物
- 2. 咀嚼の効果
- 3. 食後のうがいまたは歯みがき

6学年

- ① 食物はどのようにして消化吸収されるか
- 2. 各歯の役目について
- 3. よくかんで食べることのたいせつなわけ
- 4. 歯の検査を受ける

これを総括的にみると、1~3年では習慣形成を主体とし4年以上では知的理理解を得させようとす

るねらいが解る。そして歯科衛生教育の中心は通常4年に置かれていた。

改訂学習指導要領ではどの学年のどの教科にあつても、歯科のみならず保健関係事項は著しく縮小され、歯科衛生教育の中心は4年から2年に下げられている。新らしい教科書の今一つの特色は、その取上げている内容が大同小異で、単元名も同じようなものが並び、文章からさし絵まで類似し、全般的に著しく類型的になつて来たことが注目される。次に各教科別に歯科関係事項がどのように現われるかをみよう。

### 「理科」に現われる歯科関係事項

#### 1学年

歯科衛生のみならず一般保健に関する事項は殆んど現われない。前述の改訂前の理科と比較されたい。

#### 2学年

通常「よいは」という単元名で2頁あてられている。時には「はのはたらき」「わたしたちは」という単元名を使ってるものもある。

ここでは自分の歯について関心を深めることを指導目標とし、1) 自分の歯を鏡に写して観察させ、大きさ、乳歯と永久歯、むし歯と健康全歯などに違いのあることに気付くようにし、2) 歯がどんな役目をするかを知らせ、3) 歯をたいせつにし、むし歯から守るような態度を養うことを目指している。ここで注意を要するのは2年という対象を考え、乳歯と永久歯の差といつても歯科学で教えるような見分け方でなく、永久歯が生えて来ると正しいはたらきの一つとしてだんだん動いて来るのが乳歯であることの理解や、歯の役目も個々の歯の役目よりも歯全体としての役目を主として理解させることを目安とすべきだと思う。

学習活動として考えられるものは

#### 1. 自分の歯を鏡で見る。

友人とお互に歯を見合う。

- a) 歯はどんな形をしているか
- b) いろいろな違った形のあることを知る
- c) 上下の歯を数えてみる
- d) むし歯があるかどうかをしらべる
- e) むし歯が何本あるか数える

- f) 歯がよごれているかどうかをしらべる
2. むし歯について話合う。
- a) むし歯で困った経験を話合う
  - b) むし歯になつたとき、歯科医の治療を受けたか
  - c) 歯科医の治療を受けた結果はどうであつたか
  - d) 歯科医の治療を受けないむし歯はどうなつたか
  - e) むし歯で学校を休んだり、遅刻したり、早退した人がいるかどうか

#### 3. むし歯を防ぐにはどうすればよいか。

などがある。なお、「道徳」でも「歯をたいせつにしよう」「むし歯予防デー」などが取上げられることが多いので、それとの関連を考える必要がある。

#### 3学年

A) 人のからだのおよそのつくりを調べることが指導目標として取上げられている。多くの教科書は「からだとしせい」という単元名で3, 4頁使つてゐる。ここでは、1) からだを外から観察して骨組や筋肉のおよそのつくりや、2) 内臓器官の位置と、3) それらのはたらきの概要を理解し、4) 姿勢を正しく保つことのたいせつなわけを理解させる。歯科領域に関することは少ないけれども、上下の顎骨とそれを動かす筋肉のあること、かむ力の強いことなどを理解させ、そこから発展して食物はよくかんで食べることは健康を保つためにたいせつであることは理解させるよう指導する。

B) 「うがい水」か「うがい水つくり」という単元名で、食塩やほう酸を使ってうがい水を作り、食塩やほう酸の水や湯に溶ける状態のちがいなどを理解させる項目がある。ここでのうがいと歯をきれいにするうがいの仕方のちがいを説明し、実際にやってみる機会が得られる。

#### 4学年

A) 自分のからだの発育状態と、からだの各器官のおよそのはたらきを調べることが指導目標として取上げられ、通常「じょうぶなからだ」「わたくしたちのからだ」などという単元名で6頁前後があてられている。ここでは、1) 健康診

断の結果を入学時や前年のものと比較して、身長、体重、胸囲などの成長を知り、2) 鼓動、体温、呼吸が健康安静時の場合と病気や運動の後では違うことを知り、3) 口、耳、目、皮膚などの清潔に注意して、むし歯、トラホームなどにからないように指導する。

大部分の教科書にむし歯のすすみ方、またはむし歯のでき方を示した絵があり、食物のこりが歯についているとむし歯になりやすいこと、歯みがきやうがいをして歯をきれいにしようということが書かれている。

B) 食物に含まれている栄養素とそれはたらきに関心と理解を持つことを目標とし、教科書の多くは「食べ物とえいよう」という単元名で、1) 食べ物にはどんな栄養素があるか、2) それらの栄養素はそれぞれ違つたはたらきをもつてゐる、3) かたよつた食物だけでは栄養を完全にとることができないことをその内容としている。ここでは偏食の害と食物はよくかんで食べるような指導する機会が得られる。

C) 脂肪、蛋白質、でん粉の各々について独立した単元で、それらの性質を実験、観察を通して理解させることを内容として取上げている教科書が多い。少數のものは「食物とえいよう」という単元に含ませている。ここではよくかんで食べるとこなれがよいこと、でん粉はかんでいる間に唾液のはたらきで糖に変ることを指導する機会が得られる。

#### 5学年

A) 保健に直接関係ある事項としては、病原体と寄生虫の種類、それが人体にはいり病気を起すまでの経路、それらの病気の予防が指導目標として取上ぎられている。これらの指導は公衆衛生の立場から、通常「道徳」でも取上げられている。

B) せつけんのはたらきについて実験を中心理解するよう指導する項目がある。ここではからだの清潔について指導する機会が得られる。

C) 酸性、アルカリ性、中性について実験観察を通して理解するよう指導する項目がある。ここでは甘いものを食べたあと、うがいせずにいると口の中がすっぱくなる実験が大理石が酸にとける実験を取り入れると、そこからむし歯のできる

わけや予防の指導をする機会が得られる。

D) 酸と二酸化炭素をつくり、その性質を調べることが指導項目の中にある。ここでは戸外運動が健康保持のために必要であり、歯を丈夫にするに役立つことを指導する機会が得られる。

#### 6学年

からだのつくりとはたらきを調べ、健康について関心と理解を深めることを目的として問題を取上げている。通常「からだのつくりとはたらき」「人体のはたらき」などの単元名で20頁内外があてられている。ここでは、1) 骨と筋肉のはたらき、3) 心臓と血液のはたらき、4) 肺臓と呼吸のはたらき、5) 腎臓のはたらきと汗のはたらき、6) 消化器のしくみとはたらき、病気の予防などの項目があり、消化器のしくみとはたらきの中に僅かではあるが、口のはたらきが胃や腸のはたらきと並んで取上げられ、主として咀嚼の効果を述べ、2、3の教科書にはごはんの噛む前のものと、よく噛んだものとにヨウ素液をかけて比較する実験が記載されている。消化器のはたらきの項目は家庭での食生活と関連をもつて指導せねばならないものであるから、家庭科のカリキュラムとの関連を考えて置く必要があろう。

以上のように小学校理科の教科で歯科衛生に直接関連した問題を取上げているのは2年が主で、4年6年でも僅かながら取上げている。1,3,5年は間接に歯科衛生の指導をする機会が残されているのみである。特に1年は習慣形成の大切な時期であるにかかわらず空白状態になり易いので、現場の教師に特別な考慮を払つて貰わねばならない。尚各発行所の理科教科書の歯科衛生に関連ある単元名を示すと表1のようである。

#### 「道徳」に現われる歯科関係事項

道徳は前述のように教科としてではなく、教科外の教育として教育課程に編成されるもので、時間配当は各学年とも年間35時間(1年は34時間)であるから週1回ということになる。ついでながらここで1時間というのは授業時数の1単位のことと45分である。これは他の教科でも同様である。文部省の道徳実施要綱によると道徳の指導内容として小学校36項目、中学11項目があげられ-

表1 理科に現れる歯科関係単元名

出版社	学年	2年	3年	4年	5年	6年
		よいは(p. 68)	からだとしせい(p. 36) うがい水(p. 82)	じょうぶなからだ(1のp. 20) 食べ物とえいよう(1のp. 78)	伝染病と寄生虫(1のp. 34) せつけんのはたらき(2のp. 12) 酸素とアルカリ性(3のp. 18)	からだのつくりとはたらき(1のp. 2)
二葉	はみがき(p. 14)	からだとしせい(p. 30)	じょうぶなからだ(p. 26)	伝染病と寄生虫(p. 44)	からだのはたらき(2のp. 12)	
学校図書	よいは(p. 12)	からだとしせい(p. 42)	けんこうなからだ(p. 20)	伝染病と寄生虫(p. 56)	からだのはたらき(p. 38)	
教育出版	わたしたちのは(p. 10)	からだのつくり(p. 32)	そだつからだ(p. 22)	伝染病(p. 80) 寄生虫(p. 88)	からだのつくりとはたらき(p. 22)	
啓林	わたしたちのは(p. 20)	からだのつくり(p. 34)	そだつからだ(p. 34)	病原体と寄生虫(p. 71)	人体のはたらき(p. 12)	
日本書籍	はのはたらき(p. 20)	しせいとからだ(p. 20)	じょうぶなからだ(p. 36)	伝染病と寄生虫(p. 46)	人体のはたらき(p. 14)	
大阪書籍	よいは(p. 12)	わたしたちのからだ(p. 62)	わたしたちのからだ(p. 36)	寄生虫と伝せん病(p. 48)	わたしたちのからだ(p. 110)	
信教出版	よいは(p. 18)	からだとしせい(p. 22)	じょうぶなからだ(p. 16)	きせい虫と伝染病(p. 35)	人体のはたらき(p. 11)	
東京書籍	よいは(p. 22)	わたしたちのからだ(p. 26)	そだつからだ(p. 34)	病原体と寄生虫(p. 26)	からだのつくりとはたらき(p. 18)	

備考 「うがい水」は3年のどの教科書にも、「食べ物とえいよう」は4年のどの教科書にも、「せんけんのはたらき」は5年のどの教科書にも、「酸素と二酸化炭素」は5年の教科書の大部分に、少数のものが6年の「からだのはたらき」の中の「こきゅうのはたらき」の中にある。なお、これらの単元名は教科書により多少の違いがある。

ている。主題名の参考例として小学校の低学年、中学年、高学年別に35例ばかり、計104例あげられているが、そのうち保健教育に直接関連あるものは次の17例あり、この他多少関連あるもののがかなりある。

小学校低学年：あぶない道、きれいな手、よいしせい、夏のたべもの、水あそび、なんでも好き嫌なくたべよう、むし歯デー

中学年：教室をきれいに、給食のじゅんび、つゆどきの衛生、ひびとしもやけ、健康診断とわたしの成長、人間のいのち

高学年：病気見舞、水泳の注意、食後のだんらん、よい習慣悪い習慣

中学校の年間計画例も幾つかあげられており、その内容には各学年とも保健教育に直接関連を持つていてものが3~5含まれている。また、文部省発表の小学校道徳指導書に詳細な指導が幾つか

示されているが、2年には「はをたいせつにしよう」(p. 50)という主題名で指導案と指導記録が記載されている。このように、文部省案をみると保健教育に関連あるものがかなり多く含まれているけれども、民間会社から発行されている「道徳」の学年別指導書の中には保健に関する事項が甚だ少ないものもある。上述のように保健教育、特に健康習慣の育成は「道徳」に依存するところが大きいので、このような指導書を選択しないよう教育委員会、校長に進言する必要があろう。

### 「体育」に現われる歯科関係事項

体育科の中で、体育や保健に関する知的的理解として年10時間の特設時間をもつて教育されるのは5、6年だけである。もつとも1年から4年までの間にも運動やゲームを通してからだの清潔、

安全に関する態度、習慣、能力を養うことになっている。5、6年で教育される内容として示されているものは次のようなものであつて歯科領域に直接関係あるものは含まれていない。

#### 5学年

##### 1. 健康な生活

- ア からだや身の回りを常に清潔にする
- イ よい姿勢を保ち、悪い姿勢のきよう正のしかたを理解する
- ウ 疲労の回復のために伏養や睡眠の必要を理解する
- エ 自己の健康状態に応じた運動のしかたを理解する

##### 2. 身体の発達状態や健康状態

- ア 健康診断の結果に基づいて、自己のからだの形態的な発達状態を知る
- イ 自己の視力、聴力、疾病異常の有無などの健康状態を知り、進んで治療を受け、健康をそこなわないように注意する
- ウ 自己のからだの機能の現状を知り、運動がこれら機能の向上に役立つことに気づく
- エ 健康に異常のあるときのからだの変化について理解を深め、その場合は進んで処置を受けるようにする

#### 6学年

1. 病気の予防 日常かかりやすい病気の症状とその予防のしかたについて理解させる。かぜ、インフルエンザ、回虫病、十二指腸虫病、白せん、かいせん、トラホーム、食中毒、赤痢、結核、伝染病などの原因、症状、感染経路、予防方法、日常の注意などを知る。

2. 傷害の防止 けがややけどの原因とその防止について理解させ、簡単な応急手当ができるようとする。

##### 3. 各種の運動の特徴と運動競技会

以上のような指導事項のうち、歯科衛生に関連を持たせて指導できるものをあげると

#### 5学年では

1) からだの清潔の指導の際、食後にはいつもうがいや歯みがきをして口の中を清潔に保つよう指導する。

2) 健康診断の結果、むし歯のあることを知つ

たら進んで治療を受けるよう指導する。

3) むし歯が進むとどんなふうになるか。

6学年では

1) 児童の疾患中一番多いのはむし歯である。その進みかたと予防。

2) 前歯、特に上顎前歯が外傷によつて損傷を受けることが多い。これの防止の応急手当の指導。

#### 「家庭科」に現われる歯科関係事項

家庭科には保健教育に関連ある事項が多いが歯科衛生に直接関係のある事項は殆んどない。家庭科は5、6年だけ週2回、年間70時間があてられている。5、6年の指導目標中保健に関する事項としては次のようなものがある。

#### 5学年

- 1) 被服を清潔に保ち、衛生的な着方を指導する
- 2) 日常の食物の栄養について理解させる
- 3) すまいの清潔や整理について初步的な知識と技能を身につける

#### 6学年

- 1) 日常食の栄養的なとり方についての理解
- 2) 健康で合理的なすまいのくふう

ここでは被服の清潔からからだの清潔に及び、食物の栄養から偏食きよう正や咀嚼についての指導、健康で合理的なすまいから充分な日光と新らしい空気のたいせつなことを指導する機会が得られる。

#### 「社会科」に現われる歯科関係事項

公衆衛生に関連して、伝染病の予防、保健所の仕事、診療所の仕事、町の衛生などについて1、2、3年でおよその理解が得られるよう指導することになつてゐる。

1年の指導内容に「みんなが健康に暮すことが楽しい生活のもとになるので、学校や社会では病気やかげをふせぐためにきまりを作くつたり、行事を行つたりしており、両親や先生も常に気を配つてゐる」という項目がある。これと道徳における清潔習慣の指導だけが1学年の保健に関連ある指導事項である。

2年ではみんなを病気から守るために働いてい

る人たちのしごとについての指導項目がある。ここでは伝染病について述べられることが多いけれども、医師にはいろいろな専門があり、歯をむし歯から守るために歯科医が働いていることを知らせることができる。

3年では町や村の暮らしをよくするための施設の一つとして保健所や診療所があることと、それらのしごとを理解させるよう指導する項目がある。保健所や診療所には歯科があり、みんなの歯をむし歯から守るために働いていることを理解させる機会が得られる。

4, 5, 6年では歯科衛生について指導する機会が非常に少ない。

#### 「国語」に現われる歯科関係事項

国語に現われる保健関係の事項としては、5年生の伝記中に北里柴三郎伝やフレーミング伝を取上げている場合があるので、伝染病については指導の機会が得られる場合もある。歯科衛生については指導の機会が極めて少ない。野口英世伝の場合は若干指導の機会が得られるであろう。

上述の各教科に現われる歯科衛生関係項目の要点を一覧表にまとめると表2のようになる。

#### 歯科衛生教育のカリキュラム

以上、各教科のどこに、どんな歯科関係事項が現われるかを簡単に述べた。次にこれらを考慮に入れて歯科衛生教育のカリキュラムを作る順序になるが、その前に歯科衛生教育として最少限度必要なものを考えて置かねばならない。そしてこれを1年から6年までの間に、どの学年で何を教育するかの割り振りをし、それをどの教科でとりあげ、どのような方法で教育するかを考える、つまりカリキュラムを設定し、単元の展開方法を考えることになる。カリキュラムの設定とし、これを教室で実際の授業に下して行くための単元の展開の作成は学校の先生方の仕業である。学校歯科医は教材の提供、実験方法の助言などによって協力する。そのほか、学校歯科医の立場から歯科衛生教育の最少限度必要な要素(Minimum essentials)を学校に提示し、できれば各学年の指導目標を提示して保健教育のカリキュラム設定に役立てもらう。更にできればその学校のどの教科書の

どこで、それら指導目標にそつた指導をすることができるかを参考資料として提示することによって、学校の歯科衛生教育への関心を高めることができる。このような積極的な協力は専門的で学校歯科医の仕事でないと考える人もあると思うが、本文を読んでいただいた方なら、この程度のことは容易にできる筈であると自負している。

歯科衛生教育の総括的目標として最少限必要要素には次のようなものが含まれるであろう。

##### 1. 習慣形成については

- a) 歯と口の中を清潔に保つ習慣
- b) 甘いものを食べ過ぎない習慣
- c) 片よつた食べ物をとらない習慣
- d) 食物をよくかむ習慣
- e) 片側だけでなく、全部の歯でかむ習慣
- f) 指や爪や鉛筆をかまない習慣

##### 2. 口腔衛生知識については

- a) 歯の健康の重要性について
- b) 歯の発生、発育、構造、形、数、歯牙交換について
- c) 歯のはたらきと役目
- d) むし歯はどうしてできるか、どんな進み方をするか
- e) むし歯を予防するにはどうすれば良いか
- f) 歯槽膿漏はどうして起るか、どんな進み方をするか
- g) 歯槽膿漏を予防するにはどうすればよいか
- h) 歯齦炎はどうして起るか、どんな進み方をするか
- i) 歯齦炎を予防するにはどうすればよいか
- j) 不正咬合はどうして起るか
- k) 不正咬合を予防するにはどうすればよいか
- l) 歯のみがきかたとうがいのしかた
- m) 歯の表面について残っている食物はどんな作用をするか
- n) 歯についている歯石はどんな作用をするか
- o) 唾液の作用
- p) 咀嚼の効果
- q) 子供や大人はどれくらいむし歯や歯齦炎や歯槽膿漏や不正咬合になっているか
- r) 歯のためによい食物わるい食物

##### 3. 態度の育成について

表2 各教科、道徳に現れる歯科関係事項

教 学 年 科	理 科	道 徳	体 育	家 庭	社 会	国 語
1		<ul style="list-style-type: none"> <li>からだをきれいに、（歯口清掃の習慣）</li> <li>夏のたべもの</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>健康なくらし</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯の形と大きさ</li> <li>乳歯と永久歯とのちがい</li> <li>むし歯とよい歯のちがい</li> <li>歯の役目歯をむし歯から守るような態度をやしなう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯を大切に</li> <li>なんでも好き嫌なくたべよう</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>みんなを病気から守るために働いている人たち</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下の顎骨とそれを動かす筋肉のはたらきの理解</li> <li>うがい水つくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食</li> <li>人間のいのち</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所のしごと</li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>むし歯の進み方</li> <li>むし歯の原因</li> <li>歯を清潔にたもたねばならないわけ</li> <li>偏食の害</li> <li>よくかんで食べることの大切なわけ</li> </ul>					
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝染病と寄生虫</li> <li>せつけんのはたらき</li> <li>酸、アルカリ、中性についての実験（甘いものを食べたあと口の中がすっぱくなる）</li> <li>酸素と二酸化炭素（日光と新鮮な空気）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食後のだんらく</li> <li>よい習慣わるい習慣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>からだや身のまわりの清潔</li> <li>健康に異常があるかどうかの判断</li> <li>健康に異常のある時は進んで処置を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯のためによい食物と悪い食物</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>伝記中、医学関係のものが多い、野口英世伝の場合は若干指導の機会がある</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>からだのつくりとはたらき</li> <li>咀嚼の効果（ごはんをかむ前と後とを比較する）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の病気はむし歯が一番多い</li> <li>前歯の外傷による破損が多い</li> <li>前歯の外傷の応急処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>楽しい食事</li> <li>偏食にならないくふう</li> </ul>		

- a) 歯にわるい食物をとらない態度  
 b) 食物をよくかんで食べる態度  
 c) 進んで歯の検査を受ける態度  
 d) 進んでむし歯の治療を受ける態度

この他各学校の実状によつて若干の追加あるいは除いてよいものもある。また、厳密にいうとこれ以外に歯を健康に保つための能力、技能というようなものの教育目標もある。

たとえば1年と3年では、同じ歯みがきをするにも、1年では歯みがきの方法、順序についてこの細かい注意、たとえば歯ブラシを濡らしてから粉をつけるとか、粉を吸込まないようにするなど

の注意が必要であろうし、3年では歯みがきの方法、順序のほかに歯ブラシやみがきの選び方を理解するというようなこともあるから、能力、技能の点も一成の考慮に入れて置くほうが実際的である。

元来、カリキュラムはどんな方式を採用するか、その内容はどんなものにするかは、各学校独自のものである。しかしながら一般的には教科型のカリキュラムであるから前述のように教科の中で取上げにくいものは教科外の道徳、学校行事、特別教育活動などで取り上げる機会を作るより他はない。

歯科衛生教育の内容は学校として独自のものを考えるであろうが、カリキュラムの設定の際に学校歯科医側から参考資料として、各学年の指導目標を提示し、それを保健カリキュラムに取り入れてもらうよう要望することは上述のように歯科衛生教育の向上に効果があるので、この程度のことは実行したほうがよいと思う。参考までに小学校各学年の教育目標の一例を示すと

1 学年では

- a) 朝晩歯をみがく
- b) 食後にはうがいをする
- c) 食物をよくかんで食べる
- d) むし歯があつたら早く治療を受ける

2 学年では

- a) 朝晩歯をみがき、食べたあとうがいをする
- b) 正しい歯のみがき方
- c) およその歯の構造、形、役目
- d) 進んで歯の検査を受け、むし歯のあることを知つたら早く治療を受ける
- e) 食物は左右でよくかんでたべる
- f) 片よつた食べかたをしない

3 学年では

- a) 朝晩正しい順序方法でむをみがき、食べたあとすぐうがいをする
- b) 食物は左右でよくかんで食べ、片よつた食べかたをしない
- c) 進んで歯の検査を受け、むし歯があつたら早く治療を受ける
- d) 歯齦炎と不正咬合の予防

4 学年では

- a) 歯の構造、形、役目、数
- b) むし歯のできるわけとその予防
- c) むし歯のすすみかた
- d) 不正咬合のできるわけとその予防
- e) 歯齦炎のできるわけとその予防
- f) むし歯にかかつている人のわりあい
- g) 正しい歯のみがきかたとがういのしかた
- h) 偏食の害
- i) よくかんで食べることのたいせつなわけ

5 学年では

- a) 歯を丈夫にする食物
- b) 歯みがきと食後のうがいの大切なわけ

c) むし歯があつたら早く治療を受ける

d) 戸外運動はむし歯の予防に役立つ

6 学年では

- a) 食物はどのようにして消化吸収されるか
- b) 咀嚼の効果と唾液のはたらき
- c) それぞれの歯の持つ役目
- d) 歯を大切にせねばならないわけ
- e) 早期治療の大切なわけ
- f) 前歯の外傷をふせぐ

などが考えられる。これを学校で採用して指導案を作る場合には、理科、体育、家庭、道徳などのカリキュラムと照し合せて、どこで教育するかを考える順序になるが、これは学校の先生の考える仕事である。

### 特別教育活動

歯科衛生教育は上述のようにいろいろな教科や道徳などに時として表われる機会を捕えて行うことになるので充分な教育はできにくい。これを救ってくれるものに特別教育活動と学校行事がある。特別教育活動は元来児童生徒の自発的な自治的な活動で、この活動を通して自主的な生活態度を養い、社会性の育成を図り、自分の属する集団の向上発展に積極的に尽し、個性の伸長を図り、健康な生活ができるようにするということが目標である。

この活動にはいろいろなものがある。その中で直接保健活動をするものが保健班、保健係、保健委員会などと呼ばれているものである。

実際に子供達が直接影響を受けるのは学級会で、児童保健委員会の活動が学級会に浸透して、初めて効果があがつてくる。児童保健委員会は実際に当面している保健上の問題を取り上げ、その対策を考え、実践に移して行くのが本来の姿であるが、取上ぐべき問題と活動の年間計画を持つていないと運営がうまくいかない。そこで学校歯科医側からも歯科衛生に関連した保健活動の年間計画を考え、これを参考資料として指示し、活動の中に取り入れてもらうことがよい。この年間計画は学校の保健計画全般、特に保健教育のカリキュラムと有機的なつながりを持つよう考慮されることが必要である。特別教育活動についての詳細なこと

は他の機会で述べたい。なお興味ある方は歯界展望14巻1号(32年1月)を見ていただければ多少参考になると思う。

## 学校行事

学校行事は教育活動の一つで、学校の教育目標を達成するために行われるものである。従つてここでも保健教育のカリキュラムと別個独自したものではなく、有機的なつながりを持つたものでなければならない。学校行事の中で歯科衛生教育に直接関連するのは健康診断歯科衛生週間の行事および学校給食などである。歯科衛生週間の行事は最も大きな教育の機会であるから、その日一日だけに終らぬよう4月末または5月から順次盛りあげて行き、行事の日を頂点とするような案を立てることが必要である。

また学校給食に関連して咀嚼の問題、偏食矯正、食後のうがいなど指導の機会が多い。健康診断とそれに伴う保健指導、健康相談、予防処置なども学校行事の一つとして考えることができる。保健指導、健康相談は歯科医が直接行う教育であり、予防処置も教育活動しての意義を持つものであるが、これらについては他の機会にゆずりたい。

## 歯科衛生カリキュラムの実例

学校では保健教育のカリキュラムを作るが特に歯科衛生教育のカリキュラムはないのが普通である。特に歯科衛生教育に熱心な学校で歯科衛生教育を中心とした保健教育のカリキュラムを作る場合はある。学校歯科医の立場で歯科衛生教育のカリキュラムを作つても、それを保健教育カリキュラムの参考として取入れてもらうということになろう。上述のように小学校2年から先は歯科衛生に関連ある事項が理科、道徳その他に現われるが、1年では殆んどないので、その少ない機会をどうしてとらえるかということが歯科衛生教育上大きな問題である。1年から6年までの各学年の单元例を詳細に示すことはあまりにも多くの頁を要し、本稿では不適当と考えるので、問題の多い1年生の学習指導案の参考とする程度の簡単な单元例を示すこととする。なお長野県大里小学校の

歯科衛生を中心とした保健教育のカリキュラムの実例を「学童歯科」6号(昭和34年5月号)に掲載してあるので興味ある方は見ていただきたい。

### 1学年の单元例

#### I. 単元「からだをきれいに」

からだを清潔にしておくことは、健康のもとであるから、学校でも家庭でも、清潔の習慣を入学時から身につけるようにする。

##### 理解の目標

1. 遊んだ後で手足を洗うことが病気をふせぐために必要である。
2. 食前と用便後の手洗は胃腸の病気をふせぐために必要である。
3. 食後のうがいはむし歯をふせぐに必要である。

##### 能力の目標

1. からだや着物の清潔と不潔が見分けられる
2. 使つたハンカチや手ぬぐい、遊びとのあの手足のよごれに気づく
3. よごれた食べ物を口にすると病気になりやすいと考えることができる
4. 食べたあと歯みがきやうがいをしないと食べもののかすが口の中に残ることに気づく
5. 歯ブラシで歯をみがくことができる
6. 歯をきれいにするうがいと、のどのうがいを区別して行うことができる

##### 態度の目標

1. 食前、食後に手を洗う
2. 朝晩歯をみがく
3. 食後にうがいをする(または歯をみがく)
4. むし歯に興味をもつ

##### 学習活動

###### 観察

1. 町で遊んだあと手、足、顔などがよごれているようす
  2. つめの長さ、つめの間のごみ、皮膚の清潔のようす
  3. 食事の前と後で歯のよごれの違つているようす
  4. 使つたハンカチのよごれているようす
- ###### 実験
1. きれいな温水をガラスの容器に入れ、よご

- れたハンカチをしばらく入れてから静かにふり、水のよごれかたを見る。
2. 食パンの小片を食べたあと、水を口に含んで頬を強く6回動かして、ガラスの容器に吐き出してよごれを見る。これを3回以上繰返して何回うがいをすると水のにごりがなくなるか調べる。
- 話し合い
1. からだのよごれている人ときれいな人を見た時、どんな気持をするか
  2. 入浴した時どんな順でからだを洗うか
  3. 食後のうがいは食後すぐにしたほうがよいのか、しばらくしてからでよいのか
  4. つめは何日に1回切ればよいのか
  5. うがい、歯みがき、つめきりのしかた先生の話を聞く
1. からだをきれいにするとなぜ健康によいか
  2. 食後にうがいをするとなぜ健康によいか
  3. 食前に手を洗わないとなぜ病気にかかりやすいか
  4. 用便後の手洗はなぜたいせつか
  5. 入浴してはいけない場合の注意
- 実習
- 手洗、うがい、歯みがき、爪切の仕方
- II. 単元「おなかをこわさないようにしましよう」
- 夏には下痢や腹痛を起すものが多いので、おなかをこわさないようにするにはどうしたらよいかを問題として取上げ、健康な生活を過すためにはどうしたらよいかを考えさせる。特に食べる時の清潔に注意し、よくかんでたべるような習慣が身につくようにする。
- 理解の目標
1. 食べる時、手や食器を清潔にしないと病気にかかりやすい
  2. 食物はよごれたり、くさつたりしたものをおべると病気になることがある
  3. よくかんで食べないと、消化がわるくなり、おなかをこわしやすい
  4. むし歯があるとよくかめない
  5. 食べたあとうがいをすると、むし歯を防ぐのに役立つ
6. はえに注意しないと病気にかかることがある
  7. 食べ過ぎや飲み過ぎは病気にかかりやすい
  8. 寝びえをするとおなかをこわしやすい
  9. 熟さない果物や農薬のついた果物を食べると病気になることがある
- 能力の目標
1. 用便後と食べる前に手が上手に洗える
  2. 食器を清潔に扱える
  3. どのようにすれば食物がよごれないかを考える
  4. 食物の適、不適が見分けられる
  5. 食後のうがいが上手にできる
  6. きまりよい生活
  7. 自分にむし歯のあることが判断できる
  8. ねびえしないように考える
  9. 歯みがきができる
- 態度の目標
1. 食前、食事中、食後の清潔に気をつける
  2. 食後には必ずうがいをする
  3. よくかんでたべる
  4. 不潔なもの、くさつたもの、熟さないものは食べない
  5. 食べ物に好き嫌をしない
  6. 食事はきまつた時にし、食べ過ぎない
  7. 早寝、早起をし、ねびえをしないようにする
  8. 予防注射を進んでうける
  9. むし歯があつたら早く治療を受ける
  10. はえを駆除する
- 学習活動
- 観察
1. 食事の前に手、爪、顔、食器、テーブルの上などの清潔のようす
  2. おともだちと自分とどちらがよくかんで食べているか
  3. 食事の時痛くなる歯があるかどうか
  4. はえ、かの集まる場所
- 実験
1. 魚の肉を日なたに置き、はえが卵を産みつけるのを調べる

2. 魚の肉を日なたに置くと形や色や臭がどんなふうに変つて行くか調べる

### 見学

学校給食の調理のようす

- イ) はえを防ぐしかけ  
ロ) 食器、材料、調理用具の清潔、整頓のようす  
ハ) 調理する人の清潔な手やみなり  
話し合い

1. 消化の悪い食物、取扱の不潔な食物、未熟なくだもの、氷水のような食物など、胃腸をこわしやすい食べ物の例とそれに対する注意

2. 食べる前にすること、食べ方、食べた後ですることについて  
3. むし歯の多い人と少ない人の食べ方のちがい

4. むし歯の予防のしかた

先生のお話を聞く

1. 食べ物や飲み物からうつる病気

2. よくかんでたべないと、おなかをこわしやすいわけ

3. むし歯の原因

4. 食物を好き嫌してはいけないわけ

5. おなかをこわした時の手当と注意  
実習

1. 食前の手洗い、うがい、歯みがきのしかた  
2. 給食の手伝いと後始末  
3. 食べものを少しづつよくかんでたべる

### 結び

来年4月から小学校の教科書は改訂学習指導要領の全面実施にともなつて一新される。これに伴い保健教育のカリキュラムも新らしいものになるであろう。この機会に学校歯科医の立場から学校保健計画の立案や保健教育のカリキュラム設定に助言するために役立つ事からを簡単に述べた。学校歯科医諸元の参考にしていただければ幸いである。

### (文献紹介)

#### New Zealandにおける歯科衛生知識の調査

J. Francon Williams.

16の質問を5,000人の一般大衆に送つて歯科衛生知識を調査した結果を報告している。これによると、1,225人の人から回答があつたが、一般的には、含水炭素の齲歯好発性、刷掃の重要性および定期検診の必要性などについてよく知られていることがみとめられた。また専門職にある人には他の職域の人より理解がふかいようにみうけられた。

しかし一般には、歯周疾患、矯正および歯牙口腔を健康に保つということについては、その知識は充分とはいえないようであつた。

なかには、歯科の保存処置はなるほど大切なものには相違ないとしても、この処置に実際に用いられている手段はもつと改善の余地があるのではないかとのべているものもあつたようである。

この調査のなかから2、3の数字をひろつてみると、

- 1) 74%の人は全生涯、自分の歯ですごす方法があると思つていた。
- 2) 87%は齲歯はピスケットやケーキから起るだろうとのべていた。
- 3) 73%は乳歯は充填で使えるようになると考えていた。
- 4) 76%は子供は2~3歳のときから歯科医に診て貰うべきだとのべていた。
- 5) 92%は牛乳は歯によいと考えていた。
- 6) 87%は歯刷子を直後たゞちに使うべきだとのべた。
- 7) 85%の人は6カ月に1度は歯科医を訪れるべきであるのべた。

(A. Survey of dental health Knowledge in New Zealand. New. Zealand. D. J. 55 : 121. 1959.) (S.)

## 参考資料

### 小学校学習指導要領の抜萃について

山田先生のお話にある学習指導要領は、学校歯科医の方は一度は目を通しておいていたべきだが、ここには、その小学校についてのもののうち、総則と体育についての部分だけをぬき書きして御参考に供したいと思う。

#### 小学校学習指導要領 第1章 総則

##### 第1. 教育課程の編成

###### 1. 一般方針

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科（以下各教科という）。ならびに道徳、特別教育活動および学校行事等によって編成するものとすることとなつて（学校教育法施行規則以下規則といふ）。第24条第1項。

各学校においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、小学校学習指導要領、教育委員会規則等に示すところに従い、地域や学校の実態を考慮し、児童の発達段階や経験に即応して、適切な教育課程を

編成するものとする。

###### 2. 授業時数の配当

(1) 小学校の各学年における各教科および道徳の授業時数については、次の表のように定められている（規則第24条の2）。

(2) 上掲(1)の表に示された授業時数は、年間の最低授業時数であるから、各学校においては、下記「3特例」に示す場合を除き、この表に示す授業時数を下つてはならないことになつて（規則第24条の2）。

(3) 上掲(1)の表において、授業時数の1単位時間に45分となつており、かつての授業時数は年間授業日数を35週（第1学年については34週）とした場合における週当たりの平均授業時数である。

(4) 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等に授業時数を配当するに当つては、下記の事項に注意する必要がある。

ア 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の年間の総授業時数ならびに各教科および道徳のそれぞれの年間の最高授業時数は定められていないが、これらの授業時数を定めたり、配当したりするにあたつては、児童の負担過重にならないように考慮すること。

イ 特別教育活動および学校行事等については、それらに充

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
教科	国語	238 (7)	315 (9)	280 (8)	280 (8)	245 (7)
	社会	68 (2)	70 (2)	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	算数	102 (3)	140 (4)	175 (5)	210 (6)	210 (6)
	理科	68 (2)	70 (2)	105 (3)	105 (3)	140 (4)
	音楽	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図画工作	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	家庭				70 (2)	70 (2)
	体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
計	816 (24)	875 (25)	945 (27)	1015 (29)	1085 (31)	1085 (31)

てる授業時数は定められていないが、年間、学期、月または週ごとに適切な授業時数を配当するようになることが望ましいこと。

なお、この場合、それらの実施によって各教科および道徳に充てる授業時数が上掲(1)の表に示された最低授業時数を下らないようにすること。

ウ 各教科および道徳についての各学年の授業は、年間35週以上にわたって行うように計画すること。

エ 各教科および道徳についての1週間の時間割を作成するにあたっては、上掲(1)の表のうち、かつこ内に示した週当たりの平均授業時数を参考し、季節およびその他の事情を考慮し、調和的、能率的な指導を行うようにすること。

オ 各教科および道徳の授業の1単位時間は、45分とすることが望ましいこと、季節およびその他の事情により、授業の1単位時間を45分未満とする場合、当該学年において、上掲(1)の表に示す授業時数を下らないようにすること。

なお授業の1単位時間には、教室を移動したり、休憩したりするのに要する時間を含まないものとすること。

カ 第1学年および第2学年においては、一部の各教科について、合わせて、授業を行うことができるようになっている(規則第25条の2第2項)。この場合、目標、内容、授業時数等は、それぞれの教科に示されたものを充足するように配慮しなければならないこと。

### 3. 特例

(1) 私立の小学校においては、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等のほか、宗教を加えて教育課程を編成することができ、この場合は、宗教をもつて道徳に代えることができることとなっている(規則第24条第2項)。また宗教の時間と道徳の時間とを合わせて設けている小学校にあつては、宗教の授業時数をもつて道徳の授業時数の一部に代えることができることとなっている(規則第21条の別表1第備考第3号)。

(2) 複式学級において、特に必要がある場合は、各教科について所定の年間最低授業時数を変更、または、各教科の目標の達成に支障のない範囲において各教科についての学年別の順序によらないことができることとなっている(規則第25条の2第1項)。なお、道徳については、年間最低授業時数を変更することはできない。

(3) 特殊学級の教育課程については、児童の実態に即

応し、特に必要ある場合は、特別の教育課程を編成し実施することができることとなっている(規則第73条の12第1項)。

(4) 非常変災、伝染病等により、臨時に授業を行わない場合で、その年間に所定の授業時数を補うことができないようなやむを得ない事情があるときは、年間の最低授業時数を下ることができることとなっている(規則第24条の2第2項)。

(5) 上記2の(4)からびに3の(2)、(3)および(4)の場合は、当該小学校の設置者は、市町村立の小学校にあつては都道府県教育委員会に、私立の小学校にあつては都道府県知事に届け出なければならないことになつていて(規則第24条のと項、第25条の2第3項および第73条の12第2項)。なお、2(4)のからびに3の(2)および(3)の場合にあつては、あらかじめ届け出なければならないこととなつていてことに特に留意する必要がある。また、国立の小学校にあつては文部大臣に届け出るものとする。

### 第2. 指導計画作成および指導の一般方針

1. 学校においては、下記の事項に留意して各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画を作成するとともに、発展的、系統的な指導を行うことができるようにしなければならない。

(1) 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、第2章以下に示すところに基き、地域や学校の実態を考慮し、児童の経験に即応して、具体的な指導の目標を明確にし、実際に指導する事項を選定し、配列して、効果的な指導を行うようにすること。

(2) 第2章に示す各教科の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことを必要とするものである。各学校において、特に必要と認められる場合には、第2章に示していない事項を加えて指導することをさまたげるものではない。しかし、いたずらに指導する事項を取り扱つたりして、学年別の目標や内容の趣旨を逸脱し、または児童の負担過重とならないよう慎重に配慮すること。

(3) 第2章に示す各教科の学年別の内容に掲げる事項の順序は、そのまま指導の順序を示すものではない。各学校においては、各事項のまとめ方や順序をくふうして指導するようにすること。

(4) 保健に関する事項の指導は、各教科、道徳、特別教育活動、および学校行事等の教育活動全体を通じて行うものとすること。

(5) 政治および宗教に関する事項の取扱については、

成し  
3条  
わな  
がで  
間の  
いる

4)の  
校に  
あつ  
にな  
項お  
びに  
届け  
留意  
文部

等、道  
相互の  
を作成  
がで

高等に  
や学校  
的な指  
定し、

特に  
及うこ  
特に必  
事項  
い。し  
して、  
童の負  
る事項  
ない。  
くふう  
特別  
を通じて  
ては、

それぞれ教育基本法第8条および第9条の規定に基  
き、適切に行うように配慮しなければならないこと。

(6)児童が心身の状況によつて履修することが困難な  
各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課  
さなければならないこととなつてゐる(規則第26条)。  
各学校においては、このような児童については特別な  
配慮をしなければならないこと。

2. 各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の指  
導を能率的、効果的にするためには、下記の事項につ  
いて留意する必要がある。

- (1)児童の発達段階や経験をよく理解すること。
- (2)学習の目標を児童にじゅうぶんはあくさせること。
- (3)児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学  
習をするように導くこと。
- (4)児童の個人差に留意して指導し、それぞれの児童  
の個性や能力をできるだけ伸すようにすること。
- (5)学級における好ましい人間関係を育て、教室内外  
の整とんや美化に努めるなど学習環境を整えるように  
すること。
- (6)教科書その他の教材、教具などについて常に研究  
し、その活用に努めること。また学校図書館の資料や  
視聴覚教材等については、これを精選して活用するよ

うにすること。

(7)指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努める  
こと。

### 第3. 道徳教育

学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体  
を通じて行うことを基本とする。したがつて、道徳の  
時間はもちろん、各教科、特別教育活動および学校行  
事など学校教育のあらゆる機会に、道徳性を高める指  
導が行われなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法に定められた教育の  
根本精神に基く。すなわち、人間尊重の精神を一貫し  
て失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその  
一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生か  
し、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会  
の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる  
日本人を育成することを目標とする。

道徳の時間においては、各教科、特別教育活動およ  
び学校行事等における道徳教育と密接な関連を保ちな  
がら、これを補充し、深化、統合し、またはこれとの  
交流を図り児童の望ましい道徳的習慣、心情、判断力  
を養い、社会における個人のあり方についての自覚を  
主体的に深め、道徳的実践力の向上を図るよう指導す  
るものとする。

## 第2章 第8節 体 育

### 第1. 目標

1. 各種の運動を適切に行わせることによつて、基礎  
的な運動能力を養い、心身の健全な発達を促し、活  
動力を高める。
2. 各種の運動に親しませ、運動のしかたや技能を身  
につけ、生活を豊かにする態度を育てる。
3. 運動やゲームを通して、公正な態度を育て、進ん  
で約束やきまりを守り、互に協力して自己の責任を  
果すなどの社会生活に必要な態度を養う。
4. 健康・安全に留意して運動を行う態度や能力を養  
い、さらに保健の初步的知識を理解させ、健康な生  
活を営む態度や能力を育てる。

上に掲げた目標は、相互に密接な関連をもつもの  
である。目標2、3および4は、主として運動を中心  
とする具体的な学習を通して達成されるものであ  
るが、目標は、これらの目標を目指して継続的な学  
習を行うことによつて、はじめて達成しうるもので  
あるから、目標2、3および4の指導の根底には、

常に目標が考慮されなければならない。

なお、目標4つにおいては、各学年を通じて、各種  
の運動の実践にあたつて必要な健康、安全に関する  
態度や能力の育成に努めるとともに、特に、第5学  
年以上において、健康な生活を営むために必要な保  
健に関する初步的な知識を得させることを目ざして  
いる。

(中略)

### 第2. 各学年の目標および内容

#### 〔第1学年〕

##### 1. 目標

- (1)各種の簡単な運動を行わせることによつて、基礎  
的な運動能力を養う。
- (2)だれとでも仲よくし、また、きまりを守つて楽  
しく運動を行う態度を育てる。
- (3)運動と関連した健康・安全についてのきまりを  
守る態度や習慣を養う。

##### 2. 内容

(略)

### 3. 指導上の留意事項

- (1) 各運動の指導において、必要に応じて、教師の合図で縦隊に早く並べるようにする。また押したり突いたりしないで、静かに早く自由隊形に集合できるようにする。
- (2) 健康・安全に関する指導においては、運動の服装を整える、つめを短く切るなどについても適切に行うようにする。
- (3) Aの(1)の内容は、運動の範囲や方法の例を示したものである。指導にあたっては、事物や動作の模倣などを取り入れるとともに座臥姿勢で行うことも考慮する。このことについては、第2学年および第3学年においても同様である。

### [第2学年]

#### 1. 目標

- (1) 各種の簡単な運動を行わせることによって、基礎的な運動能力を養う。
- (2) 運動をするときの簡単なきまりをつくり、みんなで同じ運動を仲よく楽しく行う態度を育てる。
- (3) 競争やゲームにおいて、規則を守り、負けてもすなおに認める態度を育てる。
- (4) 運動と関連した健康・安全についてきまりを守る態度や習慣を養う。

#### 2. 内容

(略)

#### 3. 指導上の留意事項

- (1) 各運動の指導において、必要に応じて教師の合図で縦隊に早く整列できるようにする。また押したり突いたりしないで、静かに早く自由隊形に集合できるようにする。
- (2) 健康・安全に関する指導においては、運動の服装を整える、つめを短く切るなどについても適切に行うようにする。

### [第3学年]

#### 1. 目標

- (1) 各種のやや形の整った運動を行わせ、初步的な運動技能とともに基礎的な運動能力を養う。
- (2) 運動するときの簡単なきまりをつくり、決められた役割を果し、励ましあつて運動を行う態度を育てる。
- (3) 競争やゲームにおいて、規則を守り、最後まで努力し、負けてもすなおに認める態度を育てる。
- (4) 健康・安全に注意して運動を行う態度や習慣を養う。

#### 2. 内容

(略)

### 3. 指導上の留意事項

- (1) 各運動の指導において、必要に応じて、縦隊の整列ができるようにする。
- (2) 健康・安全に関する指導においては、運動後の手足の清潔、汗のしまつなどの習慣の育成についても適切に行うようにする。

### [第4学年]

#### 1. 目標

- (1) 各種のやや形の整った運動を行わせ、初步的な運動技能を養うとともに基礎的な運動能力を高める。
- (2) 運動するときのきまりをつくり、必要に応じてそれを改めたり、また役割を決めたりして、リーダーを中心に助けあつて運動を行う態度を育てる。
- (3) 競争やゲームにおいて規則を守り、最後まで努力し、負けてもすなおに認める態度を伸ばす。
- (4) 健康・安全に注意して運動を行う態度や習慣を養う。

#### 2. 内容

(略)

#### 3. 指導上の留意事項

- (1) 各運動の指導において、必要に応じて、2ないし4列の横隊の整列や方向変換(左、右、後)ができるようにする。
- (2) 常によい姿勢を保つように留意するとともに、日常の正しい歩き方についても適切な指導をする。このことについては、第5学年および第6学年においても同様である。
- (3) 男女が反発しあう時期であるから、男女仲よく助けあつて運動を行うように指導する。
- (4) 健康・安全に関する指導においては、運動後の手足の清潔、汗のしまつなどの習慣の育成についても適切に行うようにする。
- (5) Aの(1)の内容は、運動の範囲や方法の例を示したものである。指導にあたっては、この例を参考とし、各種の方法をくふうして行うようにする。このことについては、第5学年および第6学年についても同様である。

### [第5学年]

#### 1. 目標

- (1) 各種のやや組織だつた運動を行わせ、運動技能を養い、基礎的な運動能力を高める。
- (2) 練習やゲームのきまりをくふうし、チームをつくり、リーダーを選んで、共通の目標に向かつて互

に協力して運動を行う態度を育てる。

(3) 競争やゲームで、規則を守り、最後まで努力し、勝敗の原因を考え、さらに進歩向上を図ろうとする態度を育てる。

(4) 日常生活における運動の行い方や心得を理解させ、学校や家庭における運動や遊びを健全に豊かにする態度を養う。

(5) 自己のからだの発達や健康状態について関心をもたせるとともに、身近な日常生活における健康・安全についての初步的な理解をもたせる。

## 2. 内容

(A～Fは略)

### G 体育や保健に関する知識

(1) 健康な生活 身近な日常生活における健康・安全について基礎的な事項を理解させ、これを日常生活において実践する態度や習慣を養う。

ア からだや身の回りを常に清潔にすることの必要を知る。

イ 立位、座位、歩行などの姿勢について相互に比較しながら、よい姿勢と悪い姿勢に気づくとともに、悪い姿勢に気づくとともに、よい姿勢のきよう正のしかたを理解する。

ウ 激しい運動や長時間の作業などの疲労の状態、各自の睡眠時間などについての経験を通して、休養・睡眠の必要を理解する。

エ 運動が健康上必要なこと、自己の健康状態に応じた運動のしかたなどについて理解する。

(2) 身体の発達状態や健康状態自己のからだの発達状態や健康状態について理解させるとともに、日常生活における健康異常の状態について理解させ、健康異常に注意する態度を養う。

ア 健康診断の結果に基いて、自己の身長・体重・胸囲・座高を知り、また、他人や同年齢の者と比較し、自己のからだの形態的な発達状態を知る。

イ 健康診断の結果に基いて、自己の視力・聴力の状態、疾病異常の有無などの健康状態について知り進んで治療を受けたり、健康をそこなわないように注意したりすることの必要に気づく。

ウ 肺活量・背筋力・握力・基礎的運動能力などの測定の結果に基いて、自己のからだの機能の現状を知り、運動がこれらの機能の向上に役立つことに気づく。

エ 健康異常の状態にあるときは、顔色が悪くな

つたり、気分が悪くなったり、食欲がなくなったり、頭痛がしたりすることなどを知り、また、その場合には、体温・脈はく・呼吸などに変化が起ることもあることについて理解を深める。さらに健康異常の場合は、進んで処置を受けるようにする。

## 3. 指導上の留意事項

(1) 各運動の指導において、必要に応じて、縦隊や横隊の整列、列の増減ができるようにする。

(2) 女子は、この学年ごろから身体の発達が急速になるので女子の特性を考慮して指導する。

(3) 健康・安全に関する指導においては、運動後からだを清潔にするなどの習慣の育成についても適切に行うようする。

(4) D (1) のウ「簡易サンカー」指導では、男女別に練習の方法やチームの編成などを考慮する。

(5) F (1) のア「すもう」は、女子の場合、欠くことができる。このことについては第6学年についても同様である。

(6) Gの指導においては、理科、家庭科などの関連を図り、適切な計画を立て、学習効果のあがるように指導する。

## 〔第6学年〕

### 1. 目標

(1) 各種のやや組織だった運動を行わせ運動技能や基礎的な運動能力を高める。

(2) チームやグループにおける自己の役割を自覚し、共通の目標に向かつて互に協力して練習やゲームを行う態度を伸ばす。

(3) 練習やゲームのしかたをくふうし、計画的に行う能力を育て、校内競技などの計画や運営に参加できるようにする。

(4) 競争やゲームで、規則を守り、最後まで努力し、勝敗の原因を考え、さらに進歩向上をはからうとする態度を伸ばす。

(5) 運動やスポーツなどに関する初步的知識をもたらし、日常生活における運動や遊びを健全に豊かにする態度や能力を養う。

(6) 日常かかりやすい病気やけがの予防、簡単な処置について理解させ健康・安全な生活ができる態度を養う。

## 2. 内容

(AからFは略)

### G 体育や保健に関する知識

(1) 病気の予防 日常かかりやすい病気の症状とそ

の予防のしかたについて理解させる。

ア かぜの症状や原因について知り、その予防に努める。

イ インフルエンザの症状や感染経路を知るとともに、その予防には、うがいをしたり、患者に近づかないことなどが必要であることを知る。

ウ 回虫病、十二指腸虫病の症状について知るとともに、その感染経路についての理解を深め、その予防に注意し、定期的に検便を受け、虫卵があつたときは、駆虫に努めるようにする。

エ 白せん、かいせんなどの皮膚病の症状や感染経路を知り、その予防には、からだや衣服の清潔がたいせつであることを知る。

オ トラホームの症状や感染経路について知り、その予防に努める。

カ 食中毒の症状やおもなる原因について知るとともに、その予防には、ねずみやごきぶり（あぶら虫）の駆除、食物の保存に注意すること、加熱して食べることなどが必要であることを知る。

キ 赤痢の症状を知るとともに、消化器系の伝染病の予防には、下水やふん便の完全な処理、なお水やなまものを飲食しないこと、はえの発生の防止や駆除など、いろいろな方法があるが、日常生活において手をよく洗うことや食物の清潔に注意すること。

ク 結核については、発病していても自覚症状のほとんどないことや、その予防には、定期的な健康診断を受け、その結果に従つて適切な処置を受けることが必要であることを知る。なお、自然陽転者は、約1カ年、日常生活において特に栄養や体調に注意しなければならないことを知る。

ケ 伝染病の発生状態などから、伝染病の予防のために、予防接種が必要であることを知るとともに、定期的に受けなければならない予防接種に種類を知る。

(2) 傷害の防止 けがややけどの原因とその防止について理解させ、簡単な応急手当ができるようにする。

ア 交通事故、遊びや運動の事故、その他日常生活における事故の原因と予防のしかたについて知り、また安全についての規則を理解し、必要に応じて安全についてのきまりをつくる。

イ やけどの原因と予防のしかたを知る。

ウ すり傷、切り傷の手当や簡単な止血法、ほうたいの簡単なしかたおよびやけどの簡単な手当について理解するとともに、それに必要な技能を養う。

(3) 各種の運動の特徴と運動競技会 運動の種類とその特徴、校内競技、運動会などの計画や運営についての基礎的事項について理解させるとともに、国民的な体育行事についても関心をもたせ、日常生活においてすんで運動を実践する態度や習慣を養う。

ア 今まで学習した運動について、その種類や特徴についての理解を深め仲間や場合に応じた運動のしかたを知る。

イ 校内競技、運動会の計画や運営にあたつて必要なチームの単位、競技会の形式、競技規則、役員などの決定、コートや用具の整備などの基礎的事項について知る。

ウ 広く国民の間に運動やスポーツを普及し、生活を明るく健全にするため、毎年、国民的体育行事として国民体育大会が設けられていることを知る。

### 3. 指導上の留意事項

(1) 各運動の指導において、必要に応じて場所の広さに応じ縦隊や横隊に整列することができるようとする。

(2) 女子は、身長・体重の急速な発達に心臓の発達が伴なわないことがあり、また、第二次性徴も現われはじめるので、その特性を考慮して指導する。

(3) 健康・安全に関する指導においては、運動の服装を整える。運動後のからだを清潔にするなどの習慣の育成について適切に行うようとする。

(4) Gの(1)、(2)については、理科、家庭科などとの関連をはかり、学習効果のあがるよう指導する。(3)については、単なる知識の指導に終ることなく、AからFまでの各領域や特別教育活動などの関連をはかり、適切に指導する。

## 奈良県におけるう歯半減運動 (大会発表)

奈良県学校歯科医会長

富森光弘

本県においては、全県的に昭和32年初めてこの「う歯半減運動」を展開し、本年度はその第3年目として目下この運動を実施中である。

本県のこの運動は、学校歯科医のみならず県内全歯科医の絶大な協力と、学校側の努力とによって着々その成果をあげ、第2年目の昭和33年の実施報告の集計で、要処置者に対する処置完了者の率は、小学校で50.7%という成績をおさめ、この運動の名称からしては一応成功の域に達したものと考えられる。しかし中学校においては37.1%高校においては32.0%で、小、中、高の総合平均46.4%の処置率となつていて。

このう歯半減運動実施第1年度の成績(小、中、高の総合平均31.4%)については、千葉において開催せられた第7回全国学校保健大会で、また第2年目の成績については、昨年新潟において開催せられた第8回全国学学保健大会の学校歯科部会においてそれぞれその一部を発表されたが、以下本県の「う歯半減運動」の概要について述べることとする。

### 1. 動機

わが奈良県の児童生徒のう歯罹患率は、全国的な傾向と同じように戦後相当減少して

年度 小学校 中学校 高校

27年 38.7% 29.1% 58.5% (29年42.5%)

という最低の数を示したが、その後、年とともに増加の一途をたどり

年度 小学校 中学校 高校

31 59.0% 49.8% 61.3%

32 60.6% 54.8% 53.6%

と急激にその増加の傾向を示すに至つた。

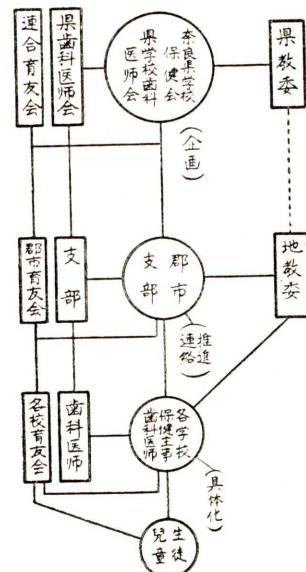
これより先、全国的にう歯罹患率が激増してようやく世論のやかましくなってきた昭和30年3月、奈良県学校保健会が学校衛生協会に代つて新しく誕生し、この会の事業の一つとしてこれを大きくとりあげ、日本学校保健会の提唱している「う歯半減運動」に同調して、これを強力に推進することとなつた。翌31年12月、聖徳中

学校で開催した第5回奈良県学校保健大会において「年々急激に増加してくる児童生徒のう歯の予防に対して、口で“う歯半減運動”と唱えるだけでなく、もつと実際的積極的な運動を展開されるよう、本大会の名において要望する」と心強く決議され、ここに本格的な対策を講じることとなつた。

### 2. 事前準備

こうしてう歯半減について真剣に対策を講じることになつたが、う歯を少くするのには二つのことがいえる。その一つは、今までなくう歯をつくらないことであり、他の一つは罹ったう歯を治療することである。前者は学校における保健教育として、もっぱら教師の努力とともに家庭の協力にまつこととなるが、後者は健康管理としてう歯を早期に発見し、早期に治療することであるが、これを学校保健会の事業として全県的にとりあげることとなつた。

だがこの事業を全県的に実施するとなると検診はとも



かくとして、とくに治療の面で種々問題がでてくる。そこでこれに対して、県学校歯科医会、県歯科医師会、県小、中、高の各学校長会・県育友会の各代表者と県学校保健会長、県教育委員会関係者が再三会合を開いて協議のうえ、次のような実施要項をとりきめ、これによつて「う歯半減運動」を展開したのである。

### 3. う歯半減運動実施要項

- (3) 主催=奈良県学校保健会  
後援 " 教育委員会  
" 歯科医師会  
" 学校歯科医会
- (2) 期間=6月1日~8月末日（第2年目は5月1日~10月末日）
- (3) 実施要領(紙数の関係で項目のみ記す)。
  1. 趣旨徹底説明会開催
  2. 各校でとるべき措置
    - イ 治療をうける歯科医
    - ロ 治療計画の作成
  3. 治療費

イ 社会保険料金取扱い

ロ 無料取扱い

#### 4. 治療券発行 (様式例略)

(4) 表彰=この運動中優秀な成績をおさめた学校を県学校保健大会において表彰

#### 4. へき地のう歯巡回治療

う歯半減運動の一環として歯科医のいない、へき地の学校を対象に携帯用歯科治療器を購入、昨年度より「へき地のう歯巡回治療」を実施して地域から好評を博している。概要を示すと次のとおりである。

- (1) 治療班の編成とその基準  
○構成人員 ○用具 ○治療日数
- (2) 歯科医の選定
- (3) 経費の負担
- (4) 治療費について
- (5) 成績概要
- (6) その他

## 埼玉県よい歯のコンクールについて (大会発表)

埼玉県教育局保健課 高橋暉良  
同 高橋郁雄

### 発表項目

1. よい歯の子について(別紙第1号様式参照)
2. よい歯の学級について(〃第2号 " )
3. よい歯の学校について(〃第8号 " )

### 発表内容

#### 1. よい歯のコンクール実施の動機について

年々児童生徒のう歯は蔓延の状況にあり、その大多数の者は、未処置のままに放置され、学習能率の低下と健康を害する者が多数見られ、埼玉県においても無医村の巡回診療班の編成等によりその一対策としてう歯予防処置を実施して来たが、これと同時に教育的にむし歯追放の施策は他にないだろかと考慮していた所、日本学校歯科医会の提案による児童生徒のむし歯半減運動5ヶ年計画実施にあたり、県教委としては、よい歯のコンクールを全県下の小、中学校に実施し、口腔衛生の重要性を再確認させると同時に、このよい歯のコンクールを実施することにより、むし歯半減運動のPRにのりだし多大なる成績を得た。

#### 2. コンクール実施の中心母体について

わが県の実状は、埼玉県教育委員会、埼玉県、埼玉県学校保健会、埼玉県歯科医師会、埼玉県学校保健会学校歯科部会がコンクール実施の中心母体となつて活動している。

#### 3. 審査会について

厳重なる審査を行うため地区審査会(8カ所にもうける)と中央審査会(1カ所)をもうけて審査する。

#### 4. 審査方法について

a. よい歯の子について 各学校代表は各地区的審査会場に集合し、中心母体の各責任者の審査を受ける。各審査会は規定数の優秀者を中央審査会に報告する。

b. よい歯の学級学校について 実地審査を行い、規定数により優秀学級学校を中央審査会に報告する。

#### 5. 中央審査会

a. よい歯の子について各地区審査会の優秀者を一堂に集め、あらかじめ製作してある上下顎口腔模型を持参せしめ、口腔検診はもちろん全身健康状態、学業成績等、細部にわたり検査あるいは試問を行ひ入

3 (機式)

第2号様式)

学 校 名	校 長 氏名印	人 教 師 氏名印	學 級 氏名印	年 代	性 別	相 手 姓 名 印
水 久 由 田 植	人 員 教 師 職 資 格 證 件	人 教 師 教 師 職 資 格 證 件	保 護 事 業 氏名印	昭和34年 4月定期検査の成績	昭和34年 2学期の成績	
1. 他の検査について	う 況 の な い 者	人	人	人	人	人
	未 置 け	人	人	人	人	人
	C 1	未	未	未	未	未
	C 2	未	未	未	未	未
	C 3	未	未	未	未	未
	C 4	未	未	未	未	未
計	人	人	人	人	人	人
燃 置 植 物	未	未	未	未	未	未
失 敗	未	未	未	未	未	未
植 物	未	未	未	未	未	未
袖 利、吹合の不正確者	人	人	人	人	人	人
音 の 清 韶 依 順	良	良	可	可	可	可
前 間 ブラシの後快便	優	良	可	可	可	可
2. 上記問題に用ひまでの実験経験の概要						
3. 健 康 指 導 の 概 要						
4. クラスの保健衛生の概要						
5. を講習研究会等で行なう						
6. 上記の検査について	検査日月日	月	日	ノンマー使用の有無	有	無
7. 学 校 長 の 所 見						
8. 学校医科医の所見						
9. そ の 他						

(第4回)

- 選者を審査委員全員にて決定する。
- b. よい歯の学級学校について
- 各地区審査会の報告にもとづき実地審査を行い、優秀学級学校を全審査委員にて決定する。とくに、わが県にあつては第1回より本日まで中央審査会の副委員長として日本学校歯科医会長向井喜男博士の来県を求め着実に実行してきた。
6. 表彰式
- 毎年表彰式を盛大に開催し、主催団体、協賛団体よりたくさんの表彰状、賞品、記念品をあたえ入選の栄誉をたたえている。
7. 結び
- 昭和29年度より本年度に亘る6カ年間、1年間の休みもなくよい歯のコンクールを実施してきた結果。
- 1) 口腔衛生教育のPRがある程度各学校に滲透し、う歯の処置状況についても良い成績があらわれると同時に児童、生徒の日常生活の面にまで口腔衛生の良習慣が徐々ではあるが良くなつて来ていることが確認できた。
- 2) 昭和33年度現場よりの要望により、よい歯のコンクールの内に学級の部も加えて実施した所、各学校の級単位の協力がよくなり、どのクラスも、当コンクールに応募するため、未処置者が激減し、校長はどのクラスを学級代表としてすいせんしてよいか困る状態であると聴いている。本年度は一そう競争がはげしくなる事と思う。このことは大成功であり、この級コンクールをもつと充実強化して各学校に徹底させるならば、各学校のむし歯半減運動も遠からず達成できるのではないかと関係者一同が考えている。
- 3) 本コンクール実施にあたり、調査票作成について各学校の教職員を起草委員として委嘱し、現場の要望ならびに意見を多数容れて作成したことが良成績をあげた一票素であることをお知らせしたい。

## 富山県う歯半減「よい歯の学校運動」について（大会発表）

富山県学校歯科医会  
坪 田 忠 一

私は富山県に於て2年間、う歯半減運動をやつた実情を申しあげ皆様のご批判を頂きたい。また若しこれが皆様の御参考にもなりますれば、幸この上もない事と存じます。

しかし、主催の団体名及び後援の団体名を合計しますと、決して満足すべき成績でないかも知れません。けれども随分風変りなやり方だと奇異の眼を見張られる向もあるかと存じます。しかし私は斯くあつてこそと思います。

主催 富山県教育委員会、富山県市町村教育委員会連合会、富山県学校歯医会、富山県学校保健会、北日本新聞社

後援 富山県歯科医師会、富山県市長会、富山郡町村会、富山県小学校長会、富山県中学校長会、富山県PTA連絡協議会

行事 イ 正しい歯の磨き方指導及び講習会

ロ 歯の少年少女代表コンテスト

ハ よい歯のモデル校選彰

ニ う歯半減達成校表彰

ホ 働地小、中学校、歯科診断及び治療上の5項目をかけ運動を展開した。

イ 正しい歯の磨き方指導は小、中学校の児童、生徒を対象とし、かつ又指導者の養成に努め、PTA、婦人会等広範囲の参加者を得た。

ロ 歯の少年、少女代表は県下小中学校最高学年の男女児童、生徒で、第1次から第3次の審査の上、県代表8名、准県代表48名、地区代表名が表彰され、富山県知事賞、その他各主催から賞品が授与された。

ハ よい歯のモデル校選彰

県下15地区から選ばれた優良な15小学校、15中学校の中から「日本学校保健会よい歯の学校表彰規定」によって上位各数校を選び巡回審査して県モデル校2校、准県モデル校4校、地区モデル校30校を選定した。

ニ う歯半減達成校の表彰

う歯半減の趣旨に照し、優秀校だけでなく全般的な成果を挙げるため、う歯半減達成校の表彰を行つた。その成績は實に立派なもので努力の程がうかがわれま

ことが  
歯のコ  
各学  
当コ  
学校  
てよい  
そな競  
功であ  
各学校  
動も遠  
が考え

ついて  
場の要  
良成績

生徒を  
婦人会

の男女  
県代表  
、富山  
。

15中  
表彰規  
モデル  
校を選

一般的な  
つた。  
われま

す。

中学校に於て、富山市2校、高岡市1校、その他、  
郡市1校

小学校に於て、富山市8校、高岡市3校、その他、郡  
市8校

まことに23校が第2年目でう歯半減を達成された。  
感激のきわみです。この中に富山市八人町小学校（校医  
和記憲一氏）は99%という優秀校があります。その他、  
弗素の塗布、早期処置、乳歯の抜歯等を実施しておられる熱心な学校保健の研究家も相当あります。ここに2年  
間の処置率の中間成績を参考に供します。

よい歯の学校運動33年～34年の成績

（永久歯のみの処置率）  
(中間発表)

年度	NA	S <sub>1</sub>	TO	I	TA	S <sub>2</sub>	H	N <sub>1</sub>
33	13.6%	6.9%	27.9%	7.6%	21.6%	8.9%	0.3%	6.3%
34	21.9%	10.0%	39.7%	8.6%	28.0%	9.8%	1.2%	8.3%

（郡市により全学校数に不足もあり一部掲載後）  
(日全統計を掲載いたします。)

ホ へき地学校歯科診療隊

恵まれないへき地の児童、生徒たちのために昭和23  
年以来、無歯科医村学校歯科診療班を組織し県教委から

3名、学校歯科から5、6名程度で好成績を収めているが、  
新企画を樹てこれによつてへき地学校のう歯半減が如何  
なる成果をあげ得るかに大きな期待をかけている。

へき地学校歯科診療はただに学校歯科診療にとどまらず、  
保健所の活動、公衆衛生活動の役割をも果さなければ  
ならないものと信じます。この関係方面の方々も開眼  
すべきでしようか。

吉田富山県知事のお言葉

6月20日「よい歯の学校運動」第2年目大会に於て  
この運動の発展を祝福された。又、新しく「う歯半減達  
成校」の選ばれた事を喜ばれ、「各団体諸先生方のひた  
むきな御努力を謝すとともに、さらに大きな成果を挙げ  
られ、百万県民総健康となる日の一日も早からん事を祈  
ります」云々とよい歯の学校運動を激励しておられます。

最後に、私個人のものを述べさせて頂きます。私の担  
当する小学校は校長以下40余人の先生、児童数1,700  
名、鉄筋コンクリート3階建古き学校で幼稚園も併置さ  
れております。ここ数年間学校診断後乳歯の抜歯だけや  
つております。実施に当たりましては学校医即開業医、開  
業医即学校医という信念から、校下の全歯科医に手伝つ  
て頂き、また他の学校も同様お手伝に行きよき成果を收  
め極めて円満であります。

## 静岡市立伝馬小学校における保健教育を 主体とした（半減運動）（大会発表）

静岡県学校歯科医会

中 村 幸 義

健教育の意義を充分理解しているとは思われなかつた。  
とくに校長がそのように見られた。また、校内外の保健  
設備も、特記すべきものではなく、僅かに保健室に歯科治  
療台と電気エンジンがあるのみである。

この当時、静岡市学校保健会はむし歯治療券を各市内  
学校に頒布していた。我校も春の歯の検査結果をこれに  
依存してやつていた。

その当時のむし歯の処置率は第1表の通りである。

この表から見れば、昭和29年以来、むし歯罹患率は  
6ないし8%でとくに甚しい変化は見られないのに反して、  
むし歯処置率は、昭和29年の20%台から昭和30

本校は戦後の新しい教育を実施するのに昭和22、3年  
頃は、先生も父兄も勉強に努力した。昭和25年文部省  
から出された小学校保健計画実施要領は、われわれ保健  
関係者にもまた重要な指針となつた。教職員の一部の者は  
これを研究しましたが、学校全体が教科活動に、又教  
科外活動にこれを取り入れる事が充分でなかつた。昭和  
28年頃、私は何とかして、それも学校歯科だけでもよ  
いから、新しい保健教育の方向を持つて行こうと考え  
た。それには最終目的として、好ましい保健教育の結  
果、むし歯の処置率が向上する事を目的と考えた。

先ず、従来の状況を説明すれば、学校全体の教員が保

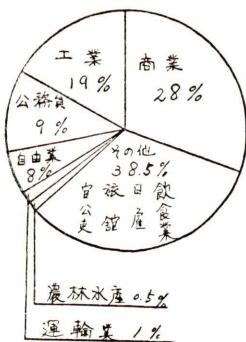
年 度	学 年	男 子				
		永久歯数	ムシ歯数	罹患率%	治療した歯数	処置率%
29	計	9,970	563	6.70	128	22.7
30	計	9,621	518	5.38	186	35.9
31	計	9,529	755	7.92	381	50.7
32	計	11,232	765	6.80	345	45.0
33	計	9,931	632	6.30	468	74.0

年 度	学 年	女 子				
		永久歯数	ムシ歯数	罹患率%	治療した歯数	処置率%
29	計	9,274	660	7.12	161	24.2
30	計	9,580	682	7.13	266	37.5
31	計	9,985	837	8.39	444	53.0
32	計	11,436	733	6.40	512	69.8
33	計	11,378	717	6.30	552	76.9

年は30%台、昭和31年は50%台と漸次増加してきている。

たまたま、この当時、本校は県の保健教育指定校となり、校長以下全校職員はこれの研究を致したわけである。そこで私の方も、歯科の部として先ず基礎調査を試みた。次の3つである。

### 1. 本校の立地条件



2. むし歯治療券を児童がもらつた時、どういう理由で歯科医へ行かないか。

3. 父兄は歯の保健教育をどのように理解しているか。

以上の基礎調査をもとにして本校の歯科年間計画表を作つた。

静岡市立伝馬小学校歯科年間計画表

### 4月 1. 歯科年間計画表の作成

1. 計画表につき保健主事と打合せのため出校

1. 学校年間計画表にはめ込み

1. 保健主事より歯の検査日の打合せを受く

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	%	治療券未回収の原因
33	27	39	22	24	32	177	18	今痛まないので忘れてしまった
12	9	10	13	16	15	76	6	歯医者の道具がこわい
14	3	4	3	2	1	27	2	歯医者さんがこわい
13	17	16	18	12	10	86	6	治療が痛うだから
12	6	6	8	9	13	54	4	めんどくさいから
18	13	15	1	4	1	52	4	自分で行けないから
11	14	8	5	1	1	40	3	歯医者で長い間待つののがいや
23	9	5	4	3	3	47	4	家で「行きなさい」といわない
12	4	2	0	0	3	21	2	お金がかかるから
9	10	9	5	4	0	37	3	行かなくてもよいと家の人がいう
15	12	24	17	8	10	86	6	治療券をなくしてしまった
299	170	280	228	118	238	1,338	/	

5月

家の子供の虫歯について	年一回必ず診察してもらう注意している気にしない	人 97	% 13
		533	74
		93	13
子供が治療券をもらつてきたとき	すぐ医者は行くようにいう時々注意してやるあまりいわない	514	71
		125	17
		84	12
子供が歯医者に行く時	大体付添つて行く1回位（初診時）行く子供だけやらせる	337	47
		268	37
		118	16
子供の歯みがきについて	朝晩みがかせる朝だけみがかせる晩だけみがかせるほとんどみがいていない	58	8
		537	74
		25	4
		103	14
両親について	虫歯にかかつた事がない〃虫歯にかかつた事がある〃	父 155	21
		母 58	8
		父 568	79
		母 665	92
歯ブラシの有無について	各人の使用が区別してある共用なし	78	94
		29	4
		16	2

8月

9月

1. 保健室、検査具の点検に出校
1. 朝の職員打合会で、歯の検査の手順、記録方法を各受持に連絡のため出校
1. 第1回定期、歯の検査実施
- 5月 1. 検査表の集計を養護教諭が行い、その点検、検印のため出校
1. 校長、保健主事に本年口腔衛生状況を伝え、その対策を答申のため出校
1. 養護教諭に治療券の作製を依頼、各受持をして児童に渡す
1. 父兄参観会に本年度、歯の検査結果を伝え、児童の治療に対する父兄の協力を、受持をして伝えしむ
1. 家庭訪問時、受持をして児童の要処置歯を伝達
- 6月 1. PTA 保健委員会に出席、本年度口腔衛生状況を説明、父兄の協力を求む
1. 養保護児童の校内治療の実施
1. 春季運動会に出席
1. 職員会議に口腔衛生教材の説明のため出校
1. ムシバ予防デーに朝礼講話
- 7月 1. 要保護児童の校内処置
1. 健康相談日に出校
1. 児童保健委員会に助言を与う。
- 8月 1. 保健室治療器械の点検、注油
1. 全国学校歯科医大会に出席、同時に文部省学校歯科医講習会に出席
- 9月 1. 第2回口腔検査につき保健主事と打合せ
1. 治療券回収を保健主事を通じ、受持に要請
1. 治療券回収状況集計を養護教諭に依頼
- 10月 1. 第2回口腔検査実施
1. 結果、治療の再発行
1. 準要保護児童の名簿作製
1. PTA 保健委員会に出席、夏休み中の治療状況と今後の対策協議
1. 校内処置実施（要保護児童のみ）
1. 秋季運動会に出席
- 11月 1. はがき訓練実施
1. 校内処置実施要（保護児童のみ）
1. 県学校保健会優良校表彰式に臨席
- 12月 1. 校内処置（要保護児童のみ）
1. 健康相談日に出席
- 1月 1. 新年挨拶式
1. 治療券未回収の調査
- 2月 1. 納食委員会に出席
1. 機械の点検、注油
1. 市学校保健会に出席
- 3月 1. 新入学児童の身体検査
1. 卒業式に出席

この計画を充分効果あらしめるべく、教師をして教科活動はもちろん、教科外活動も全組織を動員してやつてもらつた。その結果第1表の昭和32年、昭和33年の処置率の通り次第に効果が上つた。

然し予期した程成績があがらない理由は、校長及び保健主事とじつくり相談の上、将来の改良すべき点を検討したいと思う。



# う歯半減運動の一環として実施した避地無医

## 村に対する巡回診療について (大会発表)

京都市学校歯科医会

後 藤 宮 治

京都市教育委員会の協力により、京都市学校歯科医会が主体となつて実施し、大きな成果を収めた実状を報告しご批判を希うものである。

(1) 要旨 対象は僻地のため医療機関も皆無であつて、従来全然放置の止むなき状態にあるため、う歯罹患者多く、その90%以上が対象となるので、地元の要望もあり、市教委の斡旋によつて京都市学校歯科医会より医療器具材料を携行して出張し、C<sub>1</sub>に対するアマルガム充填及び交換期乳歯の抜去を実施したものである。

(1) 期間 昭和34年5、6、6、2月に亘り延日数18日

(3) 学校数 16校

(4) 診療者担当歯科医 12名 1隊5人編成

(5) 携行器具

1. 携帯用電気エンジン
2. アマルガム充填器具一式
3. 抜歯器具一式
4. 煮沸消毒器及び薬品

(6) 実施方法

1. 京都市教育委員会において、予め現地との交渉を行い
  2. 現地の学校当局において、保護者に対し趣旨を伝達し、申込みを受け
  3. これに対し C<sub>1</sub> に対するアマルガム充填及び交換期乳歯の抜去を行う
  4. 実施後、日を更めて、アマルガムの研磨とともに充填後の再検診を行う
  5. とくに事前に当該学校歯医の協力を求め、学校歯科医の意見を尊重して実施
  6. 事務的処理に就いては、当該校の保健主事及び養護教諭の協力を求む
- (7) 児童の声 永久歯 C<sub>1</sub> の校内予防処置について
- (8) 保護者の声 (原文のまま)
1. 専門医の検診を受けると安心できる
  2. 年2回検診をうけたい

(予防処置を受けたもの全員について調査した実態の報告)

早く治療できよかつた	20	66	53	36	7	8	15	10
治療しなくて もよい	0	0	2	0	0	1	1	0
どちらでもよい	0	0	2	1	3	0	0	0
校内予防措置を続けてほしい	23	64	62	44	12	9	27	10
町の医者に行く方がよい	2	2	2	1	1	1	0	1

3. 検診だけでなく治療もやつてほしい
  4. 一定場所(学校等近い所)で夏休みを利用してやつて欲しい
  5. (3), (4)の理由として、交通費、宿泊費が高くつき治療を1日延し、2日延しているうちに、病気が進行し悪い結果になつてしまうから
  6. 永久歯の C<sub>1</sub> だけではなく、もつとひどくなつた C<sub>2</sub> 以上の治療方法も考えて欲しい
  7. 器械をもう少し立派なものがあれば、なおよい
  8. 町の医者なれば、好きな所へ行けるからよい
  9. つめたものがすぐとれた
  10. 歯の治療をうけたら、2日間も痛かつたので神経をころしてから、つめて欲しい
- (9) 学校一般教員の声
1. 保護者が大変喜んでいた
  2. 学校は今まで、このような検診後の校内予防措置がなかつたのでいそがしかった
  3. 検診の経過や相談する人がほしい
  4. 来年度の計画について早目に打合せをしたい
- (10) 調査の結果
1. 大部分の保護者が検診後の校内処置を望んでいる事が明らかとなつた
  2. 検診をしても、医者が遠いので治療に連れて行けないことが大きな原因となつている
  3. 「夏休みに治療する」の該当者も、中には授業の

校名	実施月日	在籍	診療状況					
			C <sub>1</sub> の充填		抜歯		計	
			人員	歯数	人員	歯数	人員	延歯数
別花一所小中	月 5. 16	60			10	11	10	11
	6. 16	23	38	44	15	31	53	75 (86) 63
八花二所小中	5. 19	84			16	18	16	18
	6. 18	30	43	66	18	34	61	100 (118) 77
堰源小中	5. 16 小	75	62	105			62	105
	5. 20 中	12			19	31	19	31 (136) 81
久多小中	5. 13 小	76	52	74			52	74
	5. 21 中	18			19	28	19	28 (102) 71
百井分校	6. 5	18	12	12	5	9	17	21 (21) 17
尾見分校	6. 5	27	16	24	5	8	21	32 (21) 21
岩蔭小中	6. 25 小 中	71 30	53	76	33	72	86	148 (148) 36
大枝小	7. 21	221	112	149	56	90	168	239 (239) 168
小野郷小中	6. 9 小 中	101 45	65	79	42	46	107	125 (125) 107
雲ヶ畑小中	6. 16 小 中	78 24	42	48	19	30	61	78 (78) 61
勧修小	6. 15 18	1,060	178	228	0	0	178	228 (228) 178
16校分校	2 延日数 18日	2,053						(1,313) 930

備考 学校計欄の( )は治療歯数

ある時は休まなければならないからという児童もいるが、大部分は漠然としている

4. う歯の校内予防処置より、町の医者に行くという者の大部分は、器械設備が貧弱だという理由をあげている

#### (11) 問題点

1. C<sub>2</sub>以上の大歯を要する治療は如何にすべきか

について

2. 医療機関に関する予算化について
3. 保護者の衛生思想の向上と疾病に対する理解度を強め、事後措置の重要性を知らしめてその徹底を期するには、どのようにすればよいか

#### (12) 校内予防処置実施状況

# むし歯半減運動の隘路 (大会発表)

秋田県学校歯科医会

黒沢 勝彌

わが国のむし歯予防に関する運動は時によりその方法こそ変つてゐるが、その運動経歴は世界で最も古いにも不拘、その効果は期待に反し、昭和25年の国勢調査の人口を基準とした場合う歯の罹患者は、人口8,300万人の中実に5,900万人の71%と推定されたが、年々増加していることと考えられる。

う歯罹患者を年齢的に概観すると、幼年期が最も多く、平均5~6本、中学校、高等学校の時期では最も少なくて2本程度で、以後は次第に増加し、壯年期には約5本となり、また男女別では女性に多くなつてゐるといわれる。

このように広く国民に蔓延しているう歯が、法定伝染病のコレラや、チフスのように、広く他人に伝染し、生命を脅かさないため公衆衛生において比較的軽視される所以と考えられるが、公衆衛生の目的は個人、及び集団の健康を保護し、その生命を延長し、精神的、肉体的能力を増進させる科学と技術であるとすれば、う歯のようにほとんど総ての者を侵し、しかもその発生が社会的環境の変化により宿命的に誘発されることが明かであることから、例えそれが他人に伝染することがないとか、またその疾病が直ちに人命を脅かすような悲惨なことがないとかの理由で比較的看過されているやに見受けられるも、寧ろ他の疾患以上に社会的影響を持つていることを考へる時、公衆衛生の重要性が存在するのではないかと考える。

因つてう歯を公衆衛生的意義で要約するとき、病因の社会性と、疾患の多発性に主眼が置かれ、従つてこれを社会的に排除するよう企図されなければならないと思う。

う歯半減運動の隘路打開の参考として、例を彼の結核絶滅運動に觀ると、結核は嗜つて死因順位第1位を占むる處の国民病であつたが、生活環境の改善、化学療法の長足の進歩を背景とする治療技術の向上、殊に戦時中から青年層を対象に行われてきた一連の結核対策、即ち一般急性伝染病に対する同様な伝染防止を中心とし、更に進んで患者の早期発見、早期処置に重点を置いて健康診断と、予防接種を根幹とした結果、その死亡率は昭和31年には、昭和18年の死亡率の約千分の1となり、死因順位も第5位となつたのは、その施策が法的措置の基

盤に立ち、財政的裏付が国家的規模で強力に推進された結果と見るのが妥当と思う。

従つてう歯半減運動もこのようないかん點から推進してこそその隘路は打開され、所期の効果が達せらるものと堅く信じて疑わない。

本疾患は結核病と異つて、余りにも普遍的で、しかも各自の生活の中に深く滲透し、所謂「慣れっこ」となつてゐると考えられる現在、これまで採つて來た種々の施策に加うるに、う歯に対する関心を一層喚起することが必要と痛感する。

それは彼の「全日本母と子のよい歯のコンクール」に入賞した母親の育児の体験記で、母親であるお母さん自身の娘が、自分の歯を良くし、ひいては又その子供に娘たることが、子供の歯を良くすることになったということからも保護者の知識の啓蒙と理解を深めることができ、本運動隘路打開の鍵であることを物語るものである。

保護者の生活環境の相違から来る、この運動に対する観察程度の差異を知り、またこれを是正するためにも、これ等を盛り込んだアンケートを広く求めるこそ先づ実行すべきことと考える。

本運動推進には保護者と児童、あるいは生徒の理解と実施力が伴うが、その割合は概ね小学校では児童3分、保護者7分、中学校では生徒、及び保護者各々5分、高等学校では生徒7分、保護者3分の比率と見るのが大体の妥当な線ではないかと考える。

う歯半減運動隘路打開の具体的方策として次のことを提案したい。

即ち社会情勢とう歯罹患程度等を接するとき、現段階ではこの重点を中学校に置き、歯牙の治療に際し障害となつていると考えられるものを具体的に述べれば

①臆劫である。 ②暇がない。

③ 痛いだろう。 ④ 経費がない。

等の諸問題の解決にこの際是非とも歯科医療設置を先づ中学校に実現方を望むものである。

なお中学校は義務教育の最終コースであるためある者は進学し、またある者は実社会に出る等を考える時、社会保障制度の一環として、また児童福祉の面からもこの措置は極めて有意義であると考えたい。

# むしば半減運動の1つの隘路 (大会発表)

大阪市学校歯科医会（曾根崎小学校）

森 茂一郎

本校がう歯半減運動を強力に推進するにあたつて当面した隘路と考えられる問題点について述べ、ご批判を仰ぎたい。

## I 検査成績（表1～表5）

## II 治療票提出状況

表5のうち、33年5月、34年2月、5月、7月は歯科医師による検査の結果により、他の月は治療票を担任に提出した者をもつて処置完了者と見做した。

33年5月には88.7%の治療を必要とした者があつたが、校外における治療を根気よく勧告した結果、34年1月には治療票未提出者は9.5%に減少した。ところが翌2月の検査では70.0%の高率を示した。同様に34年4月の未提出者は20.0%であつたが、5月の検査では78.3%も治療を必要とする者があつた。これは児童保健委員会や児童奉仕部活動などを通じて、早期治療を勧めた結果、治療票の返還が急速にされるようになったが、返還を急ぐあまり、一部のう歯を治療しただけで歯科医師から治療票をうらい担任に提出する児童が生じたからと思われる。又乳歯う歯の処置の困難性から未処置のままのものもあり治療票提出数と検査による処置完了者とは一致しないところに問題があつた。しかるに34年7月の検査では6月よりも低率の45.8%を示し、漸減の途を辿つている。

### 1. 学校における検査回数

昨年5月以来4回の検査を実施し、殊に本年に入つては、2月、5月、7月と連続実施して一応の成果を挙げ得た。前述の如く治療票提出者が必ずしも処置を完了しているわけではない上に、う歯の早期発見、早期治療という立場からも、歯科教育の立場からも、年3回以上の検査が是非必要である。

### 2. 保健学習の徹底

歯科医師による検査回数の増加が、直ちに治療成績を向上させるものでなく、学校教育の努力がなくては、成果は期待できない。検査の結果を一片の治療票によって家庭に連絡するだけでなく、保健学習のテーマとして律動的な学習が展開されなくてはならない。学校病のうち結核、トラホーム等は僅少の児童管理対象者として厳重に

管理されているが、う歯の場合は、全児童のほとんどがその対象者であるにかかわらず、むし歯予防週間等で行事的に取扱われているに過ぎない。学校保健とくに小学校における保健学習においては、全ての児童がもつ共通問題をとりあげて問題解決を行うことが最も望ましいのである。学校保健の一つの実践素材としてう歯対策は活用されるべきである。

### 3. 歯科教育の特質の認識

う歯はこれを放置しては自然治癒を見ることなく、また歯みがきの励行のみで予防の完全を期し得るものでもない。罹患すれば必ずしも治療を必要とするので、年何回かの検診と処置を必要とする。この特質は「自律的な健康生活を営むために自らの健康を自分で管理せねばならない」とする学校保健の目標を達成する素材たるべき性格をもつているといい得る。従つて歯科医師の努力で単に検診回数をふやすことや、又は強制的に治療させることは一応のう歯対策とはなつても、将来の健康維持の問題とは繋がらないという認識を関係者の全てが持たねばならない。

### 4. 保護者に対する啓蒙

本校に於ては、保護者の教養程度、経済状態が相当幅広く分布し、歯科衛生についての理解程度にも差異が大きい。そこで未処置児童の保護者に対し、アンケートを実施し、その結果に基いて指導助言を行うとともに、あらゆる機会をつかまえて啓蒙している。從来口腔衛生週間に講堂などで行われた、歯の衛生講話よりも児童個人の問題について、個人的な保健相談の方が保護者からは望まれているが、罹患者の多い現状では困難であるので、学校単位の保健相談を考慮中である。

子供が治療を受けている地域の歯科医も、口腔衛生に関する地域社会の健康教師であるので、治療中に保護者及び児童に対し、指導と啓蒙が行われることを念願している。

5. 地域社会の協力、学校保健委員会及び学校歯科医の努力の成果として、年間を通じ健康保険料金で治療できるよう歯科医師会の理解と協力を得ることができた。更に要保護、準要保護児童に対しては、校内治療を7月から開始しているが、過去のむし歯撲滅運動の多くは、学校

表1 罹患者数の推移(乳歯、求久歯)

性別 項目	男			女			計			検査人員
	処置完了	未処置	う歯なし	処置完了	未処置	う歯なし	処置完了	未処置	う歯なし	
年月										
32年5月	27	748	55	25	663	38	52	1,411	93	1,556
(3.3)	(90.1)	(6.6)	(3.4)	(91.3)	(5.3)	(3.3)	(90.6)	(6.1)		
33. 5	41	711	47	59	673	30	100	1,384	77	1,561
(5.1)	(89.1)	(5.9)	(7.7)	(88.5)	(3.8)	(6.4)	(88.7)	(4.9)		
34. 2	175	581	41	226	518	30	401	1,099	71	1,571
(21.0)	(73.8)	(5.2)	(29.0)	(67.2)	(3.8)	(25.5)	(70.0)	(4.5)		
34. 5	101	553	41	117	487	30	218	1,040	71	1,329
(14.5)	(79.5)	(6.0)	(18.4)	(76.8)	(4.8)	(16.4)	(78.3)	(5.3)		
34. 7	309	337	45	334	272	32	643	609	77	1,329
(44.7)	(49.0)	(7.3)	(52.3)	(42.6)	(5.1)	(48.4)	(45.8)	(5.8)		

( ) は %

表2 罹患者数の推移(永久歯)

性別 年月	男			女			計			検査人員
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
33年5月	298	356	654	(37.0)	(46.0)	(41.5)	1,561			
34. 2	242	209	451	(31.0)	(28.0)	(29.5)	1,571			
34. 5	241	237	478	(34.6)	(37.4)	(36.0)	1,329			
34. 7	127	107	234	(31.2)	(27.1)	(29.7)	1,329			

( ) は %

表3 未処置歯数(乳歯、永久歯)

性別 年月	男			女			計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
33年5月	3,335	3,099	6,434	(4.7)	(4.6)	(4.7)				
34. 2	2,209	1,806	4,015	(3.8)	(3.5)	(3.7)				
34. 5	1,849	1,586	3,435	(3.3)	(3.3)	(3.3)				
34. 7	1,253	968	2,221	(3.7)	(3.6)	(3.6)				

( ) は未処置者に対する1人当たりの本数

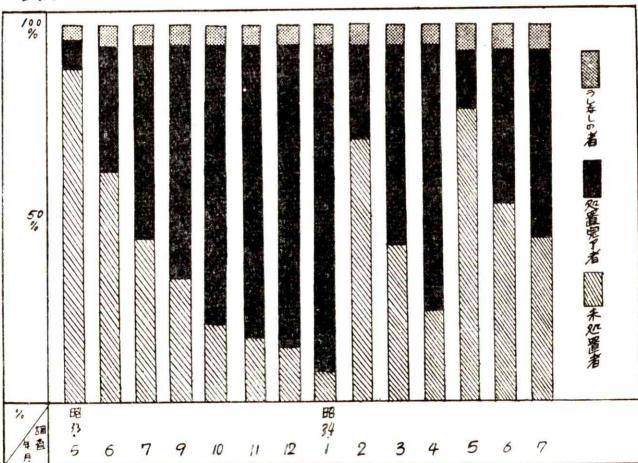
表4 未処置歯数(永久歯)

性別 年月	男			女			計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
33年5月	566	643	1,209	(1.9)	(1.8)	(1.8)				
34. 2	394	330	724	(1.6)	(1.6)	(1.6)				
34. 5	380	358	738	(1.6)	(1.5)	(1.5)				
34. 7	275	197	472	(2.2)	(1.8)	(2.0)				

( ) は罹患者に対する1人当たりの本数

医の絶大な犠牲によるか、又は保護者の経済的貢献に負うところが多かつたように思われる。結核検診が年1回

表5



歯の検査 一 次 検 査 (5)	第1検査			第2検査			第3検査			第4検査		
	治 療 事 業 後 対 策 布 知 (5)	家 庭 通 票 配 布 (7)	未 家 庭 原 因 知 查 会 (9)	歯 科 保 健 委 員 会 (10)	学 校 医 療 票 配 布 (2)	校 園 医 療 票 配 布 (3)	学 校 保 健 委 員 会 (5)	学 校 保 健 委 員 会 (6)	学 校 保 健 委 員 会 (7)	学 校 保 健 委 員 会 (5)	学 校 保 健 委 員 会 (6)	学 校 保 健 委 員 会 (7)
特記事項	むし健康指導の週間(6)	うを予設防	歯周病の定期的検査(10)	うを予設防	歯科治療の定期的検査(10)	うを予設防	本よる話	本よる話	本よる話	本よる話	本よる話	本よる話
							校り陥よし	校り陥よし	校り陥よし	校り陥よし	校り陥よし	校り陥よし
							歯年料う合	歯年料う合	歯年料う合	歯年料う合	歯年料う合	歯年料う合
							科間金歯つ	科間金歯つ	科間金歯つ	科間金歯つ	科間金歯つ	科間金歯つ
							医で科た	医で科た	医で科た	医で科た	医で科た	医で科た
							の通治医	の通治医	の通治医	の通治医	の通治医	の通治医
							努じ療師	努じ療師	努じ療師	努じ療師	努じ療師	努じ療師
							力健で会	力健で会	力健で会	力健で会	力健で会	力健で会
							に康きと	に康きと	に康きと	に康きと	に康きと	に康きと

( ) 内の数字は月を示す

公費負担で行われているように、むし歯半減運動に対しても公費の一部負担を望みたい。

## 学校保健計画について (大会発表)

大阪府学校歯科医会

岡 田 藤 治 郎

学校保健という言葉は通常学校における保健教育と保健管理を総括している場合に用いられるが、今般実施せられた学校保健法では学校における保健管理に関する必要な事項のみを定めている。従つて保健教育とは密接な関連をもつことは論をまたぬ。故に学校保健法第2条に総則として学校保健計画を立案実施しなければならないことを規定している。

学校保健計画とは学校において必要とする保健に関する事項の具体的実施計画をいう、即ち保健管理の面と教育課程に基く保健教育とを有機的に調整実施する計画性が根本理念であらねばならない。この適正な運営と否とは教育の目的につながるものともいえよう。

学校保健計画の具体的な内容としては関係法規に定められた健康診断、健康相談又は学校環境衛生に関することなどは勿論であるが、最も効果的な諸活動、例えば学校保健委員会の運営計画等をも含めての年間計画であり月間(週間)計画である。

例えば年間計画として

- (1) 就学時及び定期の健康診断
- (2) その事後措置
- (3) 伝染病および食中毒の予防措置
- (4) 学校における環境衛生検査
- (5) 施設、設備の衛生的改善
- (6) 大掃除
- (7) 夏期施設の開設
- (8) 衛生講演又は関係週間等その他

月間(週間)計画として

- (1) 健康相談
- (2) 学校内の清潔検査
- (3) 身体及び衣服の清潔検査
- (4) 体重、身長等の測計
- (5) 学校保健委員会の開催
- (6) その他必要な事項等

これらを骨子として更に検討すれば数多くの項目が附加されよう。その何れをとつてもわれわれ学校歯科医の活動分野が展かれていることは保健計画の中に重要な位置づけがあることを意味する。ここにおいて学校医、学校歯科医の職務執行の準則の第1に学校保健計画の立案に参与することが大きく取り上げられ、必要な意見や必要な指導、助言をしなければならない義務と責任が生じて來たのである。この計画の実施にあたつては学校や地域社会の特殊事情を考慮して過誤のないように努めなけ

ればならないのであるが、誰がいつ、何處で何をなすべきか、を明確にして学校職員並びに関係者の責任分担をきめておくことが必要であろう。

学校保健計画の原案を作成するのは通常保健主事が担当し、養護教諭が協力するのであるが、この場合前年度実施された保健計画の評価がじゅうぶん討議されなければならないし、前年度の全校生徒の保健状況と発育状況や、環境衛生および地域社会の保健状況等が重要な資料として新しい計画に反映されなければならない。

原案が校長や関係職員並びに諮るべき機関（例えは学校保健委員会等）を経て決定したならば実施担当者は勿論、教職員、PTA、保護者、児童生徒会、学校保健関係機関、地域社会にそれぞれ連絡して周知徹底せしめなければならない。このことは学校における保健管理の活動を円滑にするのみならず、地域社会の保健指導にも大きい役割を果し且つ学校保健委員会を活潑にする原動力となるからである。なお、学校保健計画の最も力強い推進力となるといわれる学校保健委員会はその目的が「生徒に關係のあるすべての人々が専門家（医師、歯科医師その他）とともに健康の立場から生活のあるゆる点にわたつて討論協議してその実行を可能にする」ことにあるからである。その委員構成に生徒代表、母親代表、PTA、の会長、副会長、同保健委員、婦人会代表、地域社会代表、保健所、官庁関係者等に学校長、保健主事、養護教諭、給食担当、保健体育担当、理科、家庭科、社会科担当の各教師と学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が参加することになるのであるがこれは生徒と学校と家庭と地域社会の代表が集つてお互に生徒の健康を確保するために「何をしなければならないか」「何をしてほしいか」「しかし實際には何が出来るか」「そのためにはどうすればよいのか」等を考えて議論や研究してそれぞの態度をきめるのであるが、實際上の問題となると議題のとり上げ方や進め方に仲々考慮を要するのであって下手をすると能率が悪かつたり、無味乾燥であつたり時には混乱することもあり得ると考えられる。慎重な準備と細心な注意で生徒や母親も発言し易い雰囲気をつくる会場にして、全員が和気あいあいのうちに協同研究の結論を出すように仕向けることは一面保健主事の重要な仕事でもあると考えられる。

# 就学時健康診断及びその事後措置（大会発表）

東京都学校歯科医会  
河 越 逸 行

## (1) 東京都中央区（日本橋城東小学校）における実施状況

- A. 本区（特に日本橋地区は昭和7年以來）はすでに就学児童の予備口腔検査として実施してきたが、昭和34年度は2月に中央区全地域同一方法により就学児童の健康診断を実施した。
- B. 每年2月に区教育委員会から各保護者に通知する。健康診断実施の会場は各児童入学予定の小学校で行う。
- C. この際の担当歯科医は便宜上各小学校の学校歯科医が委嘱された。
- D. この際の手当は特に支給されていない。それは、その学校へ入学する児童の入学適否を決定するという立場からという考え方のようである。
- E. 検査用紙は別紙の通りである。（略）
- F. 「担当歯科医所見」の記入については今度は特に永久歯のう蝕の処置と交換期にある乳歯の処置、歯列不正、等について特に記載した。
- G. 事後措置としては別紙により、処方の勧告を行つた。

## (2) A 実施結果

34年度

	C <sub>1</sub>		交換期乳歯	
	人 数	歯 数	人 数	歯 数
勧告前	♂	3	5	1
	♀	4	6	0
勧告後	♂	1	2	0
	♀	2	2	0

B 就学時検査の前にすでに処置のしてあつたものは次の通りである。

	永 久 歯		乳 牙	
	人 員	歯 数	人 員	歯 数
♂	0	0	4	7
♀	1	2	4	8

日本橋城東小学校は、東京都でも皇居の東に位する、ビル街の中央にある特殊地域の小学校であつて、昭和34年度の就学児童数は男18名、女22名、計40名であり、内男13名、女16名、計29名は同幼稚園保育を終了した児童である。

就学時の健康診断結果のおしらせ  
氏 名

内外科疾患	気管支炎	ヘルニヤ（脱腸）
皮ふ疾患	湿疹（くさかぶれ）白癬（しらくも）いば	
眼科疾患	トロコーマ	結膜炎 眼瞼縁炎
耳鼻咽喉の疾患	耳あか 中耳炎 鼓膜異常 扁桃腺肥大（弱・中・強）アデノイド 慢性鼻炎 蓄膿症	
○印永久歯故至急治療してください		
(上)		
6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6		
(右) EDCBA   ABCDE		
EDCBA   ABCDE		
6 5 4 3 2 1   1 2 3 4 5 6		
(左)		
(下) ×至急抜くべき歯		

## その他の

上記○印のあるものは就学までに必ず治療をしてください。又扁桃腺肥大は強の場合と耳鼻に疾患のある場合治療を要します。

なお、伝染性のものは治療済証明書を入学までに学校に提出してください。その他不審の点がありまし学校に申し出て下さい。

昭和 年 月 日  
中央区立 小学校

切 取 線

氏 名	疾患名（ ）
治療いたしました	
昭和 年 月 日	
医師名	㊞

中央区教育委員会

# 横浜市における学校歯科保健推進事業について

(大会発表)

横浜市学校歯科会

林 広一

横浜市では、学校歯科保健推進のためいろいろの行事を行っているがそのうち2,3の問題について報告する。

## I. 校外処置勧告の推進

校外処置勧告は各地区で行われており、その成果もあげられている。大体は、勧告をしたものの中、これに応ずるもの割合は30~50%であるといわれ、本市でもそのようである。

しかし、多数は校外処置勧告の実施に当つて、あまり統制のとれたやり方はしていない。本会でつけていた方法について2,3の点を述べる。

### イ) 勧告書様式の統一および配布

勧告書は本教育委員会で印刷し、各学校に配布して全市同一のものを用いている。

この内容において、保護者に対しては、児童、生徒に歯科的な問題点のあることを通知して、主治の歯科医を訪れることをすすめることに主眼がおかれ、歯牙別うしょく度数別には保護者に通知しない。

### ロ) 校外処置勧告整理簿の配布

校外処置勧告でもつとも等閑視されるのは、勧告後の追及である。このためには市教育委員会より校外処置勧告者の整理簿用紙を配布して追及に使わしめる。

### ハ) “校外処置勧告の手びき” の配布

校外処置勧告の実際に役立てるため、勧告書の発行、その整理法、評価法等についての実務者に対する手びきをつくりて全市学校に配布した。さらにそれに対する説明会等を行つた。

### ニ) 現況評価の資料提供

本市では、昭和24年以後、各学校別に、検査人員、処置歯数、C1°, C2°, C3°, C4°、各歯数についての資料を、“横浜市学校歯科衛生資料”として印刷配布しているが、これによつて、学校毎にその結果およびその推移を知ることができる。

昭和24年以後昨年までの横浜市小中学校の状況は次の通りである。

小学校	横浜市全市の分			
	学校数	人 員	100人当 处置歯数	100人当高 度歯数
昭和24年	34	43,702	1.26	6.72
〃 25〃	53	73,838	2.07	6.64
〃 26〃	55	64,166	4.72	7.79
〃 27〃	61	70,899	8.20	11.05
〃 28〃	101	111,810	9.82	14.59
〃 29〃	109	127,592	10.66	18.79
〃 30〃	107	129,610	14.09	24.96
〃 31〃	103	125,627	22.18	26.43
〃 32〃	106	128,371	30.20	31.59
〃 33〃	107	132,132	38.83	35.92
〃 34〃	88	110,626	46.24	29.37

## II. 学校歯科保健推進会の事業

本会では昭和33年度から、その予算の70%を投じて歯科衛生士を1名雇入れて、その巡回による学校保健の推進を図つていたが、34年度は、各学校の拠出金を加えて、歯科衛生士を2名として12校の巡回を行つている。

その内容は次のとおりである。

### イ) 歯口清掃の実施

まず、歯口清掃状態を次のように分類した。

A…歯口清掃についてはほとんど問題のないもの

B…AおよびC以外のものであつて、歯口清掃のいちぢるしくわるくないものおよび明かな歯周疾患をもつてゐる以外のもの

(健康教育および指導の立場から改善できると思われるもの)

C…歯口清掃がいちぢるしく悪いだけでなく歯肉(ぎん)炎、歯石沈着などがあつて専門的な施術手段によらなければ改善できないもの

現在実施中の11の小学校および1つの中学校におけるはじめの状態は次のとおりである。

学校名	A	B	C	計
杉田小	657	828	161	1645
戸部〃	573	877	144	1594
矢向〃	546	1145	287	1978
本町〃	946	743	147	1836

東〃	851	505	114	1434
中村〃	842	576	128	1546
岸谷〃	322	695	172	1189
菊名〃	457	432	112	1001
鶴見中	161	341	255	757

これらの児童生徒についての(C)のものから、歯石除去、歯口清掃を行うとともに個別に刷掃指導を行う。全部の“C”については処置を完了し、さらに“B”的一部および、1定期間後の“C”に対して処置をすすめている。

#### (成績)

- i) 歯科衛生士1名は、およそ1日にCの児童18~23名を処置できる。
- ii) この事業を契機として教育的な歯口清掃手段を開発することができる。
- iii) “C”的もののおよそ50%は約半年後にはまた元の状態にもどる傾向がある、これに対する対策を

考える必要がある。

#### (費用)

本市の場合は、これに必要な消耗品は市教委で負担したが、およそ年額6,000円の程度と考えられる。

歯科衛生士の給与は年額120,000~150,000円になっている。

#### ロ) 弗化物の塗布

9月から、第1学年児童中第1大臼歯のう歯のないものに対して、弗化ソーダおよび弗化錫の塗布を系統的に行っている。

これに必要な人、時間は次のとおりである。

歯科衛生士4名を1組として10の学校において行う。

(この組で1時間23~25名の速度で塗布ができる)  
今年度は約750名について塗布を終つた。

目下続行中である。成績は後に報告する。

## 学校における健康診断及び事後措置（大会発表）

長野県学校歯科医会  
山 田 茂

学校保健法では従来身体検査と呼ばれていたものが健康診断と改められた。身体検査と健康診断は同じような言葉であるが多少ニュアンスがある。

健康診断の結果は、21日以内に児童生徒はその保護者に、学生は本人に通知し、予防処置を行い、医療を受けるよう指示し、必要な精密検査や予防接種を行い、校内外の健康生活について指導助言を行わねばならない。これが所謂事後措置であつて、予防処置はその一部である。従つて予防処置の完了が必ずしも事後措置の完了でないことに注意したい。

歯科領域における予防処置は歯牙の清掃、鍍銀法、弗化物の塗布、初期う蝕の充填などとなつてゐる。従来初期う蝕の解釈には多少の疑義があつたが、学校保健法によりう蝕が4度分類されることになり、歯の検査票にC<sub>1</sub>を初期う蝕と説明しているので、この解釈に問題はなくなつた。要抜去乳歯は往々問題となるが、元來、歯の検査票には診断名を記入するのが妥当と思うが、要抜去乳歯というのは診断名でなく処置方針の記録であるところに問題がある。これは乳歯も永久歯同様4度分類によつて病名を記入することがよいと思う。要抜去乳歯の

適応症は最近大きく動きつつある。現在要抜去乳歯の適応症に対する考え方も一様でないようである。乳歯の保護の目的を考えてみると2つに大別できると思う。その一つは発育期にある子供のために咀嚼機能の保持増強を計ることと、今一つは後継永久歯を正しい時期に、正しい位置に、そして健全に萌出せしめるということである。この2つは共に大切であり、分離して考え得ない場合もあるが、時にこの何れを重くみるかによって乳歯の抜去適応症に対する考え方も異なるてくる場合がある。

今一つ注意を要するのは要抜去乳歯のすべてが予防処

	3年	4年	5年	6年	計
昭和32年4月より 33年3月までに充 填したアマルガム 歯数	本 49	49	130	175	本 403
昭和34年4月現在 脱離したアマルガ ム歯数	本 2	2	4	16	24
脱離アマルガムの 百分率	% 4.08	% 4.08	% 3.08	% 9.15	% 5.95

備考 永久歯のみについての調査

置に入るものでないことがある。予防処置として校内で抜去する乳歯は真に予防上必要な程度のものであるべきである。現在の段階においては、学校における要抜去乳歯の決定は保健指導と関連を持たせて、歯科学上の立場と、子供の家庭事情、性格などの一人一人についての実状を考え合せて決定すべきものと思う。

児童生徒のう蝕永久歯の終末処置はアマルガム充填に

よることが多いと思う。充填したアマルガムが翌年の検査時には脱離し、或いはう蝕の再発を認められることが時々問題となることがある。自分の担当校である大里小学校(長野県)を試みに調査したところ、よい成績とは称しえないが次のような成績であった。もし短期間に脱離するものが多いとすれば大いに問題であろうと思う。

## 東京都における要保護、準要保護者の 医療費補助 (大会発表)

東京都学校歯科医会

中 本 徹

和 田 金 太 郎

### ○東京都教育施策上の概況

第1表、第2表、第3表にある通り、他府県に比べてその構成はぼう大である。

第 1 表

区 分	数
区	23
市	10
郡	3
島	3

第 2 表

種 别	学 校 数
小 学 校	943
中 学 校	434
高 等 学 校	128
そ の 他	81
計	1,586

第 3 表

種 别	児 童 生 徒 数
小 学 校	995,772
中 学 校	362,243
高 等 学 校	157,908
そ の 他	9,957
計	1,525,880

第4表 要保護、準要保護児童生徒病類別処置状況 (昭和33年度) (小・中学校)

病 種	区 分	要保護児童生徒		準要保護児童生徒		計
		人 円	(a) A	イ B	(イ) C	
ト ラ ホ 一 ム	人 円	501 742,308(a)	16.9% A	162 114,424(イ)	23.9% B	663 856,732(N)
結 膜 炎	人 円	513 536,470(b)	12.3% A	197 76,464(ロ)	15.9% B	710 612,934(O)
						17.6% C 12.6%

伝染性皮膚疾患	人円	147 <u>c</u> A	117,673(c) 2.7%	39 <u>八</u> B	18,458(八) 3.9%	186 <u>P</u> C	136,131(P) 2.8%
中耳炎	人円	154 <u>d</u> A	201,786(d) 4.6%	51 <u>二</u> B	28,734(二) 6.0%	205 <u>Q</u> C	230,520(Q) 4.8%
蓄膿症	人円	228 <u>e</u> A	414,652(e) 9.5%	51 <u>ホ</u> B	37,210(ホ) 7.8%	279 <u>R</u> C	451,862(R) 9.3%
アデノイド	人円	93 <u>f</u> A	91,258(f) 2.0%	38 <u>ハ</u> B	12,047(ハ) 2.5%	131 <u>X</u> C	103,305(X) 2.1%
う歯	人円	2,595 <u>g</u> A	2,239,229(g) 51.2%	493 <u>ト</u> B	185,676(ト) 38.8%	3,091 <u>Y</u> C	2,424,905(Y) 49.9%
寄生虫	人円	102 <u>h</u> A	27,607(h) 0.63%	15 <u>チ</u> B	4,881(チ) 1.0%	117 <u>Z</u> C	32,488(Z) 0.7%
計	人円	4,316	4,370,983(A)	1,046	477,894(B)	5,362	6,987,471(D)
						4,848,877(C)	69.4% <u>C</u> / D

都より各地方教育委員会へ配布した金額の総計

消化率

○要保護、準要保護児童生徒病類別処置状況(昭和33年度)

第4表の通りであるが、要保護者に比べて準要保護者の治療率が非常に低いことがわかる。これは、準要保護者が半額家庭負担ということが障害になつていることはいなめない。

これは今後、再検討すべき問題である。使用した金額の総計から病類別の使用金額を比較してみると寄生虫、アデノイドは、非常に処置率が低い。反対に高い順にあげるう歯、結膜炎、トラホーム、蓄膿症の順である。特にう歯の処置に要した経費が最も高くおよそ50%を実施していることは注目に値する。

しかし、都から区、市、郡、島、各地方教育委員会へ配布した金額(国庫補助額に加えて、23区は都から $\frac{1}{2}$ 支出した額を加えた額である。市、郡、島は、都で $\frac{1}{2}$ 支出せず地教委がこのほかに $\frac{1}{2}$ 加える)の総計から見ると、各地方教育委員会を平均した予算の消化率は69.4%で配布額の $\frac{2}{3}$ しか使つていないこと。その理由としては、

1. 学校保健法施行後、日浅く理解不十分
2. 事務的操作の不馴れ

があげられる。

○各地域別消化率(都より配分した金をどれだけ使つたか)

第1図に見る通りで、郡部を除いては3地域共に50%以上であり郡部だけが低い、都全体では前にものべた通り69.4%である。

○う歯に対する治療費利用率(使つた金の中で、う歯治療にどれだけ使用したが)

第2図に見る通りであるが、郡部は殆んどをう歯治療に使用し、島は、使つた金の割にう歯治療の率が低いことが判る。以上の点から学校歯科医として関心を持つべき点が多い。

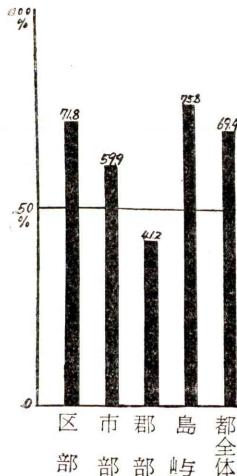
1. 予算を完全に消化させる努力(政治的行動)
2. 歯科治療に重点を置かせる。
3. 治療ケースの問題

○消化率と地域数

第3図の通りで、100%消化した地域が13地域あり、50%が4、60%が同じく4、85%が3地域、他は表に示された通りである。特に全然実施しなかつた地域が、5地域あるということは考えねばならぬと思う。

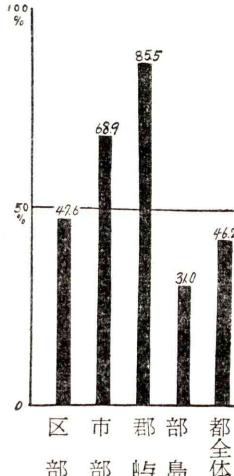
第1図 各地域別消化率

(都より配分した金を)  
(どれだけ使ったか)

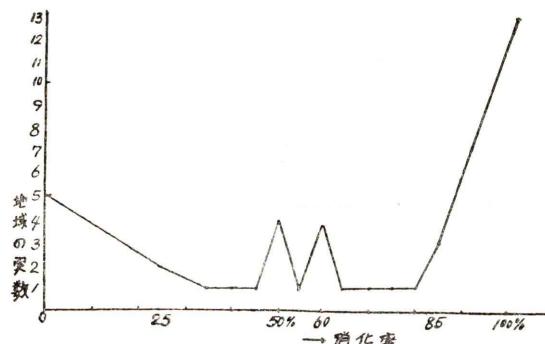


第2図 う歯に対する治療費利用率

(使った金の中でう歯治療)  
(にどれだけ使用したか)



第3図 消化率と地域数



### ○結び

以上を累推してみると学校保健法による要保護、準要保護児童生徒の治療の問題はいろいろ考えるべき点が多い、今後更に地教委として、又実際の医療にたずさわる医療関係者特に学校歯科医として、問題を解決していくべき事柄が数多くあることを銘記しなければならないと思う。

## 和歌山県における要保護・準要保護児童の取扱 (大会発表)

和歌山県教育委員会  
川口吉雄

学校保健法の適用を受けた要保護及び準要保護者の疾病件数の内訳(第1表)によると、う歯(永久歯 C<sub>1</sub>)の保有者が最も多く 40.22 % の率を示している。しかるに実際に治療を実施した疾病別の治療率(第2表)によると、トラホーム及び結膜炎、回虫病及び十二指腸病等については高率となつていてもかかわらず、う歯保有者については僅かに 12.73 % の低率となつてゐることは一考せねばならぬ問題点であり、今後検討を加え治療率の向上を図らねばならないと思う。

これが原因については種々考えられるところであるが本県の地理的条件その他の実態の上に立つて考えれば大体次の様な事が挙げられる。

(1) 山間僻地が多い上に歯科医師数が少なくしかもその殆んどが海岸線の都市に診療所をもつてゐる関係上、山間部の当該児童生徒の歯の治療については学校を休み、旅費を使って通わねばならないため、必然的に山間地区の一般診療所でう歯以外の治療を行わねばならない。

(2) 口腔衛生についての啓蒙教育指導が不徹底であつたため地教委、学校が比較的軽症である C<sub>1</sub> う歯の治療を軽視したのではないか?。

(3) 文部省よりの補助金の確定通知がおそく且つ実績報告書提出期日との期間が短かかつたため都市まで出て歯の治療を受ける期間がなかつた。……(これは昭和 33 年度は初年度でもあり申請額通り確定されるか否か不安であつたため予め治療ができなかつた)。

大体以上の様なことがその原因として挙げられるが、尚昭和 33 年 11 月 26 日～30 日まで東京で開催された文部省主催の全国学校保健、体育、給食主管課長会議の席上指示のあつた次のことも原因の一つとして挙げられるのではないかと思う。「本年度の補助金は半年分であり低額である関係上、各地教委毎に各学校の意見を聞いた上で計画をたて、対象六項目を一項目位にしづつて重点的に実施してもよい。然し文部省の意見としては出来る限り伝染性疾患を優先してほしい」。

- ◎今後のは正策としては次の様なことが考えられる。
- (1) 働地学校保健管理費補助金に歯科医師の旅費及び謝金をも含めること。
  - (2) 働地地教委に対し C<sub>1</sub> 程度の治療可能な施設費の補助金の交付。

第1表 学校保健法の適用を受けた要保護、準要保護者の疾病件数の内訳

ト ラ ホ ー ム 及 び 結 膜 炎	%	20.87
伝 染 性 皮 膚 疾 患	%	4.91
中 耳 炎	%	1.23
蓄膿症 及 び ア デ ノ イ ド	%	2.60
う 齒	%	40.22
回虫病 及 び 十二指腸病 (虫卵保有者を含む)	%	30.27

- (3) 学校保健法に基く要保護者及び準要保護者の医療補助金(一人一疾病当たりの平均医療費)の増額。
- (4) 口腔衛生についての啓蒙教育指導を更に一段と徹底して実施する。

第2表 学校保健法により実施した要保護、準要保護者の疾病別の治療率

ト ラ ホ ー ム 及 び 結 膜 炎	%	63.40
伝 染 性 皮 膚 疾 患	%	25.51
中 耳 炎	%	59.74
蓄膿症 及 び ア デ ノ イ ド	%	31.00
う 齒	%	12.73
回虫病 及 び 十二指腸病 (虫卵保有者を含む)	%	41.41

## 愛知県の要保護、準要保護の取扱について (大会発表)

愛知県学校保健会

山 田 猶 吉

学童の口腔衛生向上を中心に毎年こうして研究討議を重ねること既に20数年、その成果累年見るべきものがあつたとはいえ、全体的には未だ遅々たるの感を免れぬ。

各位がそれぞれ努力して来られたにもかかわらずその成果の遅々としているのには色々の理由を挙げができるが何といつても検診の事後処置を行う場合の要保護と準要保護児童の医療費の問題にあつた。各位におかれても色々と施策を講じて来られたが、私の市においては昭和31年より学童の永久歯う蝕対策6カ年計画というのを樹て、初期う蝕を対照に校内治療よりも永続性のある校外治療の勧告に重点を置き、この場合の要保護、準要保護児童の医療補助のために学校保健会の予算中に学童の保健助成費として必要経費を組んできた。

昨年制定された学校保健法にもこの点が取り入れられ第17条においてこれら要保護、準要保護者の学校病に対する医療費を地方自治体と国の援助によつて行うことが定められた。

学校保健法が学童の保健向上のために事後処置に重点を置き、その盲点である要保護、準要保護の治療費を国と地方自治体で援助してやることは劃期的のことである。これは唯、要保護、準要保護児童の保健向上のためばかりでなくこれによつて一般の事後処置促進に大いに役立つものであると思う。

さて当瀬戸市における実施成果をみると次の通りである。

	33年度	34年度
小学校 11校	9,297人	14校 10,394人
中学校 5校	3,437人	6校 3,715人
要保護者数	111人	149人
準要保護者数	150人	198人
罹患要保護数	166件	184件
同準要保護数	481件	534件
県割当要保護	42人	127人
同 準要保護	61人	148人
市予算要保護	85,000	112,000
同 準要保護		151,000

国の補助	11,382円	34,572円
実際支出 71件	37,988円	85,000円

内 訳	目下調査中	
学校病種類	件数	金額
トラホーム及結膜炎	8	5,914円
蓄 膽 症	1	555円
中 耳 炎	3	2,050円
う 齒	42	24,510円
伝染性皮膚疾患	8	4,429円
寄 生 虫	9	530円

備考 治療計画は各学校の保健委員会に一任。

う歯と他の学校病との支出比較

う 歯	42件	24,510円	65%
う歯以外の学校病	29件	13,478円	35%

ここでのべたいのは次の三つの問題である。

一はこの成績にも表われているように援助費の中う歯に対する比率が他の学校病の合計の倍近い総額の35%を占めていることである。これは学校当局が永久歯のう歯を重視したための現われで、その誘因としては健康相談の活用、口腔優良児童の表彰、ハミガキ訓練の実施、口腔衛生懇談会等により学校歯科医と学校との接触を多くして学校職員に口腔衛生思想の啓発を促したためと思う。

二は学校保健法では、準要保健児童の治療は地方自治体と国で半額補助となつてゐるが残りの半額徴収の極め

て困難なことが過去における学習費徴収等で判明しているため、要保護同様市の予算において全額負担したことである。即ち学校より要保護、準要保護の別なく治療委託書を出し診療に当たつた医師より診療明細書を出してもらい市当局より直接支払つたことである。

三は保健法によつて治療してもらえる歯は自覚症のない1度、2度の永久歯であること、この種の学童には3度以上の自覚症の甚しい、即ち学习に著しく支障をきたす歯を持つてゐる学童の多いことであつて、法による折角の援助も、本人や保護者に取つては隔靴搔痒の感であると思われる所以、当市においては3度以上のう歯に対しても特に管轄外の市民生課に依頼して治療券を発行してもらひ学校保健法と併せて治療を行つたのである。

学校病は伝染性又は学习に支障を生ずるおそれのある疾病で特に義務教育期におけるこれ等の病はその学童の将来を左右する身の発育に極めて影響するところが大であるから、その絶滅を期さなければならない。そこで私は次の事を提案したい。そしてこれを大会の協議題とし討議議決の上その筋に要望したいと思う。

「保健法に示された学校病の中、う歯のカツコ内を削除し、学校病に対する医療費補助の対照から要保護者に除外しこれを生活保護法の医療わく内に入れること。保健法による学校病に対する医療費援助は準要保護者とし全額公費援助すること。」

## 大阪府における医療補助 (大会発表)

大阪府学校歯科医会

平 岡 昌 夫

昭和33年10月より実施された学校保健法第17条による医療費補助は現下のわが国情勢よりして最も必要であることは論ずるまでもない。

大阪市においても昭和33年度国庫より54万円、大阪市より56万円の補助金を受け、以て医療補助を実行し、次の如き実績を治めた。

病 名	児童延数	児童1人1疾病当たりの医療費の平均
トラホーム	537人	1,133円
結膜炎	100	771
伝染性の皮膚疾患	47	855
中耳炎	32	596
蓄膿症	10	756
アデノイド	11	724

う 歯 2,243 331

寄 生 虫 病 47 211

以上の中、歯科は総額597,416円、件数では74%を占めている。

今年度、34年度は国庫の補助も約3倍となつたにて、次のような予算と方法をもつてできる限り法の目的達成のため努力する様企画している。

昭和34年度補助予定額

第一回補助予定額(7月~9月末)

小 学 校	1,079,500円
中 学 校	430,000
特 殊 学 校	40,000
計	1,549,500

第二回補助予定額(10月以降)	
小学校	1,180,256円
中学校	350,000
特学殊校	17,540
計	1,547,796
総額	3,097,296

が、残念ながら当初大阪市において該当児童状況を調査したところによれば、	準要保護児童	18,221人
	必要医療補助費	8,630,552円
	要保護児童	8,417人
	必要医療補助費	3,987,940円

を必要とするという数字が現われており国庫及び市よりの補助費は今後相当思い切った増額を希求するものである。

これを全国的に見るに未だ実行に移すことの不可能な市町村のあるやに聞き及ぶことは誠に嘆かわしい極みである。

よろしく文部当局は法の趣旨とその必要性を強く認識せしむるよう希望する。

また全国的にその医療内容についての基本料金又は取扱方法が色々である今日宜しく統一した基準を全国的に示し同一規準料金、同一取扱方法にて実施されるよう希望する。

## 徳島県下僻地学校における歯科診療十力年の成績

徳島県学校歯科医会

寿 満 重 敏

### (紹介)

この報告は寿満氏が徳島県下の僻地の学校で行なつた歯科診療の成績である。さいしょ、寿満氏の甥にあたる杉並西保健所歯科衛生係長宮入秀夫氏から私に原稿を見て懇意いといふことで、沢山の資料を送られてきた。かなりくわしい記載であるが、これを全部のせることは不可能であり、かつまとまりがないので、榎原悠紀田郎氏にたのんで統計的の処理をしてもらつた。これには相当の日時を要したが、寿満氏の業績の全貌が短かい論文の中に集約され、学校歯科衛生に貢献するところが多いと思われる。

寿満氏はかつて小松島高等女学校(旧制)において、全生徒の口腔模型と調製して研究調査するなど、熱烈な学校歯科医として私の敬愛する人であるが、老齢にもかかわらず益々健在で口腔衛生の向上に余生を捧げておられる。ここに記して一層の清健を祈るとともに、榎原氏の功を多とし謝意を表する。

(岡本清纓)

戦時中から戦後にかけて、文部省学童歯科診療の徹底を期していくいろいろの施策を発表したが、昭和22年学校歯科予防巡回診療班を次官通牒によつて行なうことになつたので、本県でも当時に教育庁保健課櫻間主事などの熱心な支持に動かされて、この事業をはじめることになった。年次的に診療を行なつた学校数は次のようである。

昭和22年 木屋平、小屋平、三ツ木、川井  
 " 23年 東祖谷、西祖谷、落合、若林、和田、善徳、赤野  
 " 24年 浅川、大黒、鞆奥、角坂、武島  
 " 25年 下分上山、上分上山、川又、川津、左右内(以上海岸線の海部郡)、勝占村、多家良村の5校、福原村の5校  
 " 26年 伊島椿、椿泊、伊座利、阿部、宿毛谷、折野、大野、日開谷  
 " 27年 一宇村の4校  
 " 28年 平谷、和無谷、出原  
 " 29年 東西祖谷の再診6校  
 " 30年 神山、阿野、阿川、広野、鬼籠野  
 以上 55校 16500名

以上8年間に55校だけしかできなかつたのは、学童の拔歯充填はすべて無料で、しかも交通不便な僻地が多いために多額の旅費を要したためである。

山の学童は比較的齶歯が少ないと考えられているが、私の調査ではそれがまちがいであることを発見した。また口角炎、歯肉炎、咬合下正などせかなり多いこともわかつた。

この診療班は徳島県教育委員会保健課と徳島保健所の協同で、前記の無歯科医校55校と中学校の一部の診療を行なつたが、31年度、32年度にはさらに再診療を行なつたり、不正咬合の知能に及ぼす影響などを調査し

た。これらはいずれ報告の機会があるだろうと思う。この診療行は、いくたの険難の路をたどり、あるときは伊島にわたる、小舟で海があれ沈没の寸前に逢つたこともあり、難行苦行を重ねたこともあつたが、学童の齶歯一本でもなくすためと思えが、少しも苦にならなかつた。さいごに、この仕事に十年間一日のごとく働いて下さつた板東助手にふかく感謝す。

この報国は巡回地区の小学校における永久歯齶歯の罹患と処置の状態(DMF)を明らかにしたものである。表1~表4各地域別に図示したものを参照せられたい。

表1 巡回地区小学校永久歯齶歯罹患、処置状況(実数)

郡	学校名	被検人員	処置歯	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	C <sub>3</sub>	C <sub>4</sub>	合計
那賀郡	助谷	98	0	49	9	9	0	76
	平谷	46	3	145	50	37	2	237
	和無田	244	9	103	57	23	4	196
勝浦郡	傍生	148	5	23	8	1	0	37
	実生	199	3	62	29	6	0	100
	福原	99	1	44	11	8	2	66
正旭	木	186	18	66	18	23	9	102
	旭	179	3	84	26	7	0	120
三好郡	櫻生	276	2	168	53	16	3	242
	菅生	148	0	63	50	7	2	122
	和田	115	0	40	16	3	0	59
	柄瀬	316	7	168	62	28	3	266
	善徳	214	5	84	40	17	0	146
	落合	335	0	122	67	17	0	206
名東郡	嵯峨	175	46	91	54	25	7	223
	高槌	221	25	107	76	24	10	242
	宮前	252	0	179	100	25	3	307
阿波郡	大俣	396	29	234	57	53	5	378
	大影	112	7	82	21	5	0	121
名西郡	鬼籠野	250	28	143	58	12	0	241
	上分上山	454	10	267	151	56	4	488
	阿川	351	20	148	91	30	4	293
	広野	508	23	250	118	50	3	444
美馬郡	錦谷	229	0	182	110	36	1	329
	明谷	119	0	95	51	13	1	279
	古見	390	3	294	79	32	1	409

表2 巡回地区小学校永久歯齶歯罹患、処置状況(100人当歯数)

郡	学校名	被検人員	処置歯	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	C <sub>3</sub>	C <sub>4</sub>	合計
那賀郡	助谷	98	0	50.00	9.18	9.18	0	68.36
	平谷	267	1.12	54.30	18.72	13.85	0.74	88.73
	和無田	244	3.68	42.21	23.36	9.42	1.93	80.30
勝浦郡	傍生	148	3.33	15.54	5.40	0.67	0	24.94
	実生	199	1.50	31.10	14.57	3.01	0	50.18
	福原	99	1.01	44.44	11.11	8.08	2.02	66.66
正旭	木	186	9.67	85.48	9.67	12.36	4.83	122.01
	旭	179	1.68	46.92	14.52	3.91	0	67.03
三好郡	櫻生	276	0.72	60.86	19.20	5.79	1.08	87.65
	菅生	148	0.42	56.33	7.78	4.72	1.35	82.41
	和田	115	0.34	78.13	9.91	2.60	0	51.29
	柄瀬	316	2.21	53.16	18.98	8.86	8.86	83.21
	善徳	214	2.33	39.25	18.69	7.94	0	68.21
	落合	335	0.36	40.20	0.00	5.07	0	28.71
名東郡	嵯峨	175	26.28	52.00	30.85	14.28	4.00	127.41
	高槌	221	11.31	48.41	34.38	10.85	4.52	109.47
	宮前	252	0.71	03.39	6.68	9.92	1.19	121.82
阿波郡	大保	396	7.32	59.09	14.39	13.38	0	94.18
	大影	112	1.26	73.21	18.75	0	0	93.22
名西郡	鬼籠野	250	11.20	57.20	23.20	4.80	0	96.40
	上分上山	454	2.20	58.81	33.25	12.33	0.88	107.47
	阿川	351	5.69	42.16	25.92	8.54	1.13	83.44
美馬郡	錦谷	229	0.79	47.48	4.03	15.72	0.43	143.65
	谷古見	119	0.79	82.42	8.55	10.92	0.84	134.43
	古見	390	0.79	75.38	20.25	8.20	0.25	104.84

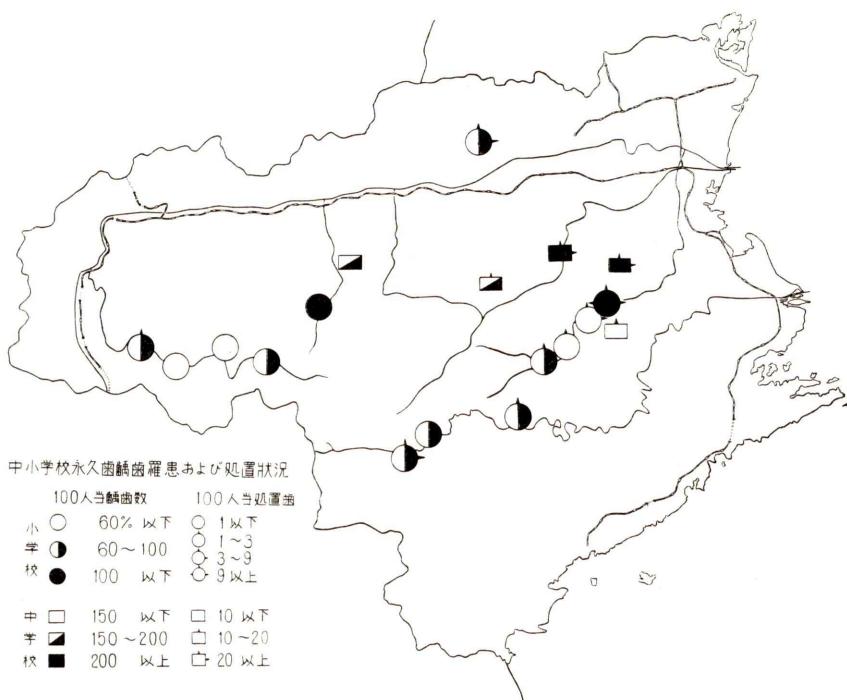
表3 巡回地区中学校永久歯齶歯罹患、処置状況(実数)

郡	学校名	被検人員	処置歯	C <sub>1</sub>	C <sub>2</sub>	C <sub>3</sub>	C <sub>4</sub>	合計
名西郡	鬼籠野	147	19	171	57	59	6	312
	上分上山	230	37	398	68	35	10	548
	阿川	202	32	210	40	31	5	318
美馬郡	一宇	51	3	74	27	6	0	110
	勝浦郡	高鉢	125	18	62	2	10	0
名東郡	高原	215	5	170	37	26	4	242
	河内	329	80	570	240	92	22	1004

表4 巡回地区中学校永久歯齶歯罹患、処置状況(100人当歯数)

名西郡	鬼籠野	147	87.08	116.32	38.77	40.13	4.08	286.38
上分上山	230	16.08	173.04	29.56	15.20	4.34	238.22	
阿川	202	15.84	103.96	19.80	15.34	2.47	157.41	
広野	300	23.33	102.66	25.33	14.00	6.33	171.65	
美馬郡	一字	51	5.88	145.09	52.94	11.76	0	206.67
勝浦郡	高鉢	125	14.40	49.60	1.60	8.00	0	73.60
高原	215	2.32	79.06	17.20	12.09	1.86	112.53	
名東郡	河内	329	24.31	173.25	27.94	27.90	6.68	305.08

巡回中、小学校罹患処置別分布



**奥村賞授賞規定**

奥村賞基金管理委員会

**趣旨** 学校歯科衛生の振興に資するため奥村賞を設ける。

**授賞対象** 奥村賞は学校歯科衛生に関する研究または学校に於ける業績が優秀と認められ、かつ直ちに学校歯科の進展に寄与するものに授賞する。

但し、授賞されるものは、個人たると団体たるとを問わないが最終発表が3年以内のものに限る。

**推薦方法** 1. 日本学校歯科医会の加盟団体長は、個人又は団体の授賞候補者をいずれか一件又はそれぞれ一件づつ選定し、日本学校歯科医会長（事務所は日本歯科医師会内）あて所定の期日までに推薦すること。  
2. 奥村賞審査委員は日本学校歯科医会長あて推薦することができる。

**推薦書類** 推薦受付に当つては日本学校歯科医会加盟団体長又は奥村賞審査委員の推薦状と共に次の書類を添付すること。

A 学校歯科衛生に関する研究論文については

- 1 論文要旨百（400字程度）
- 2 学校歯科衛生の振興に寄与する意義（400百字程度）
- 3 原著論文

B 学校歯科衛生に関する現場活動については

- 1 学校歯科衛生の実績向上せしめた趣旨とその意義（400百字程度）
- 2 業績の経過と資料（統計、写真等を含む）

**審査方法** 奥村賞基金管理委員会の依嘱をうけた奥村賞審査委員会が詮衡し、奥村賞基金管理委員会が決定授賞する。

**受賞者** 奥村賞は原則として毎年1回1件に対し授賞する。

## — 奥村賞について —

奥村鶴吉先生が学術、医政の各方面に大きな貢献をされることは普く人の知るところであるが、口腔衛生と学校歯科の方面には先生自身特に興味を持たれて終始努力を払われた。

先生は我国で最初とも言える口腔生衛学を著述せられたほか、明治、大正の頃から口腔衛生の普及を思い立ち、当時の日本聯合歯科医会、また後の日本歯科医会の事業にいろいろな方法で之を取り入れ施策とされた。

学校歯科医の制度等についてもその実現のため大いに力を尽し、昭和6年には学校歯科医令の発令となり、翌7年日本聯合学校歯科医会の創立とともに理事長として同会の運営に当り、同13年会則改正に伴い会長に就任し、時局のため解散となるまでずっと会長の職にあつて多くの後進を指導し盛んなる学校歯科衛生の発達は先生を中心としてなされたといつても過言でないものである。

先生の他界後、奥村家遺族は先生の遺志を体して母校財団の寄付金のほか、学校歯科衛生の振興に資するための奥村賞の基金を設けられた。この奥村賞の授賞規定は別項に掲げた通りであるが、基金の管理と授賞は奥村賞基金管理委員会（委員：福島秀策、北村宗一、奥村興治、山口晋吾、向井喜男）に於てなし、授賞候補者の詮衡と授賞式等は日本学校歯科医会の協力で実施されることになっている。（34年度、35年度審査委員：岡本清縷、竹内光春、丹羽輝男、山田茂）

そして第1回（昭和34年度）の奥村賞は八戸市学校歯科医会（八戸市公立学校に於ける学校歯科活動）に授賞され第23回全国学校歯科医大会の席上で授賞式が行われた。

### 第1回奥村賞授賞について

八戸市学校歯科医会長 橋 本 勝 郎

実は再三再四日本学校歯科医会より投稿方を頼されたが、日頃の多忙と殊には八戸市議会議長を初め各種の公職で寧日なく、心ならずも延々今日に至つた。

八戸市学校歯科医会の生えたち、仕組みについては、既に札幌市に於ける第20回大会で発表したのでここでは割愛したい。

唯然し、会創立当時の一人であり、過去年の長きに渡る会員の耐ゆまざる協力、労苦を思えば全く頭の下る思いがする。必らず何らかの方法でこの労苦に報いたい。

本会の生えたち、制度、運営から見て、これはどこでも真似の出来るものではないと思う。何故ならばそれは、その創立の時と人を得たことと、現在では殆んど不可能に近い市内の全学校歯科医自体の完全なる全体主義を骨子としているからである。試みに、その一二を列記すれば

- 1) 全学校歯科医手当の完全な管理
- 2) 共済制度の樹立、例えば70歳以上の会員の養老給付（日歯共済全負担）及び資材、学資に対する無利子貸付等

要は

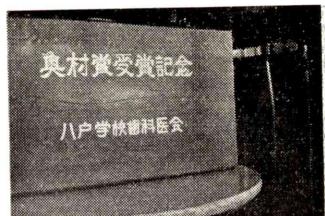
- 1) 魅力ある会に育成する
  - 2) 協同精神の涵養
  - 3) 会員相互の扶助
- を義務づけしている。

我々は以上のモットーで今まで経過したのであるが現在会員数34名、年間経常予算100万円、福祉共済会積立150万円になつてゐる。

昨年23回全国大会で図らずもこうした些細なことが認められて、第1回奥村賞授賞の栄誉に話したのであるが、この感激を忘れざるよう早速スワン型電気エンジン、セットを購入これに奥村号と命名した。

これで巡回治療セットも3組となり歯科衛生活動に相当な威力を發揮している。

最後にこれから次代を担う若い会員の運営に期待したい。



奥村賞受賞記念巡回治療セット

## —全日本よい歯の学校表彰—

主催 日本学校歯科医会　日本学校保健会  
後援 文部省　日本歯科医師会

### 趣旨

児童生徒の大多数がむしばを持ち、しかも、その90%以上が未処置のままに放置されている現状にかんがみ、

本会はさきに、学童のむしば半減運動を提唱したのであるが、この運動の推進をはかるためこの表彰を行う。

### 審査会

日本学校歯科医会内(東京都千代田区九段4の6、日本歯科医師会内)に全日本よい歯の学校表彰会をおく。

### 応募および審査の方法

- 定期の歯の健康診断の結果、全校児童の永久歯う歯の50%以上が処置を完了した小学校長は、別紙応募票を作製し、所定の期日までに地方審査会長あて応募する。
- 地方審査会は、小学校長から応募をうけた応募票を審査の上、本表彰の趣旨に該当するものはすべて所定の期日までに全日本よい歯の学校表彰会長(東京都千代田区九段4の6、日本歯科医師会内、日本学校歯科医会内)あて送付する。
- 全日本よい歯の学校表彰会は、地方審査会から送付された応募票を審査決定する。

### 表彰方法

全日本よい歯の学校表彰会長は選定されたすべての学校長に表彰状を贈り表彰する。

### 全日本よい歯の学校表彰応募票

昭和 年 月 日記入

(フリガナ) 学校所在地および学校名		都府 道県		郡区 町市村		小学校	
学校長氏名	印	学校歯科医氏名	印	全校学級数	全校児童数		
学年	項目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年 合計
検査人員							
永久歯う歯総数							(A)
永久歯う歯処置完了歯総数							(B)
全校児童永久歯う歯の処置完了率 $(\frac{B}{A} \times 100)$ %							
学校歯科衛生の概況							
※地方審査会所見							

備考 ※印のところは学校では記入の必要はない

### 応募記入上の注意

- 学校の一般状況については5月1日現在で記入する。
- 「検査人員」「永久歯う歯総数」「処置完了永久歯総数」はすべて当該年度の定期の健康診断のさく学校歯科医によって行われた児童歯の検査票(第3号様式)に基いて記入する。
- 「検査人員」欄は学校歯科医により歯の検査をうけた児童の人数を記入する。
- 「永久歯う歯総数」欄は永久歯のう歯のうち処置歯と未処置歯および永久歯の喪失歯の合計の歯数を記入する。
- 「永久歯う歯処置完了歯総数」欄は永久歯う歯のうち、処置を完了した合計の歯数を記入する。
- 「全校児童永久歯う歯の処置完了歯率」はその%を四捨五入により小数点以下1位にとどめる。
- 「学校歯科衛生の概況」はこのような成績を得るに致つた活動を主とする概況を記入する。

## 調査

### 学校歯科実状調査について

日本学校歯科医会は年々隆盛の一途をたつていて、加盟団体の数も次第に増加している状態であるが、その全国にわたる各地域における学校歯科の現状を正確に把握して、今後の学校歯科医会のあり方について考慮を払い、よりよき会の進歩発展を計るためにには、科学的な、また統計的な数字に基盤をおかねばならぬので、日本学校歯科医会では、この種に関する調査を行うことに決定し、調査用紙を作成し、全国各地域に送付して回答を御願いした次第である。

調査表の各項目に関しては種々と論議すべきところがあろうが、回答を得たものを基礎として現在まで集計し得たものをここに報告し、御批判を願い、今後の会の発展に何らか寄与すべきところがあれば幸いである。尚、御多忙中にもかかわらず、御回答を送付下された方々に深甚の謝意を表するとともに、会員各位に対し今後とも御協力下さいますよう御願い申し上げる次第である。

昭和34年度 日本学校歯科医会調査報告

I	33年度各学校歯科医会事業計画と実施成績	
	回答のあつたもの	118
	事業を行わなかつたもの	2
	目的を達成したもの	38
	目的ほど達成したもの	65
	目的を達成しなかつたもの	9
	回答のないもの	9
II	学校歯科医の手当額	
	回答のあつたもの	123(詳細は別表)
	回答のないもの	0
III	学校保健法第17条の適用に関する各学 校歯科医会所属地区の実例	
	回答のあつたもの	92
	適用されていないもの	5
	適用児童1名当りの割当額	
	要保護者1名当り平均割当額 (調査表の内)	383.52円
	準要保護者1名当り平均割当額 (調査表の内)	164.5円
	診療費(初診料を含めて)の不足ある場合の処置	
	郡市区町村 負担	48
	PTA "	14
	診療担当歯科医 "	30

IV	本人(一部) 国保適用 回答のないもの	" 1 31
	IV 口腔検査後の事後措置の指示勧告は従来どの ように行つていたか	
	(1) 担当教師が口頭で行う " 書面で行う 養護教諭が口頭で行う " 書面で行う	40 3 41 3
	学校歯科医が口頭で行う " 書面で行う	24 2
	児童生徒宛 父兄宛	47 33
	(2) 学校から治療勧告票を渡している 児童生徒宛 保護者宛	78 83
	(3) 治療勧告票の配布以外の方法 父兄への連絡 " 啓蒙 " 督促	24 20 11
	東京都の場合 軽費治療券(健保料金並)を教育委員 会が発行 勧告票を教育委員会事務局が発行	
V	V 全国大会について	
	(1) 開催時期 秋 全国学校保健大会と同時期 6月 2月 5月25日頃 8月 3, 4, 7, 8月以外の月	7 3 3 1 1 1 1
	日 数 2日間 1 " 3 "	25 9 6
	時 間 8時間 6 " 5 " 7 "	8 6 5 3

3 "	2	講演題目	13
10 "	2	(3) 協議事項について	
9 "	1	(イ)	
12 "	1	2時間	17
15 "	1	3 "	9
場 所		1 "	8
交通便利な場所	8	1.5 "	2
全国各地	6	5 "	2
全国学校保健大会と同場所	5	20 %	7
東京	4	30 "	7
観光地	4	40 "	5
青森	2	25 "	4
広島	2	70 "	3
京都	1	10 "	2
四国	1	50 "	2
鹿児島	1	2 "	1
大都会	1	3 "	1
近畿地区	1	45 "	1
温泉	1		
近県(岐阜県の)	1		
(1) 研究報告及び特別講演の取扱について			
(イ) 研究報告は			
なるべく多数から募集発表するのがよい	35		
優秀なもの少數がよい	63		
(研究発表はしない)	1)		
(ロ) 研究報告の1題使用時間			
10 分	25		
20 分	22		
15 分	18		
30 分	15		
5 分	7		
25 分	3		
(質疑3分に限定 2 時間短縮のため研究報告の印刷物を流) してもらう			
(ハ) 研究報告は			
大会場で協議などと一緒にするのがよい	36		
別会場でするのがよい	31		
報告協議などと日を別にしてするのがよい	27		
(儀礼的なものはなるべく簡単に)			
(ニ) 特別講演は			
あるほうがよい	73		
あつてもよい	20		
なくともよい	9		
(ホ) 特別講演を希望するなら			
希望する人	21		
(3) 協議事項について			
(イ)			
2時間			
3 "			
1 "			
1.5 "			
5 "			
20 %			
30 "			
40 "			
25 "			
70 "			
10 "			
50 "			
2 "			
3 "			
45 "			
(ロ) 協議題はどのようなものを重点的に取 上げべきか			
○う蝕半減運動	3		
○学校歯科医の身分保障	2		
○学校歯科医の手当額統一、給与増額			
○学校保険法第17条適用による治療 C <sub>2</sub> から抜歯迄行なうことが出来る様運動			
○治療の範囲			
○啓蒙の手段			
○学校保険法制定後の校医のあり方			
○保健委員会のすすめ方			
○学校歯科医と学校教育の関係			
○料金問題			
○治療勧告について			
(4) 見学リクレーションについて			
(イ) 見学リクレーションに従来1日をあ てていたが、このやりかたで			
よい	83		
わるい	4		
(不明 1)			
(ロ) 見学リクレーションに1日を當て ることがよくないとすれば、どのよ うにするのがよいか			
半日位で極めて優秀な処、少数で良い	2		
必要なし	1		
(ハ) 見学をなるべく有効にするための方法			
主催者に一任	2		

時間の厳守(会場と会場の接近)

国立、国定公園を有する地区

参加会員親睦の場を設ける

娯楽を交える

時間を充分とる

前夜祭の様に前日やる

(ニ) リクレエーションはどんなものを希望する

か。

名所見物

55

温泉で静養

30

俱楽部、演芸劇など見物

10

その他 名物の試食会

1

地方色を盛り込んだもの

1

大会参加者に任す

1

なくてもよい

1

いずれでも可

1

(5) 文部省主催学校歯科医講習会を全国大会開催地で、大会前に行つてあったことがあつたが

(イ) このやりかたは

よい

29

わるい

6

やむを得ない

52

(ロ) わるいとすればどんな方法を希望するか  
末端者まであまねく講習出来る様にする

2

全国大会とは場所、日時を別にして東京  
で開催

出席期間を短く

広く希望名をつるべき

学校歯科医を講習するその本質を疑う

(やめるべし)

(6) 全国大会に対する批判、意見、希望

次年度の大会開催地は本年度の大会に於て決定されたし

全国学校保健大会と同一開催地、前日

3

大会参加者募集通知は、区、市、町の教育委員会宛に発送されたし

講演の際、スピーカーが反キョウで聞きとりにくい。

全国をブロックに分けて1年毎にブロックをまわる。

大会協議場に新しい感覚をもつた会員の発言  
出席を希望

大会案内通知の徹底

大会は参加者全員が考えるようにディスカッ

ション方法がよい。

日本学校歯科医会は日本歯科医師会の一部門として合併することが理論的である。

大会は学校歯科医の私の大会の如く軽く解釈される。

### 学校歯科医の手当額（年額）

全国平均 7,000 円				
	最低	最高	平均	備 考
青森県	4,660	15,200		各市町村によつて手当算定の基準が相違している
宮城県	3,500	10,000		気仙沼、手当計算の基準なし
栃木県	2,464	15,912		県立高校は一律 12,000 (年額)
千葉県	2,700	5,000	3,700	
東京都	3,000	17,350	14,000	臨時 4,800円、一回 400 円、月三回位、最高最低間に大差あり
神奈川県	7,100	14,460		
愛知県	6,000	8,000		名古屋市 1,000人未満、6,000円、2,000人未満、7,000円、2,000人以上、8,000円
岐阜県	2,660	7,670		各町村教育委員会予算内最低の線のところあり
長野県	4,000	8,300		岡谷市一人当たり10円、長野県最低 9,000円、最高 12,000円
滋賀県	2,250	8,500		生徒数 100人以下 3,000 円、500 人以下 5,000円 1,000人以下、7,000円、1,500人以上 10,000円
大阪府	6,700	12,000		校医一人宛に大阪市電定期乗車券無料交付
鳥取県	3,100			
広島県	2,000	9,050		
徳島県	2,500	4,000		1 人当たり 25円(徳島市)、1 校当たり 3,000円(小松島市)
香川県				2.00円(基本額)+生徒数×5円、3,000円+2.5円×生徒数
高知県	2,500	10,000		
福岡県	3,700	10,000	7,000	八幡市、小中学校歯科医手当、1 校当 6,000円
長崎県	6,000	12,000		1 人当たり 8 円、基本額 3,000円
大分県	3,000	7,000		
鹿児島県	4,800			1 校当たり、1 律 4,800円

全般的にみて同一県内に於ても各市町村毎に手当の算定基準が違う。

高額手当は大都市に多く見られる。

備考：

1. 本調査によると学校保健法条による診療の際、支払の不足を診療担当者である歯科医が負担する場合が30%近くある。これは各地方自治体が負担するのが最も妥当であつて、診療担当者たる歯科医が負担すること

は極力避けるようにすべきであると考える。

2. 口腔検査後の事後措置の勧告は、担任教師、養護教諭、学校歯科医から口頭で児童生徒に伝えると共に、必ず文書をもつて、校長の責任において保護者に通達することが妥当である。

(丹羽、山田)

### 文献紹介

#### 口腔衛生普及活動の設計

D. H. Goose

口腔衛生の普及活動について著者はいろいろな興味ふかいことをのべているが、まず、いい普及活動の計画としては、次のような段階を追つて行く必要があるとのべている。

- ア) 問題の概観をつかめるような前駆的研究
- イ) 基本となる統計的集収
- ウ) 宣伝
- テ) 成果の確認

そして、ある普及活動を行おうとするときは、その成果をたしかめることができるように、人口構成、飲料水中の弗素量、歯科衛生教育の実状、および人口対歯科医の比などのいろいろな条件がなるべく同じであるような2つの町や村というようなものを用いることができればこれ以上のことではない。

質問紙法というもの、たしかに口腔衛生の状況についていろいろの考えをつくるには役立つけれども、やはり、臨床検査の結果によつて状況をつかんで評価しなければならないが、この臨床検査がまた問題で、なるべくなら、すべての対象を同じ人が診査する方がよい。PMA指数、DMF指数というようなものはこんな評価を行うのには大変役立つものである。

何しろ、普及活動では、人々の興味をひき、またその要求によく適合したやり方をえらぶことが大切である。

2~5歳の子供は全く取扱いにくい対象であるが、母親の関心はそれにひかれてくるから、たとえば3歳の誕生日に、歯科検診をうけることをすゝめる誕生カードなどをおくる。といったような方法もある。

学童はもつとも対象としてはつかみやすいが、低学年では口腔清掃についての習慣形成に重点をおき、上級に進んだら、女子は審美観の立場から、男子は全身健康とのつながりからスポーツとの関係といった面からといふように、向き向きを考えに入れることも有効なことである。

いずれにしても、両親のたすけはこういうことにきわめて大切な意味をもつてゐるから決して忘れてはならない。

ポスター、リーフレットも、適切なときにうまく利用すれば効果の多いものである。

ラヂオ、テレビの利用も充分考えに入れなければならない。

いずれの方法にせよ、その効果測定のためには、臨床的な検査を、一定間隔ののちにはくりかへして行つて、その成果を評価することは大切である。

(The design of a dental hygiene campaign D.H. Goose Pub. Health 73 : 13 1959) (S)



## 学校歯科寸言

この会誌も、すでに4号を迎えたが、1年1回ということもあつて、内容がなかなか、血の交つたものになりにくい。今まで、いろいろなことが試みられたがあまり充分効果があげられなかつた。皆の会誌、われわれの会誌という形がとりににくい性格によるものと思う。これが解決できるかどうかはわからないが、今度、全国のいろいろの方々から、寸言をあつめてみることにした。学校歯科医には、筆八丁、口八丁の方々が多いので、御意見はきっとたくさんあることと思うけれども、寸言の形の中に案外、問題の核心となるようなものが見出されるのではないか、こんなことを考えながら、とりあえず全国の約40名の先生方に対して、葉書で寸言を求めた。

案の定、いろいろの問題が提示された。以下はそれである。(大沢、榎原)

### [大会の場所は大会できめたい]

高津 式

全国学校歯科医大会は全く歯科会のビッグエーベントの第一になりましたが、それだけに、主催県の苦労は大変なものです。どうしても引受けた尻込みすることになります。尤も千万ですが折角四半世紀ついで来たことですから何とかして円滑に継続したいと思います。そこで大会出席者の多数の盛り上った声に応じて立つという不分律を決めて次期開催希望地を全員の投票によることにしてはどうでせう、多数の希望のあつた地は不思得名誉と心得、お引受け願うという案です。御賛成下さい。

### [本会々報を年2回発行に]

東京 関口 竜雄

日学歯の会誌が大会誌であるのか、大会誌が日学歯の会誌であるのか判然としないのが現状である。編集理事が「会員の声」というページを設けたい希望のあるのはもつともなことと思う。然しながら、これ丈では解決つくとは思わない、何とか都合をつけて、年2回会誌の発行を希望する。

### [研究発表に時間をとりたい]

京都市 後藤 官治

1) 会員の研究発表を重視しこれに時間を与えられ

たい。

- 2) シンポジウムの形式は円卓会議の長所を取り相互の意見を開陳するのに便宜な配置を望む。
- 3) 形式な祝辞、挨拶の冗漫を避けこの時間を有効に利用したい。
- 4) 学校参観を重視し其の熱心な努力と施設に敬意を表したい。
- 5) 新進の会員に発言を多く与えたい。

### [学校歯科の仕事に日本歯科医師会の協力を求めたい]

北海道 館山文次郎

学校歯科医会の年々向上は吾々の社会性の大きな裏付けであつて喜びに耐えないところである。それにつけても益々運営内容の充実を図る事は緊要事項である。第一の改正を望む事は、日本歯科医師会の事業として全国統一を図るべきである。学校歯科医であるとにかくかわらず、歯科医師の社会医師の社会的事業として国民の健康管理の重責を果す事は、全国の歯科医師が一丸となつて任ふべきであり、学校歯科医のみにその肉体的、精神的及び経済的の負担を担わすべきでない。学校歯科医に非ざる会員も、側面的に応援する意味に於て、日歯にその事業を包含して協力的に応援する意味に於て、日歯にその事業を包含して協力的に平等の負担を払うべき事をと祈念するものである。

## 学校歯科寸言

### 〔歯科医全体の経済力向上が急務である〕

広島県 戸田 幸一

年々増加する学童の齶歯にはお手挙の状態です。そして私達学校歯科医が口腔衛生教育を推進すればする程開業としての忙しさが増してどうにもならない現状です。ムシバ半減運動の効果が出たであろうか疑問である。つくづく稼動能力の少きを嘆くと同時に専属学校歯科医を要望する。学校歯科医としての立場を認識すればする程私的経済と両立しない点にジレンマを感じます。

### 〔学校歯科に歯科衛生士を活用せよ〕

福島県 木村 徳衛

- 1) 殆んどの学校歯科医が開業医であると考える時、文部省刊行の小、中学校保健計画実施要領の職務内容を実施するには相当の時間的経済的犠牲の上に立たなければ出来ない現状であること。
- 2) 学校歯科医は軽度の軟硬組織疾患の予防並に処置について適切な診療を行うために歯科衛生士を充分活用してその目的を達成すべきである。
- 3) 国は(文部省)この衛生士の予算その他について養護教諭と同等に取扱う法案を考えるべきである。原則として一校一衛生士を置くべきであるが各自治体の実状に応じ考慮する。

### 〔学校歯科に新しい分野を〕

青森県 梅原 彰

昨年23回の全国学校歯科大会開催につきましては北は北海道南は九州各地から参考され盛大に開催することが出来たことは、何としても日本学校歯科医会、日本歯科医師会の御理解ある協力はさることながら、学校保健に关心をもつて来たことに対して、非常に喜ばしいことと思つて居ります。大会決議のムシバ半減運動も3年延長になりましたが、都市はどうにかこうにか目的の域に達して居るが、まだ町村の方にこれが滲透して行かないのは非常に残念に思つて居ると共に、これから課題をこの方面に向けたいと思つて居ります。それについても、去る7月7日当県弘前医大にて

行われた学術会議、第7部会(医、歯、薬)会議において協議題に、

1. 医療制度の検討
2. 学校保健に関する学術研究の振興

この2問が議題になり、現教育免許制度は保健が必修課目から除外されて居るため、校長保健主事、保健専門職員を除き一般教師は児童生徒の健康管理に関して十分な知識技能を持たないものが多いので、改正が必要である。小、中学校における保健教育が低調なのは現行教育課程上の欠陥にもよるが、教師の保健指導に対する能力関心が足りないので改善しなければならない。青少年の自殺や事故死が近年ふえて居るが、学校保健を医学ばかりでなく多角的に総合的に検討することが必要であると結論を下して居るが、我々もこれには全く同感であります。

### 〔学校の側の理解をもつと充分にする必要がある〕

埼玉県 前川 敬二郎

従来より、学校歯科衛生の向上にあたつて一つに学校歯科医の熱意に負うべきところが多く、その犠牲的奉仕の上に発展をして來たと云つても過言ではない。

その為、一部では誠に立派な成績を示しつつあるが、大部分の低迷さには「仕方がないもの」として取り残された觀すらある。そして現制度下の開業医の奉仕の限界も極まり、それを乗り越え、持続させて行くためには、学校歯科の努力が開業医の趣味的熱意とすら思われつつあるのではないかと思う。

そこでこれ等は打開し全体の普及向上を計るには、様々な企画が湧いて来ると思うが過度期的現状で夢を追うのはこの次にして、まず「一步前進」と云う立場から考えて見たいと思う。

これには種々の問題が山積していると思うが、私が取り上げたいのは、「学校歯科医の活動の場として学校側の受入態勢と認識」について再検討してみたい。

一頃よりは大部良くなつて來たが、未だに「ムシバなんかは……」と云う安易な無知と無関心な校長が余りに多すぎる。個人的にはそれでも良いが、学校歯科の指導、管理の一員として重要な鍵を握っているものが、それでは、あたかも車輪のかけた機関車に等しい。いくら石炭をくべても上手く走れる訳がなく長続きしない。

## 学校歯科寸言

そこで校長の学校歯科衛生に関する認識と理解をあらゆる方法をとつて再教育する必要があると思う。又、之に加えて一校一人の養護婦の位置を要求したい。(兼職の養護教諭等では駄目)そしてこれ等、対外的な啓蒙に本会が主力を向け、從としてわれわれ学校歯科医の充実と足並を揃える。と云う考えで進んでみても良い段階に来ているのではないだろうか。

以上、局地的偏考になるかも知れないが、とにかく機関車が動かなければ不幸なのは「学童という乗客」である事は万人が解つてゐる事実である。しかば機関車の動かし方の一法として愚見を述べたわけである。

## 〔学校歯科医の専任制などを のぞみたい〕

京都市 長谷川 清吾

学校歯科に関しては幾多の問題的が現在重積して居る。(1) 学校保健法もすでに実施中であるが、条文のみ整備が出来ても残念乍ら経済的裏付が充分でない。医療担当者の中には30年以上の長年勤務者は相当多人数であると思うが、これらの人々は相当の経済的、時間的の面の犠牲を払つてゐる。この辺で従来の行き方を変転せしめねばならない。(2) 専任校医の設置を要望する。各専門医制度を探ること、学校医の仕事及び其の責任は開業医の片手間の仕事としては荷が重すぎる。(3) 各学校の保健主事併にその関係者に歯科衛生教育を進展せしめて貰う。(4) 児童、生徒の衛生指導を教育の一環として更に一層実施して貰う。口腔検査の治療、予防両措置を徹底の方策を講じて貰う、と同時に検査後の措置を国費を以て支出出来る体制を希望し、せめて義務教育期間中だけでも実施したいと努力すると共に常に其の実現を夢みて居る。

## 〔学校、父兄の協力をもつと すすめて行きたい〕

香川県 謙訪 亮平

毎年新学期が始まれば全国の学校歯科医は多大の犠牲を払つて学童の口腔検査を行いこれを記帳して教師より父兄えと通達はして居りますが多くの場合後始末が充分行われず翌年同じ事を繰り返して居る所が多い

様ですが、之と一步進めて(PとT)の協力を以つて必ず完全に近く処置する様、全国的に呼び掛け度いと念願して止みません。学童のう歯絶滅の為めに!

## 〔6歳臼歯保護法をつくりたい〕

熊本県 栄原 義人

ムシ歯と所謂文化とは宿命的である。ムシ歯発生には食生活環境が決定的支配力を持つからである。待望のムシバ予防法案は、今胎動しつつあるが、本案をしづつて「学童の6歳臼歯保護法案」とぶつつけ本番に行つた方が実現し易く、実効があると思う、先きに制定された学校保健法第17条には……要保護者の学校病の治療費は、国の補助を行うものとする……と唱われている。之に基づく交付金は数回支払われ、この支途を見るに、歯科治療偏重になつてゐる。歯科の場合、C<sub>1</sub>のア充とすれば、正確な予算計画が立ち、然も実績はハッキリ現われるからである。これは全国的の傾向だと思う。そのための昨今、要保護家庭の子弟の方にア充をより多く見受けるのは、嬉しい皮肉である。「学童六歳臼歯保護法」は学校保健法の一環の形に於て、既に試験済みである。この上は要保護者への国庫負担を全般的に押し拵ろげるだけでよい。経費も知れたものである。レールは既に敷かれている。本年は、ムシ歯半減運動5カ年計画の最終年となり、やつと実を結びかけて来た。昨年、青森での全国学校歯科医大会で、この運動を更に5カ年延長する……と決議したのは当然である。次の運動期間中に、「6歳臼歯保護法案」を誕生せしめ祝杯を挙げたいものである。実現させねばならぬ私共の夢である。

## 〔永久歯から乳歯へ〕

東京 兼松 孝治

何十年経つても学童のむし歯罹患率の高いことは甚だ遺憾に思います。これは即ち乳歯に対する観念が余りにも困却されていることに原因しているものと思う。然し昔と異つて処置歯の目立つて多くなつたことはよろこびしい現象の一つである。保険制度のおかげでもある。吾々学校歯科医として永久歯のむしば予防並に早期処置を指導管理をすることは当然のことであるが一步進んで乳歯の保護に、もう少し力をそそいだらもっと効果を挙げることが出来ると思う。乳歯保

## 学校歯科寸言

存の重大性に鑑みて一考を要したい。

### 〔歯の清掃だけでよいか〕

埼玉県 中村久個

大正15年以来高校学校歯科医として現在に至つて居る。其の間昭和2,3年頃より三つの小学校を兼ねC<sub>1</sub>C<sub>2</sub>のア充乳歯の抜歯等現在行われて居ると同様、校内処置を数年余実施したことがある。その頃の罹患率と口腔衛生の発達した今日のそれと殆ど差のないのはどうした事か、考え様に依ては現在の歯科医学ではムシバの撲滅是不可能と云い得るか？

処が極少数ながら口腔衛生に無頓着で歯石や歯垢でいっぱいの口の中にムシバ一本もない人もまた居る。色々理由もあるが、矛盾の多い世の中だが之も其の一つとか、か様な人の口の中には（或は身体全体の中）ムシバを抑制する何物かがあるのではないか、既に其の研究を進めている学者もあるのではないか。早く発見されてムシバ予防に役立たせたいものである。現在では従来通りの清掃等を励行する外ないと思われるが、より以上の方があつたら教えて頂きたいものである。

### 〔毎日の刷掃指導の効果〕

島根県 大町真事

今回会誌に地方欄を設けられましたことに感謝します。私の県では学校保健委員会の実施其活動が一部分丈けで全体に充分普及していいのに心配して居ります。紙上を通し簡単に他県の実情を承りたいのであります。今一つお願いは学童の歯刷子の使用を徹底するには毎日学校職員の方が各々の現場で毎朝又は退校寸前に一言歯刷子使用を指導して戴きたいのです。

### 〔処置から保健指導え〕

東京 山田茂

学校歯科に関する話が初まるときから検査とその後の処置に集中される。このことは大切であるけれども検査と処置オンリーでは学校歯科は前しない。学校歯科医には学校保健計画立案への参与、保健指導、健康相談も職務の一つとして明記されている。特に保健指導法の研究が現在の学校歯科医に必要なものではなかろ

うか。新潟の礎小学校では長い間行つて来た校内処置を中止し、担任教師、養護教諭、学校歯科医が全児童を個別に父兄を与えて、保健指導した結果、95%という驚異的な処置成績を得た実例を改めて考えたい。

### 〔学校歯科におけるいわゆる予防処置の範囲をしつかりきめる必要がある〕

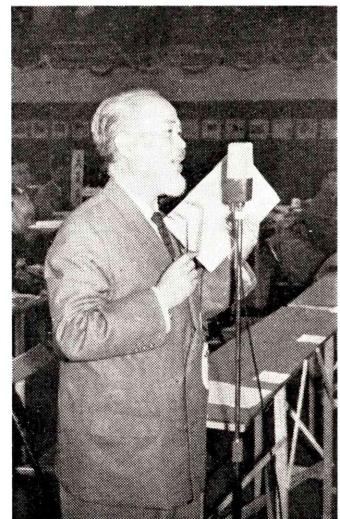
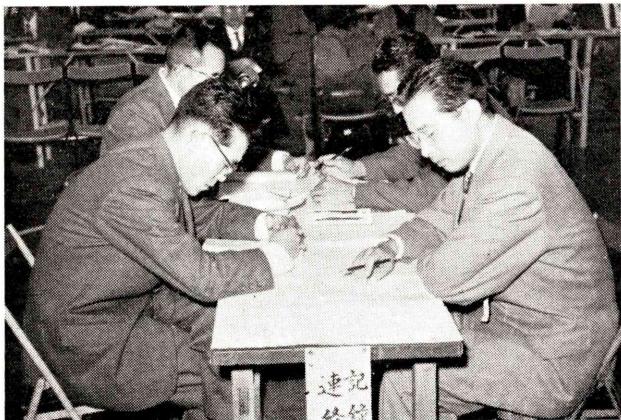
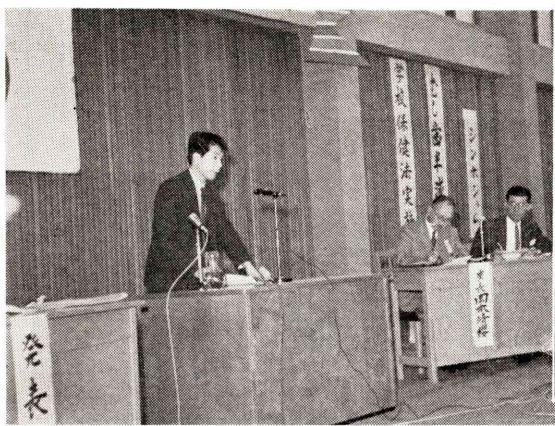
長野県 鮎沢嘉雄

現在学校歯科の隘路と云うか悩みと云うかそれは校内予防処置の問題である。此の事に限りいつの大会にも会議にも物議を醸しているが結局は判つた様な判らない様な結果に終つてはいる事からしても、如何に此の問題が学校歯科の大きな課題の一つであるとともに、速に納得のゆく結論を出さなくてはならないかが判る。今更この問題についてとや角云つて居る事は学校歯科医の見識としても考えなくてはならない事ではあるが、さりとて学校歯科の将来を思う時、放つておけない問題である。判つている者と判つていない者と判つてはいるが考え方方に相違があると云う三点に絞られている。考え方の相違点は相互が学校歯科と云う大乗的立場から意見の一一致を見い出して解決する事が肝要である。判つていない者は自から反省して大いに勉強する事である。





大会風景



シンポジウム・協議会

## 第23回全国学校歯科医大会

第23回全国学校歯科医大会は、"学校保健法実施上の諸問題ならびにむし歯半減運動実施上の問題について、研究協議を行い学校歯科衛生の充実を図り、あわせて健康な国民の育成をめざす教育目的達成に貢献する"という趣旨をかがけて、日本学校歯科医会、青森県学校歯科医会、青森県教育委員会、および青森市教育委員会の主催、文部省、日本歯科医師会、青森県歯科医師会、日本学校保健会ならびに青森県学校保健会後援の下に、昭和34年10月11、12日の両日、1,000余名の参会者を得て、青森市横山町の県立体育館において盛大に行われた。

この大会では、従来の考え方から、一步前進しようという企図の下に、大会のあり方について、主催者側で幾度となく研究が行われ、総括的な研究協議をやめて、学校歯科の当面の問題である。学校保健法に関連した問題とむし歯半減運動の問題とのつにしほることとし、研究発表および協議の課題をこれに集約するように運営するという基本方針の中心として"むし歯半減運動の検討"および"学校保健法実施上の諸問題"という2つのシンポジウムを行うこととなり、全国参加団体の協力を得て、この趣旨を貫徹することができた。

この意味では、この大会は日本の学校歯科の歴史において一つの一里塚ともなるものと思われる。

この大会の日程は次のとおりであった。

時 日	9.00	10.00	11.00	12.00	13.00	14.00	15.00	16.00	17.00
10月11日(日)	受付	開会式	シンポジウム I	昼食	シンポジウム II	協議会	懇親会		
10月12日(月)		教育視察および観光							

### 開会式および表彰式

日 時 10月11日(日) 9.30~10.30  
場 所 青森市横山町 県立体育館

#### 次 第

開会前演奏	合唱 "ハレルヤ" "青森県民歌"	青森県立青森 中央高等学校生徒
開会のことば	大 会 長 梅 原 彰	
挨 拶	大 会 名 誉 会 長 向 井 喜 男	
経過報告	大 会 事 務 局 長 松 田 貞 作	
祝 辞	文 部 大 臣 松 田 竹 千 代 厚 生 大 臣 渡 辺 良 夫	青 森 市 長 横 山 実 七 青 森 県 歯 科 医 师 会 長 館 札 七
	日本歯科医師会長 佐 藤 運 雄	青 森 県 教 育 委 員 長 美 浓 部 洋 子
	日本学校保健会長 栗 山 重 信	青 森 県 学 校 保 健 会 長 渡 辺 金 次 郎
	青森県知事 山 崎 岩 男	青 森 市 教 育 長 加 藤 寿 綿

#### 表彰 1) 奥村賞受賞

挨 拶	日本学校歯科医会会长 向 井 喜 男
審査経過報告	日本学校歯科理事長 岡 本 清 纓
賞状、賞金授与	奥村賞管理委員会代表 山 口 晋 吾

#### 八戸市学校歯科医会

答 辞	八戸市学校歯科医会会長 橋 本 勝 郎
-----	---------------------

#### 2) よい歯の学校表彰

青森県 三戸郡南部町相内小学校
" 八戸市柏崎小学校
" 弘前市時敏小学校

故奥村勝吉、岩原拓両先生に対する追悼

物故会員に対する追悼

閉会のことば

大会名誉会長 向 井 喜 男

## シンポジウム

この大会の中心行事ともいべき2つのシンポジウムは次のようにして行われた。なお研究発表者の内容については、すでに本誌研究欄に発表してあるのでここでは消略してある。

### シンポジウム I むし歯半減運動の検討

(10.30~12.30)

#### 運営組織

座長	向井喜男	日本学校歯科医会会長
副座長	野口俊雄	日本学校歯科医会常任理事
連絡係	佐藤一	青森県学校歯科医会理事
記録係	森宗一	青森県学校歯科医理事
	小杉正一郎	"

#### 発表表

1. 保健機構を主体とした例	本県のう歯半減運動	奈良県学校歯科医会 富森光弘
2. 保健行事を主体とした例	埼玉県におけるよい歯のコンクールについて	埼玉県教育委員会 高橋暉良, 高橋郁雄
3. 保健管理を主体とした例	富山県下のう歯半減運動について 保健教育を主体とした例	富山県学校歯科医会 坪田忠一 静岡県学校歯科医会 中村幸藏
4. むし歯半減運動の隘路	う歯半減運動の一環として実施した、へき地無医村に 対する巡回診療について	京都市学校歯科医会 後藤宮治 秋田県学校歯科医会 黒沢勝弥 大阪市学校歯科医会 森茂一郎
	う歯半減運動の隘路	
	この運動の隘路	

以上の発表に対して参会者を含めて熱心な討議が行われたが、それをまとめてみると次のようになる。

○むし歯半減運動の発表は何れも各講師諸先生の御苦心の程は良く理解し得る。之を全国的に考える時少數の学校歯科医にのみ犠牲を強いて全国参画会員の努力を義務づける様に持つて行つたならばその効果甚大と思うが如何。

○静岡県の中村幸義氏に対する質問であるが、要保護児童の校内処置を如何に実施して居るか、その考え方について承わり度い。

○如何にしたならば此のマスコミを強力に為し得るか。

○要保護児童のみは学校内治療を希望したい。他は健康教育により校外治療を受ける様指導する。校外治療は授業終了後に行つていい。

○むし歯半減運動の隘路についてであるが東京都の場合に於て研究不充分のためか、勤務日数が少いとの歯科の保健指導が完全でないという事が大きな隘路となつてゐる。但し各区では少數の歯科医は3~4回勤務して充分その効果を發揮している。従つて之を全体的な活動になれば所期の目的を達し路も打開出来るのではないか。

○要保護児童については大阪市の森茂一郎氏の御意見に

全く賛成であり、校外処置を主体とする。

○校内に於ける要保護児童の「治療」は問題点であろう。校内の「予防処置」であるならば問題ではないと思う。

○校外処置率を上昇せしむるためには校内の健康教育のみではいけない。父兄に対する教育を強力に進める必要がある。

「評価と今後の方向」

討議をおわかつたのち全体を通じてこの主題についてまとめて見ると三つの段階に分けられる。

1. う歯半減運動を実施する迄の段階
2. う歯半減運動の実践について（手段、仕方、受け方）
3. 家庭の理解と実践の意欲

此の運動の隘路については大きく分けて二つの問題にしほられる。

1. 認識の問題
2. 経済の問題

この運動は政治的にも考慮をはらい、経済的な行事（行動）を推進め、家庭の認識をたかめ、児童、生徒の自立的活動にまでもつて行かなければならない。

## シンポジウム II

## 学校保健法実施上の諸問題

(13.30~15.30)

### 運営組織

座長	岡本清縵	日本学校歯科医会理事長
副座長	竹内光春	" 常任理事
連絡係	波多野弘	青森県学校歯科医会理事
記録係	太田清美 中村善佐エ門	青森県学校歯科医会理事 "

### 発表

1. 学校保健計画
2. 就学時健康診断及び事後措置
3. 学校における健康診断及び事後措置
4. 要保護、準要保護者の医療助費補

大阪府学校歯科医会	岡田藤治郎
東京都学校歯科医会	河越逸行
大阪府学校歯科医会	小川信夫
長野県学校歯科医会	山田茂
横浜市学校歯科医会	林宏一
東京都学校歯科医会	和田金太郎
東京都教育委員会	中本徹
和歌山県教育委員会	川口吉雄
愛知県学校歯科医会	山田猶吉
大阪市学校歯科医会	平岡昌夫

以上の発表のうち討議が行われたが主な内容は次のとおりであつた。

- 就学時の健康診断は校医が行うことになっているが、その手当はどうなつてあるか。これは我々の犠牲において行われるべき性質のものでないから当然学校の設置者に対し請求し支給をうけるべきものと思う。
- 校医は単にその専門的分野において予防処置をするとのみが職務のすべてではない。つねに学校保健全体の視野において参画すべきことであり、学校保健計画の立案にあたつては必ず我々の立場から指導と助言を行わなければならない。
- 健康診断の事後措置に伴う医療費の補助において、準要保護児童、生徒の分も全額公費をもつて負担すべきであり、この決議は来る11月に広島市において行われる全国学校保健大会においても決議し、当局に強く要望する必要がある。
- 検査後の事後措置において、手当の支給をうけている学校歯科医のところで診療したときに、初診料をもつてよいか。
- 校医の手当1人当たり10円とはいかなる意味か。
- 就学時の健康診断の手当は、学校の設置者において当然正規の校医手当とは別個に支給されるべきものである。
- 1人当たり10円の手当といふ意味は、一応便宜的なものであつて確定的、決定的なものではないと思う。いわば一種の積算の基礎とも言うべきで児童が1,000

人のところでは10,000円ぐらいになると想うことだと思う。

○校外治療における初診料は取つて差支えないものと思う。

### 決議

準要保護児童、生徒の医療費は全額公費負担を実現するよう要望する。

「今後の問題点」

### 総括

(イ) 学校保健法実施上の諸問題について今後日学歯の理事会において十分検討をすすめていきたい。

(ロ) 学校歯科医は学校保健委員会に出席するなど、積極的に学校保健計画の立案と実施に参加すべきである。

(ハ) 就学時の健康診断の主体は市町村教育委員会にある。従つてその手当事後措置についてもそのたてまえ上大いにけいもうしていく必要があろう。

(ニ) 児童、生徒の健康診断の結果における事後措置において限られた手当、予算ではその処置においても自ら限度のあることを忘れてはならない。

(ホ) 要保護、準要保護者の医療費補助は出来ることなら全額公費負担をすべきであつて、その実現にむかってさらに努力を要するものと考える。

# 協議会

本大会のしめくくりともいべき協議会は同日16時から、行われたが、多くの協議題が出されこれに対し熱心な討議が行われた。

開会後議長団の選出が行われ、推薦によつて次の各氏が選出され議長席についた。

鮎沢嘉雄(長野県)

橋本勝郎(青森県)

小沢忠治(和歌山県)

築瀬真策(栃木県)

議長団の挨拶について議事に入るとただちに、向井喜男氏らより“第15号台風による被害県(三重、和歌山、愛知県救)援のため、本大会の名に義捐金釀出について”の緊急動議が提案され、これが“被災県として前記県のみでなく、他の被災県についても考慮する”という修正ののち、満場一致で成立した。

ついで日程に従つて次のように議事がすすめられた。

## 1. 第22回全国学校歯科医大会 経過報告

栃木県代表より同大会の後仕末について報告し、その大会の決議事項は、日本学校歯科医会と連絡して、それぞれ関係方面に陳情、連絡などをおわかつた旨を報告し、あわせて、その時の全国各全員の協力に対し謝意を述べた。

## 2. 第24回全国学校歯科医大会 開催についての報告

前月行われた日本学校歯科医会総会において、第24回全国学校歯科大会は、和歌山県において開催することが決定された旨を橋本議長より報告したのち、和歌山県会長が挨拶をのべて、協力を求めた。

## 3. 協議

ついで協議にうつたがその経過は次のとおりである。

### 1号議案「う歯予防の法制化を要望する」 茨城県

(提案理由) 最近のう歯罹患率は急激に上昇しております、誠に憂慮に堪えないところである。この際これが撲滅には国の総力をあげて邁進することが必要である。よつてう歯予防の法制化を要望するものである。

可決

### 2号議案「6歳臼歯のC<sub>1</sub>に対して国庫負担による処置方を要望する」 京都府

(提案理由) むし歯半減運動の一環として、最も重要

な使命を持つ6歳臼歯のC<sub>1</sub>に対し、その医療費を国庫負担にすることによってその効果を促進し、徹底を期するものである。

可決

### 追加議案「学校保健法施行後これが改正すべき諸点を補正されたき件」 宮城県

(提案理由) 医師と歯科医師の格差の問題もあるが、学校保健法中一般には健康診断と言う言葉を使用して居るにも拘らず、歯科では「歯の検査」となつて居るのでこれを「歯牙の健康診断」に改正を要望する。

可決

### 追加議案「学校保健法施行令第7条の 「法第17条の政令で定める疾病の中 5. う歯(永久歯のう歯アマルガム充填により治療出来るものに限る)」と あるが、乳歯の抜去が出来る病名を も加えるよう改正要望するの件」 宮城県

(提案理由) 提題の如く乳歯の抜去し含め、同時に括弧内の字句を省かれたいたい。

可決

### 3号議案「学校保健法に基く準要保護 児童、生徒の医療費の補助を要保護児童、生徒と同じにするよう要 望する」 宮城県

(提案理由) 学校保健法に基き、児童生徒の所謂学校

病に罹患したものの医療に要する費用を国と地方とで負担しているが、要保護児童生徒については全額負担、準要保護児童生徒では半額負担である。然るに要保護と準要保護児童、生徒の家計状態を比較するに困窮度については両者は殆ど差異が認められない。従つて準要保護家庭では半額の医療費の支出も困難である。更に該当児童生徒数からみても、準要保護児童生徒の方が多いので、国の負担によつて治療の出来るものは少数しかいないことになる。又医療機関側から見れば準要保護児童生徒より、半額の医療費を請求することは極めて困難である。よつて、要保護児童生徒と同様の国庫補助をするよう要望するものである。

可 決

4号議案「学校歯科医の担当する児童、  
生徒数の限界を定めるよう当局に要  
望する」

長崎県

5号議案「学校歯科医の手当の適正化  
とその国庫支出を要望する」

長崎県

(以上4、5の二協議題は提案者たる長崎県不参のため  
撤回された)

6号議案「公立学校の学校医の公務災  
害補償に関する法律の一部を改正す  
るよう要望する」

大阪市

(提案理由) 公立学校の学校医のみを現在公務の災害の場合は補償することになつてゐるが、これは甚だしく不合理なものであり、学校歯科医も当然この対象とすべきである。よつてこの法律を改正し、学校歯科医並びに学校薬剤師もこれに含めるよう要望するものである。

可 決

追加議案「学校歯科医の身分保障につ  
いて」(災害保障、手当の改正、退職  
資金制度の確立)

宮城県

提案理由 (省略)

退職資金については時期尚早の反対意見もあつたが、賛成多数で提案通り可決となる。

7号議案「歯の検査表の様式及び記号  
に關し改正を要望するの件」

大阪府

(提案理由) 現在使用している「歯の検査票の様式及び記号」については甚だ不備な点が多く実際面の運用に當つては統計、事後措置、保健指導に関し、よくその真を把握し得ざる感がある。

大阪府学校歯科医会及び大阪府立高等学校歯科医会においては学校保健法実施以来この点に關し銳意研究を重ねて來た。

殊に大阪府立高等学校歯科医会においては高等学校歯科医会においては高等学校の特殊性を有する立場から歯の検査票の様式、使用記号について成案を得たのでここにその全面実施方を要望する。

提案者より詳細説明あるも、反対意見多數あり尚且研究すべき諸点もある事として保留となる。

追加議案「日本歯科医師会に学校歯科  
衛生部を設置し、学校歯科に関する  
事業の強化発展を計るよう要望する  
の件」

宮城県

提案理由 (省略)

湯浅日歯副会長より事情補促説明あるも反対意見多數あるため保留となる。

以上を以て協議題の審議をおわり、それぞれについて、その処理を本大会当事者および日本学校歯科医会に一任する旨をきめたが、このとき議長より、さきの緊急決議による救援募金について、総額は30,985円になつた旨の報告があり、この配分については日本学校歯科医会執行部に一任することを決めた。

これに対し、愛知県学校歯科医会員から、被災県を代表して謝辞が述べられた。

このあとで次のような大会決議を満場一致で可決したのち協議会をおわつた。

大 会 決 議

児童、生徒のう歯急増に鑑みわれわれは学童のむし歯半減運動を提唱し、その推進を図つて來た。その間学校保健法の制定を見、本運動の成果もあがつて來たがさらに今後この運動を5カ年継続するとともに学校保健法に伴う予算の増額等の推進を図り、もつて学校保健の向上に努力されんことを当局に強く要望する。右決議する。

昭和34年10月11日

第23回全国学校歯科医大会

## 懇親会

大会場で、大会の終了後行われたが、多数の会員が参加し、郷土色豊かな獅子舞および登山囃子を鑑賞しながら歓談した。

この2つのリクリエーションについては、次のような由来がある。

### (1) 獅子舞の由来について

この獅子舞は寛文2年3月6日当村一野渡より獅子舞へ弟子入中の者免許帰村に付き同時に許しを得て一野渡村獅子舞としてその後年々舞い來りたるも不幸にして明和6年4月火災のため巻物並びに記録全部焼失致し、その後寛政元年まで絶えたるも村中の有志者相計り数名の発起により寛政元年8月再び獅子舞を組織しその舞が今日まで継続しきたつているものである。



その昔、仁孝天皇の御代津郡藩主寧親公の代、天保8年3月2日津軽の名臣、笠原達江守の案内にて江戸大御所時の將軍徳川家慶公並びに家定公の御前において舞いたる時賞讃の上過分の御褒美を下賜せられたので、これを戴くに扇をもつて頂戴せしに大御所公はその扇を持つて今一度差し舞えと仰せられしによりそのままその扇を持つて舞いし處御一同御意に叶わせられ御喜悦の躰を拝して、退場し、この光榮を永く記念するため獅子舞の終りに扇を用いてこの舞を舞うを例となしている。

その時に御褒美に山野10町歩(尾神の沢)牡丹に唐獅子の模様の幕、モミの袴着用の御許しがあつたので現在もその服装にて舞うこととなつてゐるものである。

### (2) 登山囃子について

この登山囃子は古くからお山参詣……毎年旧8月朔日の青森県岩木村岩木山神社大祭の時の囃子で津軽全地区で行われているものである。登山囃子の装飾用具、面、探物等について言えば参拝団体は檜の鉤かけを束ねた幣束(ゴハイ)を小は子供達の尺くらいより、大は若者達の20尺近いものまでさげて行列行進する。また「奉納岩木山神社」と書かれたものや5色の大幟等も加わる。それに伴う村の先立や老人達は各々白、銀、金等の紙製の幣束を肩にかけ、この廉束は初詣の人は、赤青黄白紫の5色を用い、2~4回までは白、5、6年目は銀、7年以後は金幣とされる。大幟や大幣束を奉持するものは素裸に、まわしを締め、向う鉢巻腰にジヤバラを掛ける。小幣束等の他の者は白肌着の上にキャラコかメリヤスの白装束に浅黄木綿の尺帯をしめ白い股引きに白地の頭陀袋を下げ白紙に包んだ白米を持参、岩木山頂上近くの種蒔苗代に豊作を祈願してそれを投げたものである。下山の後は五葉松の枝を手に手にして各様の面型を当て奇妙な歓声を発しながら下山囃子につれて踊り帰えり現在に残つてゐるものである。



## 教 育 視 察

青森県は全国健康優良学校として表彰された学校もあり、熱心なところが多いし、とくに今回は八戸市の学校歯科の地区活動が奥村賞受賞の対象ともなつたりして、みるべきものが多いと考えられていたが、地元としてもこの点にかなり準備をすゝめ、次のような5つの学校を視察校として指定し、期間は10月9日から13日の間自由に視察されるように配慮された。なお大会要項には各学校についてのくわしい資料がのせられていた。

区分	所 在 地 及 び 校 名	概 要	特 色	交 通
A	青森市浦町 市立橋本小学校	児童数 1,528 学級数 30 教員数 36	1. 学校保健計画 2. 青森市学校歯科医会々員の協力による校内処置と校外処置 3. 保健指導	青森駅下車、市営バス 国道廻りにて「浦町駅通り」前下車
B	八戸市類家 市立柏崎小学校	児童数 1,283 学級数 26 教員数 30	1. 青森県健康優良校として学校保健全般 2. 八戸市学校歯科医会々員の協力による校内処置 3. 児童会活動と校外処置	東北本線尻内駅乗かえ 八戸線八戸駅下車、タクシーにて五分
C	弘前市元寺町 市立時敏小学校	児童数 1,387 学級数 27 教員数 32	1. 学校保健計画 2. 学級1名の学校歯科医による校内処置 (学校歯科医の執務) 3. 校外処置と要保護児対策	奥羽本線弘前駅下車、 弘南バス浜ノ町線にて 「時敏小学校前」下車
D	十和田市三木本 市立北園小学校	児童数 1,194 学級数 24 教員数 29	1. 学校保健計画 2. 少数歯科医(1名)による校内処置及び校外処置 3. 環境衛生	東北本線古間木駅乗かえ、十和田電鉄三木本駅下車、バスにて五分
E	三戸郡南部町 町立相内小学校	児童数 229 学級数 6 教員数 8	1. 青森県一健康優良学校として学校保健全般 2. 農村小規模学校におけるう歯内処置と校外処置 3. 保健教育	東北本線諏訪の平駅下車、徒歩にて10分

### 学 校 視 察 メ モ

視察校が県内各地に分散したことから、実際に学校を訪れた会員は50人程度で、数の上では多いものではなかつた。それだけに、ご苦労様でしたと深く感謝申し上げねばならない。

最も多かつたところは、矢張り青森市内の橋本校で30人、次いで弘前市の時敏校が15人、八戸市の柏崎校が4人、南部町の相内校が1人と言う分布であつた。とくに、橋本校以外の3校は、青森から遠い地点に在るだけに、向井、岡本両先生はじめ全国のご熱心な諸先輩のご訪問をいただいて大いに感謝したところであつた。

今にして反省させることは、第23回の全学歯大会がせめて1年位前からわかっていたならば、本県の全部の学校に参加を願うことが出来たのにと残念に思つてゐる。

と言うのは、学校歯科医の大会だからと言つて単に我

々の個人的な集りでは、開催県としてはその開催意義を存分に高めたとは言えないからである。我々の本拠はあくまでも学校であり、児童、生徒がその対象である。そして、より学校の教師に対して今日我々が熱望している教育としての歯科衛生の確立を図ることが急務であるからである。

従つて、4つの視察校には、少なくとも都市グループ、農村、山村、漁村グループ毎の学校歯科に関する資料(保健指導や健康管理に関する実践記録)を、全県もれなく提出願つて展示出来たとしたら、どんなにか、本県として将来のためによかつたろうかと思うのである。そうすることによつて、全く力をつくしていない学校は勉強をして計画を持ち多少とも実践の成果を残すであろうし、それこそ県内の学校全部が直接、間接に参加することになつたであろう。

しかし、昨年の本県の場合はどうにもならなかつた。こうした一つの試みを、明年度本県で開催される第11回全国学校保健大会には必らず活かそうと思つてゐる。

本県の学校歯科医の制度は、たしかに歴史は古い。そして、我々は先輩のすぐれた足あとに続こうと今も懸命に努力をしている。しかし、我々は最近次のことを反省し打開せねばと思つてゐる。

青森市八戸市、弘前市に伝わつてゐる組織的、集団的活動に対する考え方である。歯の検査も、抜歯、アマ充等我々とは毎年集団的巡回指導で可成りの成績をこして來た。しかし乍ら、この方法のみでは深く個々の学校へ踏み入つて、対教師、子供たちとの好ましい人間関係を持ちつづけることが出来ない。と言うことは、教育的見地にたつたとき必らずしも完全なものとは言えないからである。

我々は、従来みられた以上のシステムをのり越えるために県内に校のモデル校の設置は、「う歯半減運動」の

実施に呼応したものであるが、この運動の成果は各学級担任と父母の理解と認識に立脚しない限りにおいて成功しないものであるだけに、新機軸を見出そうと飛びついでいつたわけである。かかる意味においては、一応の成果を得た積りではいるが、特に保健教育面においてはこれから段階だと思つてゐる。しかし、視察校の一つであつた三戸郡相内小学校は昨年度の全日本健康優良校の特選校にえらばれたことは本当によろこばしいことだと思つてゐる。全国からご来県された諸先輩のご指導の賜物と感謝している。

きつとこれからも、我々が学校歯科衛生をとおして手だてを与えた学校が、統々と教育学、心理学、医学の三部門から成る手きびしい審査をとおつた全国優良校が生まれることを確信している。

昨年のおわびとお礼を兼ねて一文をおこした次第である(Y生、1960. 8. 4記)。

## 観光

本県は学内に名勝十和田湖を擁していでの観光には事を欠かない。やはり10月12日(月)は十和田観光が行われ、大会に有終の美をかざつた。地元担当者の観光メモをかゝげて報告にかえよう。

### 十和田観光メモ

前日までの日程も大過なく過ぎ、本大会最後の日程である十和田観光にいよいよ出発(12日)。総員404名、青森市営バスのロマンスカー10台にそれぞれ分乗、浅虫駅を6時に出発す。貸切りバス10余台が列をなすこと、まさに壯觀であつた。十和田の観光は、ブームに乗つてか、すでに前年より契約する団体が殺到しており、バスや宿泊所を確保することに手を焼く結果ともなつた。人員の把握が観光当日まで問題を残し結局、コースも単調にして強引な日帰り制を採用せざるを得なかつた。従つて、奥入瀬の溪流や蔦温泉等の神秘境も、十分に、遠来の同志各位にご紹介できなかつたことは、かえすがえすも残念なことであつた。それにしても結構参加者が、十和田湖の湖水美等に満足の意を表し、われわれ関係者の労をねぎらつてくれたことに気を良くした次第である。以下はこの観光のこぼれ話である。

● どこの県の先輩が記憶には残っていないが、十和田湖に着いた途端に、いきなり予納金の件で、大会事務局の女性子R君が抗議を申し込まれていた。

なにしろ、大の紳士4人にとりかこまれた、ためか、

彼女もどうやら“とりのぼせ”らしい。無我夢中懸命な彼女の説明に、4人組も納得したらしく君ほつと一安心。

ところが、いよいよこれで十和田湖ともお別れと云う間際に、件の一紳士が、あわてふためき、R君のもとに駆け着けてきたのである。彼女はまた別の件での抗議かと内心おだやかでない。しかし、彼氏の云うには『私の万年筆を持つてないか』とのこと。R子おどろいて、早速ハンドバッグを調べたところ、幸か不幸か黒い万年筆は確かに入っていた。きまりが悪いやら、恥かしいやらでR子十和田湖に『入水』すると云うさわぎ。はたであどろいたロマンスグレー氏、見るにしのびず、彼女をなぐさめて曰く。『Rさんみたいな仕事熱心な人がいたからこそ、われわれもこうして、安心して観光ができたのである……』との、おほめの一言で、彼女も面目を新に、一命をとりとめると云うほほ笑ましい一駒もあつた。

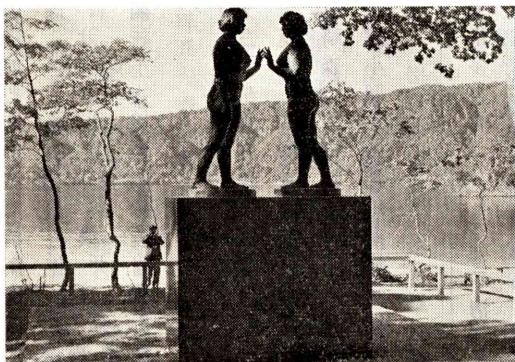
● 2号車に乗つた一見60歳ぐらいの老紳士の話である。

家は日本橋の傍だそうで、年から年中大都会の騒音の

中で、一日の仕事を終え、自慢の庭の樹々や草花を観て、その日その日の心を愈すことが日課の一つだそうだが、八甲田、鳶、奥入瀬、十和田湖までの生き生きとした樹林の緑の美しいことは何十年来だそうな。都會のほこりの生氣のない樹々にくらべ、鳶沼、十和田湖水の青い色は神秘なまで美しい。はるばる青森まで出てきた甲斐があつたと、正に童心に還えりバスの窓にヘビリついていた。何とうるわしき光景なりしか。

● 10台余の車の中には、それぞれ、この観光の世話役として地元の会員2、3名ずつ分乗した訳けだが、数の中には次のように不愉快に終つた者もあつたと聞く。後のために、あえてご披露する次第である。

或る車に案内係の仕事を引き受けたK君、内心大いに張り切つていただけに、次の話がいかにも残念だつたと云う。



K君は、ひがんだ見方をした訳けではないが、上方の人間は地方に来ると色々な面に優越感をもつて地方人に接したがるので始末が悪い。特に医者は我儘で唯独尊的なものである。しかも、旅の恥は何とやらで、家庭にあつて、いかなる良き父、良き夫なりと言えども、一そく惡習が角を出すものである。

バスの中で酔い痴れて卑猥な話に花を咲かせるもの。大言壯言するもの。酒飲みのもつ醜い面の總てを狭いバ

スの中にさらけ出して見せてくれたのには閉口したと云う。

K君に云わせれば、フエミニストではないが、同性として恥しい思いをし、また、憤慨もしたくなるのが当然かもしれない。ガイド嬢にあたかも芸者に接するかの如き態度がみられたとのことであり、初めは我慢して云われるまま歌のサービス等につとめたが、余りにも度の過ぎた要求にガイド嬢もさすが人の子、酸ヶ湯温泉まで来て遂に交渉を申し出る始末。中年男性の厚かましさだけではすまされぬ非礼が沢山あつたとのこと。観光では云うものの酒は程々にしたいものであるし、プライドはもつと大切にしたいものである。

●『Tokyo, Watabe』われわれは、毎年の大会で、ご熱心な大先輩の斗志あふれるご主張は、忘れようとも忘れられない程印象深いものになつてゐる。

大会々場でのご熱誠あふれる大奮戦も一夜明けた第1号車の観光客となつては、極くおとなしい好々爺であり、紳士であつた。

酸ヶ湯を過ぎて、鳶沼にむかう頃であつたろうか。うしろの席にいた私にも紙の袋がまわされて來た。『車掌、運転手に1人50円のカンパをしましよう』と云う緊急動議なのである。開催県の1人として、ヒューマニストWatabe先生を再認識するにと共に実に心温る思いがしてならなかつた。

●大会事務局職員のS君、せつかくの観光でもあるので、愛用のカメラを持ち出す。ところが、会員各位の、それぞれ持つてゐる8ミリカメラなどのゴリッパなのに、ドギモを抜かれ、張り切つて持参した愛用の古いカメラを人目にさらすのに気が引け、遂になにも写すチャンスがなく、しょんぼり持ち帰つたとのこと。なんと氣の毒だつたことか。

S君の曰く『歯科医者さんと云うものは、なんと、お金がもうかる商売なのだろう……』。

(S生、8. 12日記)

## 第23回全国学校歯科医大会参加者名簿

北海道

幸夫子熟明一一子枝格雄郎彦勇夫春近三雄郎敏郎一郎助助人馨  
正士久隆顕妙幸次次井忠文静貞正左次教三武三助勝之之義  
二み山地嶋沢倉立ま卷井館山林谷内内村井田烟口米茂守信義  
喜中菊向小熊大神加葛松南館紅刈庄庄山石浮池池上綱加市佐秋白

岩手県

平井啓二

秋田県

黒沢藤巻端良中奈良道隆喜

宮城県

佐庄吉後菅

山形県  
斎藤利世

吉良雄郎男吉郎雄貢稔治一榮実作  
定暉郁三正久武国正森富喜  
藤部佐見田田内浅後川田井司田井品橋井  
佐阿岸岸竹湯向越原平郡和石宇荒新土

栃木県  
築瀬銀源昇英政洋二  
田塚原田定海田謙塚  
田辺大

群馬県  
加納元武

山小川井戸

茨城県  
丸山虎井

千葉県  
平並山木戸岡  
村

彦夫工明吉春仁和郎枝子二三幸信多吉せ  
延和甚光泰二菊ヨ辰憲宏重利と  
藤部佐見田田内浅後川田井司田井品橋井  
佐阿岸岸竹湯向越原平郡和石宇荒新土

東京都

夫弥子清子子志つ久子ヲく助式行一策康輔松子江子子らくい江子  
静菊鶴重代与な安サキ之逸武正祐之金貞芳政豊きのみ玉貴  
信部木川八喜木崎部部井井川野野津越岡川中熊田井森橋田口橋信田沢  
田辺田本口林橋玉施挽田川辺屋久越地藤野井原上田

緑幸武七卓紀作郎恭治次長光三三伝夫春雄吉雄喜友智古弘徳亟一澄雄盧一夫雄吉昇一雄枝雄武子美秀枝和昭  
村三治由鳥太芳幸謙義徳要忠石清速慶忠広裟比重之剛眞文賢信鐘浅武子次利幹清嘉玉良正  
村松本根根島沼原上山江山林崎森本山口沢上藤原製崎忠村金田辺田本口林橋玉施挽田川辺屋久越地藤野井原上田  
中重堀浜関福天栗井丸入森小露小岡小山深川斎笛峰山松野渡藤塚樋小高兒布地島小戸土和大宮佐上松藤井本  
山堀山桜神丸藤内藤前萩荒鈴関新小森栗青小細美岩樋折島岩三伴大高松大関藤鈴斎昭豊清奥福初高三秋堀大大  
本江又井山田新田野尾原井木口井田本林山宮谷濃井口橋田崎ヶ木永塚木木藤井島水家本谷橋森吉田江崎崎  
下田田原井木口井田本林山宮谷濃井口橋田崎ヶ木永塚木木藤井島水家本谷橋森吉田江崎崎

郎寛夫馨造郎藏彰吉郎淳康豊三美治夫雄照夫勲雄郎で郎尚文三ツ邦郎弘夫一雄郎雄直司夫庸武栄夫二正澄敏り男長一  
静禧滋栄一清清三健雅脩幸義秀健ひ一正正徳リ守二貞得佐太重武忠平和利節秀俊正ビ正弘州  
藤良内瀬原恒谷村田馬田里塚村村内花崎内名田藤尚野木三正保戸多塚々越垣辺沢田馬内賀岡烟竹佐村谷原田川岡山  
佐奈長奥小工安梅工田熊小和対桜中大田奥長立宮久堀島秋烟蝦松工一波大佐打板渡田成相長芳石中大粟木泉野藤小石平

山	田	猶	吉	磨	郎	平
林	橋	銀	次	次	次	
大	橋	俵	勘	勘	勘	
益	川	次	勘	勘	勘	
岐	阜	縣				
山	大	蟠	繁	明	三	
新	新	野	喜	守		
富	山	縣				
吉	岡	枝	一	男	光	光
坪	田	二	忠	茂	善	男
島	田	三	三	善	正	
平	田	余	茂			
木	井	下				
橫	田					
大	阪	府				
岡	田	藤	治	治	一	夫
樞	口	忠	一	雄	順	夫
佐	々	健	一	昌	昌	勝
平	岡	昌	一	鬼	芳	郎
武	下	昌	一	静	祖	夫
木	村	昌	一	芳	篤	
西	田	木	一			
宮	脇	木	一			
中	村	木	久			
津	田	木	藤			
浜	松	水	水			
小	川	信	茂			
森	森	一	一			
京	都	府				
大	門	田	愛	子	子	脩
門	三	脇	子	脩	脩	郎
鈴	鈴	井	一	孟	孟	治
嶋	嶋	木	久	治	治	
宗	宗	善	藤	隆	好	
後	後	一	水	好	雄	
速	速	久				
和	歌	山	宮			
小	牧	野	孝			
牧	角	孝	吉			
角	川	口				
滋	賀	縣				
村	速	田	清	昭	起	介
		水				
三	重	縣				
矢	島	正	美			
奈	良	縣				
伯	田	五	參	六	次	
米	本					
兵	庫					
清	村	軍	時	稔	夫	
馬	淵	淵	寅			
滝	北					
岡	山	縣				
熊	代		甫			
廣	島	縣				
正	島	忠	夫			
鳥	取	縣				
秋	山	清	治			
倉	繁	房	吉			
島	根	縣				
大	町	真	琴			
高	知	縣				
小	松	忠	義			
見	元	惠	馬			
門	鵬	正	憲			
香	川	縣				
滿	岡	文	太	郎		
徳	島	縣				
津	田		稔			
大	分	縣				
河	野		亘			
酒	井		修			
福	岡	縣				
宮	崎		護			
井	上		之			
長	崎	縣				
堺	正					
宮	城	縣				
丸	山	貞	夫			

新潟県	田沢興雄 清水弥寿助	亟郎正信 男実男助 之太信 幸道辰周 錨間安保
長野県	有大草桐原根藤田沢川沢田沢下池原田瀬沢	男郎進光 一司昭夫 雄夫久雄人雄正茂逸三美雄雄 和治雄成義庄茂昭虎泰吉嘉堯增保 本原蘿原川根藤田沢川沢田沢下池原田瀬沢
	刀斎山宮中中依鮎宮小川山百唐閑渡小	勇鉄一秀政 辺山
静岡県	柳崎科村井憲浦	宰郎淑功明仁郎義実 太幸
	黒尾仁仁河龜大中杉	太忠
山梨県	荒木とく代	
愛知県	浅野喜久二	

顕一榮雄一信郎馬司男郎二男郎子郎平正雄五夫秀啓実雄夫男雄尚誠実郎吉二雄わよい工縷男男代  
正浩 竜信重一津秀安次貞鶴次久三昌 正清一外 貞正喜俊 太音朴雅みちきズ清輝秋正  
田中口田場辺志毛村林中川田藤林木沢記藤藤川根田下井口川藤山金田倉管渡上田田沢本羽水部  
塙園田関森大渡池石上小田市荒細斎小青矢荒斎安小中浜木向野白斎小和小小石川秋折亀岡丹清服  
奈川県 宏勇茂恒ハ道照敏代原田谷川橋田川井林榦島長柳高岡宮石

一吉彦子ル子子郎司  
宏勇茂恒ハ道照敏代  
原田谷川橋田川井喜  
林榦島長柳高岡宮石

子よ恵流元子よ郎雄強子子郎正也子奏人逸彦  
啓き允沙正女み三松侑な一鉄豊義英英豊  
内馬良辺川藤崎田田池内橋笠保沢花田木中  
長対奈渡松佐山浅成菊長高昆小久宮立村鈴嶋

良美麿男ち助治吉郎夫子郎夫ウ夫武助ク子雄  
直代達一さ利純文治達貞太敏示正喜キ祐芳  
地谷谷村橋部島田瀬岡崎条田越越田尾内保山  
菊湊新木楨高服松吉高波岩上成船船吉松久石

匡進行文ち彦男み志学俊郎鼎久造松一三年威  
之雅政み国恒き与太保廉保榮徳  
辺政田田沢原寺浦喜木中藤田島三士庭  
渡黒黒黒滝篠奥三及佐浜浜斎成津成平平福桜

みル治子子郎二門郎助美衛吉代雄吉ゑ三く三  
きテ悦愛薰次祥衛三之清兵勇菊義甚り庸と健  
原生橋沢沢金野佐木善尾田藤藤淵谷藤馬田館  
萩菅石宮宮岩波中佐七太佐清岩長佐対藤藤古

仙信夫誠三作誠郎藏郎司郎弘郎弘五郎  
博利吉幸一岩志太軍十勝  
泉田垣川越井里杉淵垣沢正所助勝  
小吉稻古鳥白中小岩稻宮地根橋中石坂高吉中  
里嘉恭橋田真里小

### 第23回全国学校歯科医大会収支決算書

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 日本学校歯科医会	200,000(円)	1. 旅 費	140,550
2. 日本歯科医師会	100,000	2. 食 糧 費	387,101
3. 青森県教育委員会	100,000	3. 印 刷 費	355,340
4. 青森市教育委員会	100,000	4. 消 耗 品 費	47,622
5. 青森県学校歯科医会	318,000	5. 貨 金 費	51,500
6. 青森県歯科医師会	50,000	6. 通 動 搬 費	59,558
7. 青森県学校保健会	10,000	7. 報 償 費	224,000
8. 会 費	372,000	8. 会 場 費	111,520
9. 寄 附 金	343,786	9. 借 上 費	117,480
		10. 予 備 費	99,115
計	1,593,786	計	1,593,786

# 大会役員名簿

大会名誉会長	向 井 喜 男	湯 浅 泰 仁	前 田 勝	男子勉綿夫雄郎
副 会 長	浜 岡 野 松 太 清	郎 纓	湯 浅 泰 仁	勝 勇 終 義 真 半
大 会 長	梅 原 彰	勝	郎	五 猶 市 清 信 八
副 会 長	大 塚 貞 夫	善 次 七 未	郎	重 与 鶴 武 初 啓 悟 修
大 会 顧 問	佐 菅 小 横 宮 館 鹿 島 (順序不同)	雄 琥 雄 実 房 七 雄 運 光 義 札 俊	英 誠	太 岩 洋 寿 恒 文 太
大 会 參 与	藤 原 出 山 川 島 (順序不同)	木 田 村 訪 野 川 久 井 井 野 田 町 田 藤 近 郷 谷 藏 田	昇 信 治 平 修 平 一 博 三 勇 孟 郎 琴 進 栄 示 郎 汝 司 雄 臣 治 見 彥 亮 卵 長 照 守 久 治 真 保 井 井 野 田 町 田 藤 近 佛 部 谷 藏 田	人 吉 造 人 策 七 郎 吉 郎 吾 夫 郎 弘 敏 市 子 雄 郎 吉 一 吾 勝 勇 終 義 真 半 五 猶 市 清 信 八 重 与 鶴 武 初 啓 悟 修
大 会 委 員 長	池 高 荒 武 館 宮 杉 神 和 南 後 津 倉 荒 見 有 鈴 江 佐 小 山 松	郎 式 政 一 郎 郎 多 郎 樹 治 治 勝 吉 竜 馬 雄 太 郎 郎 男 藏 コ 明 津 卷 下 山 下 山 野 田 藤 田 繁 谷 惠 元 賀 木 渡 藏 野 上 江 ツ	治 広 鬼 次 一 聞 太 直 清 宮 房 喜 寅 逸 太 静 定 重 工	一 工 春 行 郎 雄 ズ 光 逸 武 嘉
副 委 員 長	杉 長	田 内 貞 秀	作 夫	宗 シ 三
大 会 委 員	地 関 丹 山 黒	挽 口 羽 田 崎 市 三	雄 雄 男 茂 郎 鐘 竜 輝	岡 本 口 悠 田 野 榆 宇 平 坪 省 俊 紀 美 原 佐 井 田

郎磨一敏	弘三道晴三	司美熏郎誠幸三澄郎郎成一二吉三子助文一で郎子淳	三文で司夫文造道子
一琢修	育弘清健	満雅太雄健 次二一州祥清德合喜政栄ひ太啓	健正ひ軍達正栄弘つ
善貝井	野塚葉村馬	堀田花中里辺馬谷金尚野百覺	馬中内代瀬田笠葉山
嶋須酒関	多藤名藤田田山内元内谷	波平千中対新桜立浜中渡対泉岩一野平波工蝦佐吉黒平堀秋長熊	対畠堀地高黒小千横
繁順郎徳	淳郎一郎子	輔一逸豊郎獎直治人道司一夫吉文庸子造雄邦吉一夫	淳郎吉門弘匡熏一子
祖太重	一洋一律	正良三忠悦英弘軍隆正文正裕榮昭守謙洋滋	一清佐衛洋リ
幡脇文辺	谷杉馬藤山	谷上田恒竹田橋田葉所代岡越嶋中賀保笠川藤馬馬内	谷藤藤野辺花馬ユ
山宮満渡	熊小相工横	嶋三米和田大成石村千地吉船松烟芳久小古工相相長	村多藤
磨夫正学	夫郎一郎雄治郎夫郎	雄松雄美照寛夫匡吾郎馨雄尚彦ツ夫藏逸雄弘よ一榮郎流	康信滋禱
銀昌一	一幸一太昭健志滋	一武保芳清禧達陽次義正豊り和清英芳き信一沙	一太英信昭
岡塚	塚田塙垣川島垣内	田崎田村良瀬辺田里瀬村田中田内田木山里馬田畑藤辺	田瀬内良藤里正垣田田川
林平今原	大吉森板古福稻長	工成宮太奥奈高渡花大奥田秋嶋松長安鈴石中対平中工渡	熊工工中波渡立相佐
総務部長			
副部長			
施設部長			
副部長			
宿舎観光部部長			
副部長			

## 第23回全国学校歯科医大会後記

### —準備から開催まで—

毎年訪れる盛夏ではあるが、急に昨年の今頃の様子が眼前に浮んでなつかしい。

10月に開催する大会を、その年の6月になつて開催しようと言うのだから、常識ではとても考えられないことであつただけに、準備は大変なものであつた。

6月と言えば、例年ならもう開催案内が机上に届いている時期なのである。

ともかく、我々は、6月下旬の青森県学校歯科医会の役員会において開催に踏み切ることにした。

事務局を県教育庁の保健体育課におくこととし、課長さんに事務局長就任を願つて役所の機能をあげてご支援頂くことに成功した。おそらく、県教育庁当局のバックアップがなければこの大会は、或はお流れになつていたかも知れない。

開催に踏み切つてみて、いざ、具体的に店開きをしてみると取るものも手につかない有様であつた。

**大会案内の作成** これが最初の仕事であつた。日学歯の草稿を吟味し乍ら、出来るだけ見やすい、すつきりしたものを作ろうと様々なデザインと内容の検討に時間を費した。学校歯科医会の強力な面々は、歴史と伝統に輝く青森県学校歯科医会の面目をと言うことで、連夜激しい議論を戦わしたものである。時間的に余裕を持たなかつただけに深更まで協議をつづけたことは、今でも忘れない想い出である。

7月25日、案内完成の日である。だが、印刷所は25,000部の案内をついに3日ほどおくられてしまつた。急げば急ぐ程、思うようにすすまないものである。

1日の医業を4時頃に切り上げて、委員諸公は夕方から職員退庁後の役所に連日詰め込んで、荷造り作業を開始した。元帥も兵隊もあつたものではなかつた。みんな、汗にまみれて働いたものである。

一応、各地に施すべき手を打つた後で、今度は経費の捻出に精も出さねばならなかつた。

引きうけるとき、日学歯の大先生が「金をかけないモデル大会」をと言われたけれども、いざ、開催に踏み切つてみちのくの果に全国各地の同志を迎えると言うことになつてみれば、なかなかそうはいかないものである。

**予算**を実際に当つてみれば、どうしても160万円は必要なのである。そうなれば、県外からの財源は半分ぐらいよりあてに出来ない。寄附金と言つても立上がりがおそかつたことによりたやすく運ばれる筈はなかつた。

どうしても、県内で80万円近い金を調達しなければならなかつた。

県、市とは言つても、当初予算に計上しているわけもなく、漸く追加予算で夫々10万円ずつ獲得するところとなり、さらに県内の170の会員が各々2,000円ずつ拠出することも案外スムーズにすすんでいた。

さらに、余り期待出来ないものと思つていた寄附金や広告料も日学歯や青森歯科商会の努力で可成り明るい見通しを得ることが出来た。それにしても、一体県外の出席者が何人になるのか、このことによつて収支のバランスの確保に相当の影響を来すので実際気が気でなかつた。申し込み期限の8月末日になつても僅かに250人より得られなかつたのである。9月に入つて、大会まであと1ヶ月と言うのに4度目のPRに必死になつたことは1年にならうとする今日においてなお氣憶に新しい。

我々は、10月の大会を目標に準備日程を細部にわたつて作成し、それを大きな紙に書いて紅白の幕をはりめぐらすように事務局の部屋一杯にはつて準備に拍車をかけていた。

**大会要項** その表を見ると、大きく朱書で「大会要項は事前配布のこと」と書いてある。しかし、9月15日になつても容易に原稿は出揃わなかつた。シンポジアムや広告の原稿、出席者名簿等編集には全く困難を來したものである。10日も予定よりおくれて9月25日に漸く印刷所に手渡すことが出来た。表紙のデザインはともかくとして、広告と内容とのバランスをうまくコントロールして多少ともアカデミズムを臭わせ乍ら、しかも見やすい、使いやすいものにと苦心を払わねばならなかつた。

校正は連日連夜にわたつてつづけられた。10月の2日からは3日間は徹夜に近い作業を強行せねばならなかつた。期待をかけられ実現に最大限の努力を払い乍らも、とうとう、要項の事前配布は不可能になつてしまつた。今大会は、23回目にしてはじめてシンポジアムを採用しただけに事前研究の資料をお届け出来なかつたことを残念に思つている。さらに、予定の広告が入つていなかつたり、若干のミスプリントが発見される等不手際をおかしたわけであるが全く汗顏の至りである。我々が多少ないとも期待寄せた“津軽娘とリンゴ”の表紙も安手の印刷では思うように出来上らずこれ又大きく目算をくるわす結果となつてしまつた。

**会場**の設営についてふりかえりたいのであるが、幾多

のくやしい想い出がいまだに眼底に焼きついて離れようとしない。

その一は、例の机である。とくに施設部の涙ぐましい努力によって、全部特製の新しいものを入れようと言うことで、見本をとり寄せ方法に寸分たがわぬものをと固い約束を交わしたにかかわらず、まず大会前日に会場に持ち運ばれてみると、4本の脚に支えられた筈の机がまるで折りたたみ机のように一人立ち出来ないのである。どんなに面くらつしたことか。それでも、施設部必死の作業でどうにか支えの部品打込みで事なきを得たことは幸なことであった。

その二は、マイクロフォンである。シンポジアムのために6コのマイクと、討議用の会員席に配置すべき5コのマイクがこれ又事前の固い約束にかかわらずどうしても半数しか出来ず、大会運営に大変な支障を來したことである。大会前の模擬大会の必要を泌み泌み感じた次第である。

**大会運営** 7月のはじめから準備に取りかかったわけであるが、実際大会を迎えてみるとつい昨日のような気がしてならなかつた。夢中で準備に突走つたのである。

受付の混乱を予想して、人員の配置に万全を期し例の袋も前日机の坐席に配つた積りでいて、結構混乱するものである。ことに、当日受付が意外に多かつたので、袋の調製がスムーズに運ばれず、迷惑をかけたことと思う。このようなことは、予め予想して準備を怠りなくすべきことであつたろう。それにしても、会員諸先輩の積極的協力即ち事前申し込みがなされていたならとつくづく思うものである。700部しか作らなかつた要項と袋は不足を來した程で嬉しい悲鳴をあげたものであつた。おかげで、各方面におくばりしなければならない袋を、おくばり出来なくなつてしまつてこの点不手際を深く詫びる次第である。

この大会のメインプログラムは、シンポジアムであつた。

発表者の熱心さに比較して、一般会員の大半は席を立つ程で余り関心を示されなかつたような気がしてならない。ロービーあたりで観光の心配をしたり、展示品に見入つている会員が随分目に移つた。これを見るにつけても要項の事前配布の必要を痛感した。

また同時に、このテーマをあの全体会場で行うと言う運営面にも問題があつたのではないか。筆者はむしろ、多人数の参加よりも少数精銳による会議形式の方がかえつて実のある香り高い結果が得られたのではないかと考えた次第である。この大会は、もうすでにお祭りではないのである。健康な国民の育成即ち児童生徒の一人一人

の幸福を願い学校教育の一翼をになつて毎年開催されている趣旨を、お互いまう少し理解し合ひて夫々の学校現場に即したより具体的な問題の解明を目指す必要がある。

**全体協議会** 夕闇迫る頃であつた。漸く空席もなくなるて、討議はにわかに活気を帯びて來た。会場正面に掲げてある一つ一つの議題が拍手をもつて討議されていく。「日歯も日学歯との関係」に問題がすすむと一層熱氣をはらんで來た。まさしく、シンポジアムとはうつて變つた雰囲気である。シンポジアムはどちらかと言えば若手の先生が、全体会は元老の先生方が次から次へと熱弁を振るうと言うコントラストを描いていかにもこの大会の長い年輪を感じさせ感慨深かつた。

**懇親会** 熱氣をはらんだ全体会は稍々時間を超過していたので、気の早い会員は討議をよそに二階のスタンドに陣取つてよろしく一杯やつていた。何とも云えないほほえましい風景であり、罪のないこの大会らしいムードの一端をのぞかせていた。

レクリエーションの都合で、会場は急拵二階スタンドに移された。思い思いにいくつもの輪をつくつて昔話を花を咲せ、なごやかな一時はまたたく間に流れていつたようである。津軽地方の代表的な「登山囃子」と無形文化財に指定されている「獅子舞」をお目にかけたわけであるが、登山囃子の笛を吹く子供たちの群には惜しみない拍手と歓声が湧き上がり、準備当局としてまことによろこびにたえなかつた。

**宿舎** こうした大会の価値判断は、大会の内容そのものよりも往々にして宿舎における情緒の如何に左右されやすいものである。

従つて、實に回数を重ねて旅館組合や個々の旅館と交渉をもつて來た。しかし乍ら、或一部において可成りの混乱を招き双方に好ましからざるトラブルを起したことは、全く残念なことであつた。實に細部にわたる打合せをしていたにかかわらず、我々の注意を遵守しなかつた旅館、勝手に指定の旅館から他の旅館へ移る会員等。ともかく不馴れから多大のご不満を与えたことに対しては幾重にもお詫びを申し上げる次第である。

何と言つてもA級旅館に苦情が多かつたことは、料金もさること乍ら今後においても一考を要する問題であろう。

この大会は、いつまでも毎年つづけられねばならない。とすれば、また同じような問題で悩む開催地のことを考え、あえて次の提言をいたす次第である。

「申し込みは、一切各都道府県又は六大都市の集団においてなし、宿泊料金は画一制にし、かつ、はつきり代

表者を定め、同県、同宿制を採用すべきである」要は、秩序を求めるのである。

**学校視察** う歯中心の研究校は、殆ど青森市以外の遠隔の地に所在する関係から随分とご不便をおかけしたことと思っている。それに青森市内にはとり立てて言う程の学校もなく、この点実に申し訳なく存ずる次第である。しかし乍ら、幸いにも視察校になつていて了戸郡相内学校が、昨年度の全日本健康優良学校特選に選ばれたことは實に記念すべきことであり、諸先輩のご指導に深く感謝申し上げる次第である。

**むすび** 常識を超えた實に無謀な引き受け方をしたのではないかと、心配を重ね乍らもどうにか大過なく終了し得たことは何よりであった。日学歯をはじめ、全国各地の同志諸兄のご理解とご協力の賜物であり、かつ準備に當つた関係者各位の一致協力の努力がもたらしたものと感激にたえない。今半年の時間的余裕があつたらと残念に思う次第である。

しかし乍ら、この大会を期してシンポジアムが顔を出すところとなつたし、う歯半減運動が5カ年間延長の宣言がなされる等、多少ともマンネリズムの脱皮に貢献しえたことは幸いなことであつた。

また、大会終了間もなく東京都学校歯科医会をはじめ、各地からお礼やらお賞めのお手紙を頂戴し恐縮にたえなかつた。お世辞もあろうが関係者にとつては嬉しいことで、大会疲れも一べんに吹とんだ思いであつた。

明36年度は、第11回全国学校保健大会が青森市において開催されることになつております。必らずや昨年の経験を活かして万全の構えで大会に臨むものと思いますから、どうか再び多数の諸先輩がご来県を祈念してやまないものである。

おわりに、準備から終了まで役所の全機能をあげてご支援を賜わつた青森県教育庁ならびに日学歯、全国各地の諸先輩に深甚の謝意を表する次第である。

(Y生 1960. 8. 2 記)

## 文献紹介

### アテネの高校生における齲歯の疫学的研究

D. M. Hadjimarkos.

著者はアテネの12~14歳にわたる高校生（わが国の中学生にあたる）男女442名についての齲歯罹患状態の調査結果から、次のようなことを考察した。

この年齢のものは、ギリシャで長い間齲歯罹患状態が定常化していたのに、それに比べて高い抵抗性を示していることがみとめられ、何らかの因子が作用していることが推定されたが、とくにこのうち、第2次大戦の末期に生れた14歳群では他の群より齲歯が抑えられていることがみとめられた。

常用飲料水中的弗素濃度はこの場合には、齲歯抑制の因子としては考えにくい。

砂糖消費量は、ギリシャでは、占領期間中は全く手に入らなかつた。解放のうちにやつと旧に復したが、1948年には年間1人当大凡9kg、1958年では18kgであるが、一般にいえば他のヨーロッパ諸国、米国などに比べれば少ないのである。また戦争末期と、終戦後1~2年の間とではあまりかわらないにしだいに抵抗性がへつていることがみられる。これらの歯は砂糖については同じような口腔環境下におかれただけなのに、ただ形成期の状態が異なるのである、このようなことから、崩出後の砂糖の状態はあまりこの場合の抵抗性のちがいには関係がないように思われる。従つて、歯牙形成期に作用した何かの栄養的な因子が齲歯の抵抗性に関与していると考えた方がよいように思う。アテネにおいて調査された、この論文以前の資料もこのような見解を支持しているように思われる。

またギリシャの子供に対する歯科医療の普及は未だ不充分でもつともつこれが強化される必要がある。

というようなことを述べている。示された data の主なものは次のとおりである。

	12歳	13歳	14歳
被検人員	150	150	142
無齲歯者率	19.0 %	16.7 %	19.0 %
DMF歯(全永久歯)	3.76	3.72	3.70
D	3.26	3.08	2.92
M	0.30	0.24	0.34
F	0.24	0.42	0.48
⑧ Evanston (Illinois)	5.63	6.76	7.93
M Gcams Rapids	3.87	5.05	6.78
F (Mich)			

(An epidemiological study on dental caries among high-school students in Athens, Greece.

J. D. Res. 39 : 590 (1960) (S)

## 第6回総会

日 時 昭和34年10月10日 午後3時  
場 所 青森県浅虫温泉 東奥館広間

日本学校歯科医会総会は、第23回全国学校歯科医大会の前日10月10日に浅虫温泉で全理事会、評議員会にひきつづいて行われた、参加会員は82名であった。

議長として、会長指名の提案により、地元青森県学校歯科医会々長梅原彰氏が指名され議長席について、総会は開会された。

### 1) 会務報告

岡本理事長

イ) 本会名誉会長奥村鶴吉、顧問岩原拓、評議員松井六輔の各氏が逝去されたので、本会より弔意を表した。

ロ) 加盟団体

長崎、山形、和歌山、静岡、埼玉県の各県学校歯科医会が加盟し、加盟団体は45団体となつた。

ハ) 事務所の移転

昭和34年1月1日より事務所を日本歯科医師会内に移転し、事務を日本歯科医師会事業課に於て取扱つて貰うこととなつた。

ニ) 理事会

会務遂行の必要上、在京の理事を常任理事として平常の会務を遂行することとし、内規を作成して理事者の多数賛成で実施、本年1月より毎月第3火曜日に定期的に開催することとした。現在までに、1月20日、2月17日、3月17日、4月21日、5月19日、6月16日、7月21日、8月18日、9月15日、10月7日と10回の理事会を開催した。

ホ) 事務分担

1月20日の理事会に於て、次の通り事務分担を決定した。

庶務 野口、関口理事

会計 地挽、亀沢理事

調査 丹羽、山田理事

事業 竹内、河越、宇佐美理事

編集 榊原、大沢理事

ヘ) 第22回大会の決議事項処理

第22回大会の決議事項については、昭和33年12月2日、会長、理事長、大会会長の栃木県会長と文部大臣に陳情を行い、その善処方を要望した。

ト) 第23回大会

第23回の大会の開催地として、青森、長野、和歌山等を候補として数回の交渉を行い、青森県に決定

した。

チ) 第24回大会

第24回大会の開催については、和歌山県が開催を承知する旨決定している。

リ) 調査について

学校歯科に関する諸般の調査を実施するため、調査表を作成、加盟団体、郡市区歯科医師会等に配布して調査中である。

調査表は約600通位配布したが、現在回答のあつたのは120通位であり、近く集計を開始する予定で、集計は出来次第発表する予定である。

ヌ) 学校歯科医の公務災害補償

本件については、国会等にも度々陳情してきたが、本年2月日本歯科医師会と連名で請願書を提出、又各県にも県議会等に陳情方を御願い致しましたが、此の結果、12月開会の通常国会では成立される見通しである。

ル) 学校保健法に於ける歯の検査を初診行為とするは不适当であるということ

本件については数回の理事会で協議の後、公文書を以て日本歯科医師会に申入れを行つた。その結果、厚生省、文部省の間で話合いを行つて現況である。

オ) 奥村賞

本会名誉会長奥村鶴吉氏の死後、奥村家より学校歯科衛生発展の為に奥村賞を設定したい旨の御希望があり、本会では協議の結果、5月19日の理事会で賛成をして、その旨奥村家に通知した。

2) 日本学校歯科医会会計現況報告 地挽理事

自昭和34年4月1日至昭和34年10月1月に至る収入之部

昭和34年度会費収入 152,100円

過年度会費収入 141,600円

雑収入	4,119円(預金利子)
繰越金	318,017円
計	615,836円
支出之部	
大会費	41,158円
調査研究費	8,170円
会議費	16,050円
庶務費	31,618円
通信費	13,947円
雜費	11,000円
計	121,943円
差引残高	493,893円

### 3) 議事

第1号議案「日本学校歯科医会昭和33年度歳入歳出決算の承認を求むる件」

地挽理事より別紙決算書を提出し、これについて説明を加え、とくに、昭和33年8月31日までの分は第5回総会で承認すみという変則な状況であるが、これは從前から、本総会の時期と事業年度との不一致のため、支出がきわめて少ないような見かけをしているが、34年度からは正しい形にとゞのえるので了承されたいと説明のち、満場一致で可決、承認された。

第2号議案「日本学校歯科医会昭和35年度事業計画案の承認を求める件」

1. 第24回全国学校歯科医大会開催に関する件
2. 学校歯科医に関する調査及び研究に関する件

3. 会誌発行に関する件
4. 虫歯半減運動の継続並びに推進に関する件
5. その他本会の目的達成のため必要な事柄に関する件

第3号議案「日本学校歯科医会昭和35年度歳出歳出予算案の承認を求むるの件」(別紙)

第2、第3条議案は関連性があるので一括して上提され、第2号については竹内理事より、第3号については亀沢理事より提案趣旨の説明があり、第2号議案中、第5を削除すること、および第3号議案中、歳出の第2款需要費、第4項の〔旅費〕を〔会務連絡費〕に改めることの修正が行われたのち両案は可決承認された。

つづいて協議に入り

1. むしば半減運動をさらに5カ年継続すること
2. 伊勢湾台風義捐金を全国学校歯科医大会で募集すること
- の2件を可決し、さらに
3. 学校歯科医会の会員の増強について格段の努力をすることを申合せた。

ついで第23回大会の栃木県より、当時の協力についての謝辞があり、第24回大会開催地について、神奈川県、和歌山県よりそれぞれ希望が述べられたが、和歌山県が内定したのちに神奈川県の申出があつた旨の経緯についての説明があり、和歌山県に決定し、和歌山県代表より挨拶があつた。

### 日本学校歯科医会昭和35年度歳入歳出予算書

自 昭和35年4月1日 至 昭和36年3月31日

収入之部	予算高	前年度予算高	比較		備考
			増	減	
第1款 会費	790,000円	675,000円	115,000		会員7,900名分
第1項 会費	790,000円	675,000円	115,000		
第2款 雜収入	3,000円	3,200円			
第1項 寄附金	100円	100円			
第2項 雜収入	3,000円	3,000円			
第3項 繰越金	100円	100円			
計	793,200円	678,200円			

支 出 之 部	予 算 高	前 年 度 予 算 高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 事 業 費	550,000円	570,000円		20,000	
第1項 大会費	100,000円	100,000円			
第2項 調査研究費	100,000円	150,000円		50,000	
第3項 会誌発行費	300,000円	320,000円		20,000	
第4項 半減運動推進費	50,000円	0円	50,000		
第1款 需 用 費	210,000円	100,000円	110,000		
第1項 会議費	30,000円	30,000円			
第2項 庶務費	80,000円	20,000円	60,000		
第3項 通信費	40,000円	40,000円			
第4項 会務連絡費	50,000円	0円	50,000		
第5項 雑 費	10,000円	10,000円			
第3款 予 備 費	33,200円	82,00円	25,000		
第1項 予 備 費	33,200円	82,00円	25,000		
計	793,200円	678,200円	115,000		

日本学校歯科医会昭和33年度歳入歳出決算書  
自 昭和33年9月1日 至 昭和34年3月31日

収 入 之 部	決 算 高	予 算 高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 会 費	308,800円	630,000円		321,200	
第1項 会 費	308,800円	630,000円		321,200	現年度会費 249,300 過年度会費 59,500
第2款 雜 収 入	188,103円	3,200円	184,903		
第1項 寄 附 金	100,000円	100円	99,900		日本歯科医師会よりの寄附金
第2項 雜 収 入	7,538円	3,000円	4,538		保健法壳却代、預金利子
第3項 繰 越 金	80,565円	100円	80,465		前年度繰越金
計	496,903円	633,200円		136,297	

支 出 之 部	決 算 高	予 算 高	比 較		備 考
			増	減	
第1款 事 業 費	140,000円	520,000円		380,000	
第1項 大会費	123,000円	100,000円	23,000		第12回大会費
第2項 調査研究費	17,000円	120,000円		103,000	
第3項 会誌発行費	0円	300,000円		300,000	
第2款 需 用 費	38,886円	98,000円		59,114	
第1項 会議費	28,500円	28,000円	500		総会、理事会費
第2項 庶務費	5,940円	20,000円		14,060	事務諸費
第3項 通信費	4,446円	40,000円		35,554	郵便切手代
第4項 雑 費	0円	10,000円		10,000	
第3款 予 備 費	0円	15,200円		15,200	
第1項 予 備 費	0円	15,200円		15,200	
計	178,886円	633,200円		453,314	

# 日本学校歯科医会のうごき

## ☆公立学校の学校歯科医の公務災害補償についての運動

このことについてはすでに充分承知しておられることであるが本会としては、日本歯科医会々長とともに衆参両院に対して別紙のような請願書を提出し、その後各方面に働きかけておりましたが、去る3月28日、「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律改正に関する法律」が両院を通過し、この問題については一応落着した。

ここにその請願書と、衆議院文教委員会の議事録の抜萃をかゝげる。

### 公立学校の学校医の公務補償に関する法律一部改正に関する請願書

日本歯科医師会長 佐藤 運雄  
日本学校歯科医会長 向井 喜男

#### 請願事項

公立学校の学校医の公務補償に関する法律(法律第143号)に於て学校医のみをその対象とし、学校歯科医を除外してあることは差別の待遇であり、学校歯科医もその対象とする様改正すべきである。

#### 請願理由

公立学校の学校医の公務補償に関する法律は昭和32年5月31日議員立法により提出され、国会を通過、法律第143号を以つて昭和32年8月31日より適用されることになつて居ります。

本法律の立法にあたつては、極めて一部の意見のみによつて立法され、本法律に關係ある諸団体は全然之を知らないという実情にあつたのであります。然も之は学校医のみを対象として居り、昭和33年4月10日法律第56号を以つて公布されたる学校保健法によつても、学校歯科医、学校薬剤師等が学校保健に従事することが規定されて居るのでありますが、公務災害の補償を適用されるのは、学校医のみであつて、学校歯科医、学校薬剤師は適用されないということは極めて差別の待遇であります。

以上がその理由であります。

---

第34回国会 衆議院 文教委員会議録 抽選  
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する

#### 法律案起草の件

○大平委員長 これより会議を開きます。公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、去る9日、臼井莊一君より、その案文並びに趣旨の説明がありました。これに対し質疑の通告がございます。これを許します。

杉山元治郎君

○杉山委員 私は、今提案になりました法案に関連いたしまして、学校保健の問題について少しばかりお伺いしたいと思うのであります。

本年の学校保健費の予算を見ますと、前年度に比較いたしまして16,250,8000円の増になつております。いろいろと保健に関する仕事がなされるようありますが、特にその説明文のうちに「健康管理の徹底を期する」と、大へんけつこうなことを申されておるのでありますが、はたしてこれでできるかとどうかいふことについて多少の疑問を持つてあるのであります。まず第一にお伺いしたい点は、義務教育の学校の健康診断をやるとなつておりますが、これは大体年何回行なうことになつておるのか。またこの健康診断を行ないますため、学校医、学校歯科医というのが一校あたり一体何人か。これはどういうような状況になつておるか、まずその点をはつきりと聞かしていただきたいと思うのであります。

○清水政府委員 学校保健についての御質問でございますが、特に本年学校保健に関して予算上大きく取り上げられた問題は2つあるのであります。

1つは学校保健法実施に伴いまして、児童生徒の医務費の補助でございます。この点、昨年よりも約1600万円ばかりふえておるわけでございますが、これは学校病、大体7つくらいございますが、昨年来問題になつておりましたものの一つといたしまして、トラホームの治療費が大体積算が25日であったのでございます。

はたして25日でトラホームがなおるかなおらぬか、もちろんトラホームの病気の程度によりましようが、25日ではちよつとひどいのではないかというところで、それを倍にいたしまして、トラホームの治療に要

する期間の積算といたしまして、25日を50日間はどうしても治療するに必要であろうというところから、50日にいたしたのでございます。その点がふえております。それからもう一つは御承知のことと思いますが、学校保健管理、保健教育のはかに大切なのは、それと車の両輪ともなるべき学校安全管理、安全教育の問題でございます。これは昨年12月日本学校安全会法が成立いたしまして、この3月から仮称日本学校安全会法が発足いたすのでありますが、それらに要する経費といたしまして2800万円というものが、まず学校保健関係の2つの項目でございます。

次に学校保健法の制定に伴いまして学校には学校医と学校歯科医、それに薬剤師を置くことになつております。大体学校に学校医と歯科医師は1人ずつ置かれています。薬剤師も置くことになつておりますが、薬剤師は昭和36年3月までは置かないことができるという規定になつておりますが、現在約3000千人ばかり全国に置かれている次第でございます。

それから健康診断でございますが、昔は身体検査とかいうような名前でやつておつたのでございますけれども、学校保健法制定以来、もちろんこれは終戦後でございますが、健康診断をやることになつております。それは定期と臨時がございますが、定期の場合には、入学いたしまして4月、5月にいたすことになつております。

その他必要の場合に臨時検査をいたすことになつております。特にそこで重要なのは、この4月から新しい児童が学校に入るわけでございますが、入学前に児童の身体を見まして、健康診断をいたしまして、もし就学に支障のある場合はそれに対する処置をとる、いわゆる入学前の身体検査もあるわけでございます。大体以上でございます。

○杉山委員 今、学校歯科医は1校当たり1人ということになつておりますが、この学校医と学校歯科医の報酬とでも申しますが、それは大体小学校、中学校では年にわざかに7千円だということでございます。こういうわざかな金で、あるいは4月、5月入学期にいたすとしましても、多数の子供を診察いたしまするには少なくとも1日、2日で終わらないかと思うのでございます。そういたしますと、こういうごく少額の報酬では、これはまあ奉仕という意味で現在はやつておるのだと思いますが、それではほんとうの診察というようなことは不可能なのではないか。

もう少しこの点について考える必要はないか。そしてこの報酬については予算のうちに入つておるのか。

これはおそらく地方交付税のうちから出ておるという話を伺つておるのでですが、これはどういうような状態になつてしまふでしょうか。

○清水政府委員 ただいまの学校医、学校歯科医等の手当の御質問でございますが、全く御指摘の通りでございます。この問題につきましては、昨年の当委員会におきまして、堀先生からも強い御意見、御指摘ございました。その際いろいろと実情を申し上げたのでございますが、学校保健法が制定される前は年わずか3千円を地方交付税で措置いたしておつたわけでございます。その後学校保健法ができまして、今御指摘の1人7千円になつたのでございます。それにいたしましても、学校保健法の制定以来、学校保健医、歯科医の活動と御協力を願う点は、学校保健法制定以前に比べまして非常に内容が、時間的にも質的にも御苦労頗つておるのでございますので、7千円というのはあまりに不適当であるという点につきまして、この前堀先生の御質問の際も、私どもいたしましては少なくとも一人について2万円くらいの地方交付税を見てもらうのが適當じやないかというふうにお答えを申し上げたのでございます。急に2万円までいかなくとも、逐次7千円が1万円になり、1万円が1万4千円、あるいは1万8千円というふうに努力していくければならぬと思つてゐるわけでございますが、今までの事情はただいま申し上げたような実情でございます。今後とも私ども努力して参らなければならぬと思つておる次第でございます。

○杉山委員 お話のよう、健康管理の徹底を期するという言葉からいたしましても、今お話のように学校医、学校歯科医にもう少し報酬を増していただくことは適當だと思いますので、ぜひ今後一層の政府当局の御努力を願いたいと思うのであります。さきにお話した学校病の患者の人たちの中で、いわゆる要保護者の子供たちは全額国家で補償するということになつておりますが、準要保護者の児童については2分の1しか出ないという現状になつております。学校内におきまして要保護者の数と準要保護者の数を比較して考えてみると、いわゆるボーダー・ラインの人たちがむしろ多いのではないか、こういうように考えますと、もし今申しますように、準要保護者の児童は2分の1しか補助してもらえないということになりますと、その2分の1を父兄が負担しなければならないということになつて参りますと、これができない人もおりましようし、また子供自身もそういうことから考えて、いろいろと治療したいと考えても、むしろ家庭の事情からし

てこれを中絶する、こういうようなことになるおそれがあると思うのでありますが、私は学校保健法の精神につとつて、こういうような差別をしないで、むしろこういう子供に対しては、要はどうか、こう思うのであります、政府の御所見はいかがでございましょうか。

○清水政府委員 ただいま御指摘の点は全くおつしやる通りでございます。準要保護児童の数は要保護児童よりも多くございますし、準要保護児童も要保護児童と同じように全額公費負担といたしましてその半分を国で見る。こういう方向に持っていくべきであると思います。その点、私微力でございまして、まことに残念で、申しわけないのでございますが、来年度はぜひそういうふうにいたしたいと思っております。どうぞ御了承願いたいと思います。

○杉山委員 ゼひどうぞ来年度はお話のようにしていただきたいと思うのでありそれから教員の結核に関する健康診断の一部を援助するかのように書いておりますが、現在学校教員中、結核患者が一体どの程度あるか、何人ほどあるか。これはいわゆる児童に感染するおそれのある人もあるし、あるいはまたない人々もあるかもわかりませんが、全部ひつくるめて一体どの程度にございましょうか。そのパーセンテージでもけつこうですから、一応お知らせいただきたいと思うのであります。

○清水政府委員 教員の結核の問題でございますが、これは非常に減少いたしまして、教員ばかりではなく、日本国民全体の結核の罹病率は非常に少なくなり大へん申しわけないのですが、資料を持って参りませんでしたので、後ほど調査いたしまして、正確なことをお答えいたしたいと思います。

○杉山委員 どうかあとでけつこうですから、教員の結核患者数をお示しいただきたいと思います。一部いわゆる補助するというのですが、一部というだけではつきりしませんが、一体どの程度に補助するつもりでございましょうか。その点も一つお示し願いたいと思います。

○清水政府委員 公立の義務教育諸学校の校長先生と教員の結核に関する健康診断は都道府県の教育委員会で統一的に行なうのでございます。国はその経費といたしまして2分の1補助ということになつております。その計が1,230万円ということに相なっております。

○杉山委員 それで、はたしてできるかどうか心配であります、ぜひ先生たちの結核が早期に治癒され、あ

るいは結核の方は十分療養のできるような設備または方法をとつていただきたいと思うのであります。特にお伺いしたい点は、小学校、中学校の生徒の健康保持、増進をはかるために保健管理費の一部を地方公共団体に補助する、こういうことになつておりますが、一体どういうことをするのか、その点も一応おつしやつていただけばけつこうだと思うのであります。

○清水政府委員 学校におきます児童生徒の保健管理の問題でございますが、要するに学校保健法の趣旨といいたしますところは、子供が伝染病、あるいは修学に支障を来たすような病気を持つておるため勉学に来たさない、楽しく学校に来るというところに目的があるのでございます。従いまして入学前の健康診断はもちろん入学後の定期健康診断、臨時健康診断をやつて、そしてもしわゆる学校病というものを早期に発見し、治療しなければならぬ場合は、それに対して適當な助言と処置をいたすわけでございますが、その場合ただいま御指摘の通り経済上の事由で困難な人に対しては、これを要保護と同じように将来は準要保護も全額公費負担といたしまして、国がそれに対して補助するというふうにいたしております。

その児童生徒の医療費の補助が9千5百70余万円ということに相なつておるわけであります。

○杉山委員 次に、今提案になつております公立学校の学校医の公務災害補償に関する問題についてちょっと伺いたいのですが、今日までに公務災害をこうむつたどんな事例がございましょうか。これは事例がございますならば、それについてお知らせいただきたいと思うのであります。

○清水政府委員 現行法上公立学校の学校医の公務災害に関する法律というものが御承知のごとく32年ですか、制定されたと思いますが、それが制定せられた直接の動機は、その前に学校医が公務によって死傷せられたことがあるのでございます。承るところによりますと、学校医が修学旅行について参りまして、ついに死傷されたということを聞いております。普通学校医は健康診断の際学校に参りまして診断するのでございますが、そこから発生するような公務災害というようなものはほとんど考えられないのじやないだろうか。修学旅行などについていかれて、不慮の交通事故等にあうというようなことが31年の秋でございましたか、ございました。

なお、今の御質問は学校医だけでございましたが、学校歯科医、薬剤師というようなものについては今調査中でございますけれども、どうもその事例がただい

まのところは見当たらないのでございますが、ほとんどそういうことはないのじやなかろうかと思うのであります。学校医につきましてはただいま申し上げましたような事情でございます。

○杉山委員 ないということならばけつこうであります  
が、今申したような災害ならば、これは単に医師だけに限らないと思うのであります。ところが今お話のように昭和32年に制定されました公立学校医の公務災害補償に関する法律では学校医だけであつて、歯科医あるいは薬剤師が除外されておつたのであります。

幸いにきよう提案の法律ではこれを入れるというこ  
とでございますので、非常にけつこうなことだと思う  
のであります。私は今まで医師だけ入つておつて、薬

剤あるいは歯科医も除外されておつたということ  
は片手落ちでなかつたかと思つておつたのであります  
が、これはきよう法律が出ましたから申しません。し  
かし、これはむしろ議員提出よりも国家が提出すべき  
はずであつたと思いますが、もうそのことは申しませ  
ん。ぜひこの法案が早く制定されて、いずれも同等の  
扱いを受けて、十分これらの人たちが学校保健のため  
に働くようにさせていただきたいと思うのであります。

いろいろ申し上げたい点は多々ございますけれど  
も、この法案に関する点につきましては以上をもって  
質疑を終わりたいと思います。

### ☆ 学校保健法にもとづく、健康診断のうち、 歯の検査を初診行為とみなすことの不当 性についての意見書

学校における歯の健康診断の場合に、その検査を初診行為とみなし、学校歯科医が検査1ヶ月以内に社会保険医療によって処置を行つた場合、初診料は請求できないという考え方については、かねてからその不当性について各方面に働きかけてきたが、4月21日の本会常任理事会は、次のような意見書を可決して、日本歯科医師会長あて提出して協力を求めた他、関係方面へのはたらきかけを強化している。

#### 学校保健法第4条、第6条に於ける健康診 断のうち歯の検査を初診行為と見做すこと の不当についての意見書

学校歯科医が学校に於ける児童、生徒、学生又は幼児の健康診断のうち歯の検査を行つた後、自己の保険医療機関に来院した場合は、歯の検査時に初診行為があつたとみなされるから、初診時基本診療料は算定できないといふ解釈は不适当であると考えられる。

以下その理由を述べる。

1. 学校歯科医に学校保健法第16条に規定されている通り、学校に於ける保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するものであつて、その職務として学校保健法第6条の健康診断に従事することが示されている。

従つて学校における健康診断は、医療行為を前提とする診断、所謂初診行為と考えることはできない。

2. 社会保険診療に於ける初診時基本診療料は、「委託をうけた工場、会社又は学校等の口腔診査時に初診行為があつたと見做されるから算定できない」（厚生省

保険局医療課編、歯科点数表の解釈による）との解釈をとつているが、学校歯科医が学校保健法に規定された健康診断を行うことは当然の義務であつて、例えば事業主などの任意の「委託を受けて」行う口腔診査と同じであると見做すことは妥当ではない。以上のように学校に於ける健康診断と社会保険診療に於ける所謂初診行為とは本質的に異なるものであるが更に具体的に少しく説明する。

#### 1. 検査目的と検査内容の差異

##### ① 学校に於ける歯の検査の目的は

- A 児童生徒の口腔衛生状態を知り、保健計画立案の資料とする。
- B 預防処置の計画に役立てる。
- C 健康教育に生かす。
- D 保健指導に役立てる。
- E 健康相談に役立てる。

等であつて例えば歯に関しては、処置歯、未処置歯を検査し、未処置歯については予防処置や治療を必要とするか否かの判定、即ち C<sub>1</sub> C<sub>2</sub> C<sub>3</sub> C<sub>4</sub> の分類するにすぎないので、之等を以て医学的に初診と

いわれる診療行為と見做すことはできない。  
ロ 一般診療に於ける診断の目的は、疾患の状態を明らかにし、その予防または、治療方針を確立するために行うものである。

例えば

- A 家族歴、生活歴、既往症、不良習癖
- B 龋歯に関しては、C<sub>1</sub> C<sub>2</sub> C<sub>3</sub> C<sub>4</sub> に分類するに止まらず、治療方針の確立の必要から、齲窩の状況、歯髓の状況等に更に詳細に診断を行う。
- C 必要に応じてはレントゲンその他生化学的、病理組織学的、細菌学的等の診断を必要とする。
- D 治療日数の予想、治療計画、治療費の見積などをも必要とする。
- E 予後の判定

等、全く学校の場合と異なるものである。

## 2. 検査時間の差異

前項のようにその検査の内容方法を異にするのであるから、これに要する時間に著しい差があるのは当然である。

## 3. 診療担当者の制限の不当について

学校に於ける歯の検査を医療行為の初診と見做して、当該学校歯科医のみに初診料の徴収に制限を加えることは、結果として診療担当者を当該学校歯科医に限定しやすいこととなり、患者の診療担当者選択自由の原則を妨げて一般歯科医業を妨害する結果となりやすい。

## 4. 厚生、文部両当局に於て、学校における歯の検査を初診行為と見做すならば、学校歯科医は児童生徒の全員に対して、初診料を請求する権利を有するものと考えられる。

## ☆第2回奥村賞授賞について

本会は5月6日付、各加盟団体に対して、第2回奥村賞候補の推薦について次のような通牒を出した。

### 第2回奥村賞授賞について

標記奥村賞につきましては昨年度より設置され、第1回は八戸市学校歯科医会に授賞されました。本年は第2回を迎え規定等不備な点を改正し、左記により推薦を受付ることとなりましたので、別紙規定を充分御参照の

上、会員各位に御周知下さるようお願い申し上げます。

記

- 1. 推薦受付締切日 7月31日(昭和35年度)
- 11 宛 先 千代田区九段4ノ4  
日本歯科医師会内  
日本学校歯科医会長

## ☆全日本よい歯の学校表彰について通牒

別にのべたような全日本よい歯の学校表彰の事業については、その成案もまとまり、これに関する準備がとゝつたので、次のようなを、5月6日付で加盟団体に対して送附した。

### 全日本よい歯の学校表彰について

標記の件につきましては、本の最大事業であるむし歯半減運動の一環としまして本年度より行なうこととなりましたが、各加盟団体長におかれましては、別紙表彰規定、備考等を充分御参照の上、別紙応募票に基き審査を行ない、本表彰の規定に該当するものはすべて左記により御送付下さるようお願い申し上げます。

### 1. 応募受付締切日

全日本より歯の学校表彰会は7月31日(昭和35年度)、地方審査会(各加盟団長が主宰され度し)実情に即して適当な期日を定めて下さい。

又成募票は必要枚数をお知らせ下さればお送りします。

## 日本学校歯科医会役員名簿

(順不同)

会長	向井 喜男	品川区上大崎中丸 419 / 3	(441)	4,531
副会長	浜野 松太郎	西宮市南昭和町 63		
副会長	湯浅 泰仁	千葉市通町 71	千葉 2	3,763
副会長	前田 勝	京都市左京区下鴨中川原町 88	自 78	376
理事長	岡本 清纓	杉並区西高井戸 1 / 140	診吉田 7	1,774
常任理事	地挽 鐘雄	港区白金今里町 45	(391)	7,522
常任理事	亀沢 シズエ	荒川区三河島町 1 / 2815	(441)	1,975
常任理事	野口 俊雄	杉並区永福町 23	(891)	1,382
常任理事	関口 竜雄	練馬区貫井町 178	(661)	4,171
常任委員	竹内 光春	千葉県市川市市川 3 / 420	(073) 2	8,976
常任理事	榎原 悠紀田郎	横浜市港北区篠原町 1841	(05) (49)	9,448
常任理事	丹羽 輝男	豊島区椎名町 4 / 2136	(951)	2,916
常任理事	河越 逸行	中央区日本橋江戸橋 2 / 6	(271)	0,078
常任理事	宇佐 美八郎	墨田区吾嬬橋町西 9 / 63	(681)	1,345
常任理事	山田 茂	長野県小諸市荒町	小諸	193
常任理事	大沢 三武郎	大宮市土手町 3 / 201	大宮	1,525
理事	梅原 彰	青森市米町 27		
理事	平井 啓二	盛岡市仁王小路 34		
理事	黒崎市三郎	栃木県氏家町		
理事	鮎沢 嘉雄	飯田市松尾町 2 丁目		
理事	坪田 忠一	富山市東岩瀬町 326		
理事	林銀麿	名古屋市西区江川町 4 / 1		
理事	山幡 繁	岐阜市玉森町 16		
理事	嶋善一郎	京都市上京区仲町丸大町上ル		
理事	平岡 昌夫	大阪市西区江戸堀北通 2 / 9		
理事	宮脇祖順	大阪市東住吉区坂町 3 / 133		
理事	須貝琢磨	神戸市長田区本庄町 3 / 70	須磨 7	7,891
理事	小沢忠治	和歌山市梶取 113	和歌山 3	1,703
理事	清村軍時	神戸市生田区元町通 4 / 61		
理事	倉塙正	出雲市今市町 1179		
理事	満岡文太郎	高松市今新町 1 / 14		
理事	酒井修一	別府市港町 400		
監事	原一学	練馬区上石神井 2 / 983 / 29		
監事	渡部重徳	世田谷若林町 226	(421)	3,845
顧問	佐藤 運雄	中野区大和町 189	(381)	1,692
顧問	小椋 善男	市川市八幡町 4 / 1224	(023) 2	4,660
顧問	松原 勉	文京区駒込浅嘉町 36		
顧問	長屋 弘	名古屋市千種区堀割町 1 / 71		
顧問	竹中 恒夫	千代田区永田町 1 / 1 参議院議員会館		
顧問	中村 英男	千代田区永田町 衆議院議員会館		
顧問	池田 明治郎	福岡市春吉三光町 357	2	3,926

参	与	大	沢	勝	俊	人	新宿区柏木1ノ71	(371) 1,537
参	与	鹿	島	勝	俊	雄	市川市八幡町4ノ1224	(073) 2 3,927
参	与	高	津	見	信	式	大田区石川町95	
参	与	今	田	見	吉	信	板橋区板橋町5ノ5630	
参	与	榎	原	勇	吉	政	横浜市港北区篠原町1814	
参	与	荒	卷	広	吉	治	秋田市大町2丁目	
参	与	今	村	彦	造	造	富山市総曲輪	
参	与	緒	方	終	造	造	箕面市新稻579ノ3	
参	与	武	下	鬼	一	人	大阪市此花区四貫島大通2ノ2	
参	与	諷	訪	亮	平	人	高松市浜ノ町20	
参	与	柄	原	義	人	人	熊本市下通町2ノ29	

評議員	館	山	文	次	郎	小樽市稻穂町東5ノ5	
評議員	橋	本	勝	郎	修	八戸市長横町7	
評議員	菅	野	真	策	策	仙台市小田原大行院丁15	2 7,432
評議員	築	瀬	一	郎	策	宇都宮市日野町28	宇都宮 3,619
評議員	宮	下	一	郎	策	高崎市中紺屋町37	高崎 3,895
評議員	山	川	卯	平	七	群馬県渋川市1880	
評議員	立	花	半	七	七	茨城県那珂郡大宮町947	大宮 48
評議員	杉	山	聞	多	七	木更津市南町187	
評議員	牛	久	保	長	一	八王子市横山町94	
評議員	鈴	木	鶴	子	一	豊島区巣鴨1ノ71	(941) 1,503
評議員	森	田	八	五	郎	横浜市鶴見区鶴見町894	5 2,326
評議員	神	野	長	太	郎	川崎市砂子2ノ8	
評議員	今	井	照	博	二	山梨県中巨摩郡昭和村押越2089	
評議員	山	田	猶	吉	二	愛知県瀬戸市杉塚町28	
評議員	評	和	直	樹	三	金沢市下新町38	
評議員	評	新	井	守	三	岐阜市明徳町1	
評議員	評	中	川	市	郎	伊勢市大世古町77	伊勢 2,959
評議員	評	南	清	治	二	滋賀県栗太郡草津町大字草津3ノ1060	草津 169
評議員	評	上	野	勇	二	京都市上京区紫竹高繩町22	4 7,421
評議員	評	長	谷	川	吾	京都市東山区三条通東大路東入	
評議員	評	後	藤	宮	治	京都市東山区正面通本町東入	
評議員	評	宗	久	孟	三	京都市伏見区平野町59	
評議員	評	小	川	信	夫	大阪市港区市岡元町3ノ8	
評議員	評	津	田	勝	二	茨木市大字中穂積115	
評議員	評	岡	田	藤	二	堺市錦之町東1ノ23	
評議員	評	富	森	光	弘	奈良市今小路町12	奈良 3,332
評議員	評	倉	繁	房	吉	鳥取県倉吉市魚町2518	
評議員	評	大	町	真	事	松江市南田町92	
評議員	評	山	脇	弘	二	倉敷市八王子町64	1,923
評議員	評	吉	沢	八	郎	倉敷市旭町688	
評議員	評	荒	谷	八	龍	広島市大手町3丁目	3 2,936
評議員	評	豊	田	進	一	徳島市南新町西1丁目	
評議員	評	寿	満	重	敏	徳島県小松市港町	

評議員	見 元 恵 喜 馬	高知市細工町 46
評議員	加 藤 荣	福岡県三潴郡筑邦町大善寺
評議員	上 国 料 与 市	鹿児島市宇宿町 80
評議員	有 賀 寅 雄	大分市笠和町 1035 ノ 1
評議員	右 近 示	神戸市葺合区東雲通 5 ノ 81
		1 1,938

### 日本学校歯科医会加盟団体名簿

(昭和 35 年 8 月)

団体名	会員数	会長名	所在地
北海道学校歯科医会	364	館 山 文 次 郎	札幌市大通西 7 ノ 11 歯科医師会館内
青森県学校歯科医会	163	梅 原 彰	青森市米町 27
盛岡市学校保健会歯科部会	23	平 井 啓 二	盛岡市仁王小路 34
秋田県学校保健会歯科部会	220	藤 丸 善 助	秋田市追分 奈良歯科医院内
宮城県歯科医師会学校歯科衛生部	169	菅 野 修	仙台市国分町 県歯科医師会内
山形県学校歯科医会	128	永 田 亀 之 助	山形市桶町 51
茨城県学校歯科医会	200	立 花 半 七	水戸市三の丸 県教育庁体育保健課内
栃木県歯科医師会学校歯科医部	254	築 瀬 真 策	宇都宮市塙田町 380 県歯科医師会内
群馬県学校歯科医会	125	山 川 卵 平	前橋市桑町 53
千葉県学校歯科医会	438	湯 浅 泰 仁	千葉市神明町 204 衛生会館内
埼玉県学校歯科医会	425	大 沢 弘	浦和市仲町 5 ノ 19 県歯科医師会内
東京都学校歯科医会	1000	亀 沢 シ ヅ エ	千代田区丸の内 東京都教育庁保健課内
神奈川県歯科医師会	200	山 本 勝 利	横浜市中区住吉町 6 ノ 68 県歯科医師会館内
横浜市学校歯科医会	150	榎 原 勇 吉	横浜市中区住吉町 6 ノ 68 県歯科医師会館内
川崎市学校歯科医会	83	神 野 長 太 郎	川崎市南幸町 240 ノ森田歯科医院内
山梨県歯科医師会学校歯科部	80	今 井 照 博	甲府市百石町 県歯科医師会内
静岡県学校歯科医会	437	田 代 鋼 一 治	静岡市追手町 240 県歯科医師会内
愛知県学校保健会「歯科部会」	45	水 野 慶 治	名古屋市 愛知県教育委員会内
名古屋市学校歯科医会	190	長 屋 弘	名古屋市教育委員会事務局校健課内
岐阜県学校歯科医会	250	山 蔦 繁	岐阜市司町 5 県歯科医師会館内
三重県歯科医師会	3	中 川 市 郎	津市南浜町 427
長野県学校歯科医会連合会	390	鮎 沢 嘉 雄	長野市妻科町 信濃衛生会館内
富山県学校歯科医会	160	坪 田 忠 一	富山市安住町 県教育委員会事務所内
石川県学校歯科医会	17	和 田 直 樹	金沢市大手町 37 県歯科医師会内
滋賀県学校歯科医会	100	南 清 治	大津市 滋賀県教育委員会内
和歌山县学校歯科医会	200	牧 野 隆	和歌山市小松原通 1 ノ 2 県歯科医師会館内
京都市学校歯科医会	205	前 田 勝	京都市上京区智恵光院 丸太町下ル主税町
大阪市学校歯科医会	250	平 岡 昌 夫	大阪市天王寺区北河堀町49 府歯科医師会館内
大阪府学校歯科医会	137	浜 野 松 太 郎	大阪市天王寺区北河堀町49 府歯科医師会館内
大阪府立高等学校歯科医会	50	津 田 勝	大阪市天王寺区北河堀町49 府歯科医師会館内
神戸市学校歯科医会	110	右 近 示	神戸市生田区元町通 4 ノ 61
岡山県学校保健協会歯科医部会	100	山 脇 弘	岡山市石関町 85 県歯科医師会館内
鳥取県学校歯科医会	110	倉 繁 房 吉	倉吉市魚町
広島県学校歯科医会	15	荒 谷 竜 竜	広島市宝町 353 ノ 1 県歯科医師会内
島根県学校歯科医会	149	大 町 真 事	松江市南田町 92
徳島県学校歯科医会	100	豊 田 進	徳島市幸町 3 ノ 58 ノ 10 県歯科医師会内

香川県学校歯科医会	170	満岡文太郎	高松市鍛冶屋町6番地ノ1 県歯科医師会内
高知県学校歯科医会	137	見元恵喜馬	高知市細工町4611
福岡県学校歯科医会	600	加藤栄	福岡市新雁林町 県歯科医師会館内
長崎県学校歯科医会	174	堺正治	長崎県南高来郡国見町神代乙338
大分県学校歯科医会	203	酒井修一	大分市笠和町1035ノ1 県歯科医師会内
熊本県学校歯科医会	250	柄原義人	熊本市楠町68 県歯科医師会館内
鹿児島県学校歯科医会	120	上国料与市	鹿児島市山下町県歯科医師会内
全国婦人歯科医会	40	鈴木鶴子	豊島巣鴨1ノ71
奈良県学校歯科医会	130	富森光弘	奈良市杉ヶ西44ノ4 県歯科医師会館内

## 日本学校歯科医会会則

第1条 本会を日本学校歯科医会と称する。

第2条 本会は学校歯科衛生に関する研さんをはかり  
学校歯科衛生を推進して、学校保健の向上に寄与す  
ることを目的とする。

第3条 本会は左に掲げる事業を行う。

1. 全国学校歯科医大会の開催
2. 会誌の発行
3. 学校衛生に関する各種資料の作成
4. 学校歯科衛生に関する調査研究
5. その他本会の目的達成に必要なこと

第4条 本会は都道府県又は郡市区の学校歯科に関する団体を以つて組織する。

但し当分の間個人も加入することができる。

第5条 本会は事務所を東京都に置く。

第6条 本会は毎年1回総会を開く。

但し臨時総会を開くことができる。

第7条 総会に出席すべき各団体の代表者は所属会員数によつてきめる（会員50名までは1名とし50名以上になると50名又はその端数を加えるごとに名を加える）。

第8条 本会に左の役員を置く。

会長1名、副会長3名、理事長1名、理事若干名、監事2名、顧問、参与、評議員若干名、会長、副会長、理事長、理事、監事は総会に於いて選任し、その任期を2カ年とする。

但し、重任はさしつかえない。

顧問、参与、評議員は理事会の議を経て会長が委嘱

する。

総会の決議により名誉会長を置くことができる。

第9条 会長は会務を総理し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。理事長は会長の旨を受け会務を掌理し会長、副会長の事故あるときは会長の職務を代理する。

理事は会長の旨を受けて会務を分掌する。

監事は会計事務監査にあたる。

顧問、参与、評議員は重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

第10条 会長は本会と各地方との連絡又は調査研究その他の必要があるとき委員を依嘱することができる。

第11条 本会の経費は会費、寄附金等をもつて支弁する。会費の額は総会で定める。

第12条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 附 則

第13条 第3条の事業を行うために必要な規定は別に定める。

第14条 本会は日本歯科医師会並に日本学校保健会と緊密に連絡し事業の達成をはかる。

第15条 本会則を変更しようとするときは総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を要する。

第16条 本会則は昭和29年10月7日から施行する。

## 第24回全国学校歯科医大会

### 9月25日和歌山で

第24回全国学校歯科医大会は、9月25日（日）に和歌山市で開かれることになり、すでに案内が会員に出され、準備がおわっているが、くわしいことは、本誌の第5号で報ぜられることと思う。全国学校歯科医大会も開会いらい回を重ね、毎年盛大をほこつているが、ことに前回あたりから、大会のもち方について、いろいろな意見が出され、今回の和歌山でも、地元和歌山県学校歯科医会その他の関係者は、周到な態度でこれに臨み、2つのシンポジウムを中心にして追及して行く方式をとつた。

学校保健法の実施、学校安全会法の施行は学校保健の保健管理面に新しい光を投げたもので、これは一方において、国民健康保険の全面的実施を軸とする国民皆保険の動向とにらみ合わせるとき、きわめて微妙な、しかも重要な転機を示唆している。

また保健教育面においても、小学校、中学校および高等学校の学習指導要領の設定とともに、いわゆる学校保健における保健教育については、技術的にも、理念的にも少なからざる改変を必要とする段階に立ち入りつつある。このような一般状勢の下にあって、学校歯科の分野も新しい指導理念とそれを実行して行く力とがつよくのぞまれるようになって來た。

こうしたとき、第24回の大会のもつ意味はきわめて大きいといわなければならない。

すでに多数の全国会員の参加が予定されており、地元の準備も万全の由、心からその盛大をいのりたい。

#### 編集後記

いつもいつも発行のおくれた云いわけばかり書くのは本当に気がひけます。前号で8月発行を言明したのにまた9月になつてしまつた。全く責任を感じる次第です。

しかし今回は、いろいろな点から全体の構成をかえるように心を配つた。

表紙は、題字はそのままとして、全体のデザインを思い切つてかえてみた。御批判をいただきたい。特別寄稿としては、山田先生に、保健教育について書いていただくことにした。また、会員の声を何かの形で取入れたいというところから、[学校歯科寸言]をとりあげた。この欄はもつとふやして行きたいと思っている。ぜひとも御支援をいただきたい。

古い日本連合学校歯科医会の機関誌〔学校歯科衛生〕

をみてみると、本当にがつちりした、その時代の学校歯科の足あとがくつきりうき出した豊富な内容のあるのにおどろくとともに、ぜひとも、あの位のものに早くもつて行きたいものと思う。会誌の2回発行の意見もかなり出ているが、現状では一寸無理のようである。しかし、会の会計状況がゆるすようになれば、それはしたいところである。

学校歯科に関連した文献目録を最近5カ年分について出したいということは、計画していたところであり、すでに一部のものは整備されているが、今回はのせることができなかつた。紙面には別に出ないことではあつたがそれ御尽力を下さつた方々に心からお礼申上げるとともに、おわびを申上げます。

何とか大会までには、という念願をこめてこれを書いています。（大沢、榎原）



株式会社 吉田製作所営業部  
三殖株式会社営業所

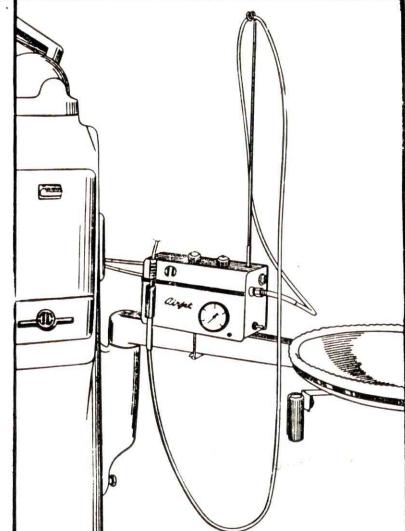
## 東京歯科産業株式会社

本 社 東京都千代田区神田五軒町 45 電 話 (831) 2227 0176~9  
大阪支店 大阪市南区横堀 7 丁目 2 電 話 (25) 5624  
出張所 福岡市上洲崎町 40 電 話 (2) 5553  
工 場 東京都墨田区江東橋 1 丁目 12  
埼玉県北足立郡与野町上落合 323

モリタのエアータービン

*Airjet*  
エアーセット

無痛治療と切削能率向上には—  
ペンシルタッチで素晴らしい切れ味  
小型で使い易く不快な音や震動がない  
—30万回転 モリタのAIRJET—



ラッキーセール 18回払

エアーセット ￥170,000  
マキュリー 2型 ￥90,000  
コンプレッサー (工場渡価格)

森田製作所

京都市伏見区東浜南町 680



森田歯科商店

東京・大阪・京都・小倉・福岡・和歌山

昭和三十五年九月二十五日発印刷

編集行人

日本京都千代田区九段四ノ六  
日本学校歯科医会内岡本清纓

## 歯槽ノーローの予防と治療に

大人用 300円・子供用 200円



世界の特許  
イオン・ブラシライオン

歯をシンから丈夫にして、歯槽ノーロー、ムシ歯を防ぎます。  
歯の弱い方はぜひお使い下さい。  
歯を白く美しくします。  
また血行をよくして生きいきした健康な歯ぐきをつくります。



イオンの働きで  
歯を完全清掃する  
新発明の歯ブラシ

イオン・ブラシライオンが  
医療器具に  
認められました

ライオン粧薬株式会社

T 714

40年間の不斷の研究と  
製造経験が結実して完成した  
新時代の磷酸セメント

GC New Era Series



粉末は磷酸セメントの極限まで微細で、  
しかも少量の液で練和出来ますから、  
接着力は著しく強化され、気温の影響も  
少く夏冬を通じて快適に練和出来ます。

—文献送呈—

エリートセメント

而至化学工業株式会社  
本社 東京都板橋区志村町本蓮沼183

印刷所

東京都品川区上大崎三ノ三〇社  
一ツ橋印刷株式会社